

未定稿

畜産クラスター関連事業 Q & A

注：Q&A は、現時点版であり、今後変更があり得ることに留意願います。

令和 3 年 5 月 31 日版

農林水産省生産局畜産部 畜産企画課・畜産振興課
公益社団法人中央畜産会

目次

I	概要	1
問1	畜産クラスター関連の補助事業は、どのような内容ですか。	1
問2	基金と一般予算の違いは何ですか。	2
問3	畜産クラスター事業を基金化することでどのような効果を狙っているのですか。	2
問4	畜産クラスター事業は今後も継続されますか。	3
問5	畜産クラスター事業は、何年間を目途に継続される予定ですか。基金が枯渇した場合、追加の造成はあるのですか。	3
問6	基金分と一般分では、事業の執行方法は異なりますか。	3
問7	補助事業の執行スケジュールを知りたい場合はどうすれば良いのですか。	4
問8	クラスター協議会の事務局組織と疎遠な経営体では事業に関する情報の入手が難しい場合があるが、どうすれば情報が得られますか。	4
II	畜産クラスター協議会	5
問1	畜産クラスター協議会は、どのような構成員で組織したら良いのですか。	5
問2	事業参加者（施設整備事業の取組主体、取組主体から貸付けを受ける中心的な経営体、機械導入事業の取組主体となる畜産農家、再貸付けを行う貸付主体）はいずれも畜産クラスター協議会の構成員である必要がありますか。	5
問3	畜産クラスター協議会の対象となる地域の範囲等について教えてください。	5
問4	畜産クラスター協議会は、畜種別に作る必要がありますか。	6
問5	畜産クラスター協議会は、いつまでに設立する必要がありますか。	6
問6	畜産クラスター協議会の設立に当たっては、どのような規約等を整備すれば良いのですか。	6
問7	畜産クラスター協議会は、何年くらい継続することが求められますか。	6
問8	地元には農協が事務局となった畜産クラスター協議会があるが、農協の組合員になっていない場合には、どのようにしたら事業を活用できますか。	7
III	畜産クラスター計画	8
	【計画の作成】	8
問1	畜産クラスター計画には、どのような内容を記載すれば良いのですか。	8

問 2	補助事業の対象となる畜種に制限はありますか。	8
問 3	畜産クラスター協議会を都道府県域一本で立ち上げ、畜種や補助事業（施設整備事業、機械導入事業）毎に、畜産クラスター計画を策定することは可能ですか。	8
問 4	グループの本社が A 県に所在し、B 県に有する農場（中心的な経営体）において取組を行う場合、県域を越えた畜産クラスター計画を作成し、当該県で計画の認定を受ける必要はありますか。	8
問 5	同一の畜産農家が複数の計画に中心的な経営体として位置付けられても良いのですか。	9
問 6	補助事業の参加経験が無い農家の事業計画策定に対する支援は何かありますか。	9
問 7	広域預託の仕組みを活用した分業化の取組を計画していますが、事業の対象になりますか。	9
問 8	家畜を預託又は受託するクラスター協議会を複数設けることは可能ですか。また、家畜を預託するクラスター協議会ごとに預託する農家や預託頭数をクラスター計画に明記する必要がありますか。	10
【目標の設定】		10
問 9	目標と検証方法について、具体的な数字を記載する必要がありますか。	10
問10	畜産クラスター計画の効果や目標について、新規就農者の場合は、どのような考えで設定すれば良いのですか。	10
問11	畜産クラスター計画の目標年度は何年後に設定されるのですか。	11
問12	畜産クラスター計画の検証作業は必要ですか。また、目標年度に計画を達成できなかった場合のペナルティ措置はありますか。	11
問13	都道府県知事による畜産クラスター計画の評価基準を教えてください。	11
問14	総合評価基準の基本的な考えを教えてください。	11
問15	農福連携の取組へのポイント加算については、どのような取組を行えばよいのですか。	12
問16	減算事項を追加した理由を教えてください。	13
問17	総合評価基準のⅠの（１）の②の「都道府県計画等」には、家畜排せつ物法に係る都道府県計画は含まれますか。	14
【成果目標年度】		14
問18	成果目標年度の設定について教えてください。	14

問19 収益向上効果を算出する場合、事業実施前の基準となる年度はいつになるのですか。 14

【計画の認定】 15

問20 知事が計画認定に際して確認する項目として「地域内の畜産の中心的な経営体への再編・合理化…」とありますが、この「再編・合理化」は乳業再編合理化のイメージと同様に農家数も減らすという意味ですか。 15

問21 地域へのメリットの波及効果について、地域に畜産農家が2戸しかおらず、2戸とも中心的な経営体に位置付けた場合の考え方を教えてください。 15

問22 畜産クラスター協議会に都道府県が参画している場合でも、畜産クラスター計画の知事認定は必要ですか。 15

問23 畜産クラスター計画は、実証支援事業の実施によって策定される必要がありますか。それとも、自主的に策定したものでも都道府県知事の認定を受ければ良いのですか。 16

問24 畜産クラスター計画の認定に当たって、事前に国との協議を行う必要はありますか。 16

問25 畜産クラスター計画の都道府県による認定は、いつまでに行わなければならないのですか。 16

問26 畜産クラスター計画の認定に当たって、第3者の評価等を入れる必要はありますか。 17

問27 畜産クラスター計画は、随時見直しを行って良いのですか。見直しを行った場合には、必ず都道府県知事の再認定を受ける必要がありますか。 17

【その他】 17

問28 畜産クラスター計画の作成推進には都道府県等行政組織の関与度合いが高くなると考えられますが、事業費として推進事務費が措置される予定はありますか。 17

問29 畜産クラスター計画は継続的な取組が前提となりますが、事業において取組を継続させる仕組みは考えていますか。 18

問30 県が認定した畜産クラスター計画は公表する必要がありますか。 18

IV 中心的な経営体 19

問1 中心的な経営体は、どのような者が対象になりますか。 19

問2 補助事業の対象者は、中心的な経営体に位置付けられることが要件となるので

すか。	19
問3 1つの畜産クラスター計画の中に、複数の中心的な経営体が位置付けられていても構いませんか。	19
問4 補助事業を活用しない中心的な経営体が畜産クラスター計画に位置付けられることもあるのですか。	19
問5 補助事業を活用できる中心的な経営体に要件はありますか。	20
問6 耕畜連携による堆肥利用を推進するために、耕種農家の堆肥舎を整備する場合補助の対象となりますか。	20
問7 平成28年度補正予算から、株式会社の要件が変更されていますが、考え方を教えてください。	21
問8 株式会社又は持ち分会社について、「農業（畜産を含む）を主たる事業として営むもの」に該当するか否かの判断はどのように行えば良いのですか。	21
問9 種豚や雛の広域供給を目的とした農場は中心的経営体に位置付けられますか。	21
問10 雛の生産とワクチン卵の生産を行っている農場は中心的経営体に位置付けられますか。	21
問11 農業者が出資して設立した会社等は中心的経営体に位置付けられますか。 ..	22
問12 農業高校や農業大学等は中心的経営体に位置付けられますか。	22
問13 福祉法人ですが障がい者支援のために農場を営む場合は中心的経営体に位置付けられますか。	22
V 施設整備事業	23
【事業実施主体・取組主体】	23
問1 事業全体の仕組はどのようなものですか。	23
問2 畜産クラスター協議会を事業実施主体とするのはどのような理由からですか。	23
問3 畜産クラスター事業については、大規模経営だけでなく中小の家族経営を含む多様な担い手がより利用しやすくするべきではないですか。	23
問4 法人化要件緩和に当たっての知事特認の内容を教えてください。	24
問5 「青色申告を継続して行うことが見込まれる」とは、何をもって判断するのですか。	24
問6 「原則として45歳未満」となっていますが、どのような場合に何歳まで認めら	

れるのですか。	24
問7 「法人化しないことの相当の理由」とは、どのようなことが考えられるのですか（基準は示さないのか）。	24
問8 公社等が整備した施設を中心的な経営体に貸し付ける場合の貸付方法はリース方式のみですか。	25
問9 複数の農業者が構成員となっている組織について、その構成員のための分散整備は可能ですか。	25
問10 市町村は施設整備の取組主体になることができるのですか。	25
問11 受託組織として農協が取組主体になることはできますか。また、地域の肥育素牛供給を拡大するため、農協が施設整備をした繁殖センターで農協自らが繁殖経営を行う場合には事業対象となりますか（農協は中心的な経営体になり得るか）。	25
問12 民間会社所有の家畜の預託を受けている預託専門農家でも、中心的な経営体に位置付けられれば取組主体となって事業を実施することは可能ですか。	26
【対象施設】	26
問13 どのような施設が整備可能ですか。	26
問14 畜舎等を整備するための敷地造成や地盤改良は補助の対象になりますか。	26
問15 非常用発電機は附帯設備として補助対象となりますか。	26
問16 施設移転の際には集落から離れていることが多いため、水道等のインフラ整備も補助対象にできますか。	26
問17 敷地内に設置する井戸や受電設備は補助対象となりますか。	27
問18 畜産クラスター事業で、バイオガスプラントは補助対象になりますか。また、環境優先枠であれば補助対象となりますか。	27
問19 畜産クラスター事業で、バイオガスプラントを構成する施設の一部を整備する場合は補助対象になりますか。	27
問20 畜産クラスター事業で、バイオガスプラントを構成する施設の一部を整備する場合に補助対象となる施設と考え方を具体的に教えてください。	28
問21 バイオマスプラントやコンポストを整備する場合は、家畜排せつ物処理施設の基準事業費を適用しなければなりません。適用する場合は、どの基準事業費を適用することとなりますか。	28
問22 「畜産クラスター計画のイメージ」の「耕畜連携型（特産物ブランド化・飼料用米活用）」について、エコフィード・飼料用米に係る取組を対象としています、	

食品残さの加工施設やTMRセンターの整備は可能ですか。	28
問23 飼料用米保管庫は、補助対象ですか。	29
問24 飼料タンクやフィーダーを単体で整備する場合でも補助対象になりますか。	29
問25 牛舎から放牧地又は別棟のパーラーまでの通路は補助対象になりますか。	29
問26 衛生施設としてエプロン（コンクリート敲き）を補助対象にできますか。	29
問27 施設周りに飼養管理作業を行う舗装スペースを整備したいのですが、飼養管理等基本的な生産工程に直接的に関わる作業について教えてください。	30
問28 防疫施設として外構舗装やフェンスを補助対象にできますか。	30
問29 畜産物加工処理施設の範囲は、どのようなものですか。規模などの要件はありますか。食肉センター、食鳥処理場は補助対象ですか。	31
問30 畜産クラスター事業の補助対象となる畜産物加工施設について、高付加価値の乳製品・食肉加工品・鶏卵加工品を製造する施設とありますが、具体的には、どのような施設ですか。	31
問31 加工業者が畜産クラスター事業を活用して畜産物加工施設の整備することは可能ですか。	32
問32 加工業者でも畜産経営を行えば（行っていれば）、畜産物加工施設が補助の対象者になりますか。	32
問33 畜産部門と加工部門を分社している場合は、補助の対象になりますか。	32
問34 畜産農家が構成員となった事業協同組合や会社の場合、畜産クラスター事業による畜産物加工施設の整備は出来ますか。	32
問35 畜産物加工施設の整備を行う際に、整備する施設で加工する畜産物は殆どが自己の経営で生産する畜産物であることとなっていますが、殆どとはどの程度ですか。	32
問36 施設整備事業で乳用牛舎と一体的に搾乳ロボットを整備する場合、サンプリング装置、乳成分分析装置、繁殖管理ソフト、経営管理ソフト等のオプション装備も補助対象になりますか。	33
問37 畜産クラスター事業で集出荷施設は補助の対象となりますか。	33
問38 共同利用するためのGPセンターの整備は可能ですか。	33
【補改修】	34
問39 畜舎等の補改修は補助対象となりますか。	34
問40 上記の場合、増築も補助対象となりますか。	34
問41 老朽化した施設や機械を単に更新する場合も支援するのですか。	34

問42 畜産クラスター協議会の構成員（例えば県酪連など）の既存事務所の補改修等は事業として認められますか。	34
問43 離農跡地や後継者不在の経営施設を補改修する場合、例えば、A氏の所有する施設をA氏が所有したまま、中心的な経営体であるB氏（畜産農家）が借り受けて補改修する場合も対象になりますか。	34
問44 施設の購入に係る経費については、補助対象となりますか。	35
問45 畜舎等を補改修する場合、対象物件が国の補助事業で整備したものであり、かつ、耐用年数が残っている場合、補改修費用は本事業の対象となりますか。	35
問46 施設整備後に追加的な模様替えを行いたいのですが、どのような手続きを行えば良いのですか。	35
問47 補改修後の耐用年数が5年以上とされていますが、長期間使用した施設についてはどのように耐用年数を判断すればよいのですか。	35
問48 事業により整備した施設の改修等（建替、増築、補修、改修、廃棄）は、整備後何年経過すれば可能ですか。5年経過すれば良いとも聞きましたが本当ですか。	35
【環境】	36
問49 畜産クラスター協議会の構成員に周辺住民を参画させることは必須となりますか。	36
問50 悪臭等の環境問題による農場移転に伴う施設の整備等への支援も可能ですか。	36
問51 施設整備後にさらに増頭したため後追いで追加のスラリーストアー等の設備を整備することは可能ですか。	36
問52 施設整備事業において、家畜排せつ物処理施設として高度利用施設（メタン発酵処理施設、焼却施設、炭化施設）を補助対象にできますか。	36
問53 畜産クラスター事業で整備した施設に後から発電設備等を追加で整備する場合は補助金の返還が必要ですか。	37
問54 家畜排せつ物処理施設の整備と併せてフロントローダー等を導入することはできますか。	37
問55 収益性の考え方について、畜産環境対策では、何をもって収益性の向上とすればよいのですか。	37
【家畜導入】	38
問56 貸付によらない場合も家畜導入の対象とできませんか。	38

問57 生産者や地域（都道府県、市町村、農協等）の独自財源により畜舎を整備し農家に貸し付ける場合、家畜導入だけで支援対象とできませんか。	38
問58 平成29年度補正予算から、肉用繁殖雌牛の導入月齢が48か月齢未満から72か月齢未満まで引き上げられていますが、どのような理由から変更になったのですか。また、これによる注意点はありますか。	39
問59 平成29年度補正予算から、施設等を整備する場合には、国の共済制度又は民間の建物共済、損害補償保険等に確実に加入することとされましたが、本事業で導入する家畜も、保険に加入する必要はありますか。	39
【規模拡大要件】	39
問60 「当該地域の平均規模以上」の要件の「地域」の範囲は、畜産クラスター計画の地域と同一と考えて良いのですか。また、当該地域における畜産農家戸数が少ないなど地域の平均値として相応しくない場合、市町村区域、農協区域、府県区域にまで拡大して考えても良いのですか。	39
問61 規模拡大要件について、例えば、A農業法人（鶏飼養羽数10万羽）が、離農したB農家（飼養羽数5万羽）の施設を買収し補改修を行うとした場合、当該施設は、5万羽より大きな規模に拡大する必要がありますか。	40
問62 規模拡大の要件は、施設の補改修を行う場合についても課されますか。	40
【生産効率向上要件】	40
問63 生産効率向上要件において、例えば、乳用牛の借り腹による黒毛和種生産のように、酪農経営における副産物の生産効率向上でも対象となりますか。	40
問64 「生産効率の改善により単位期間における単位頭羽数当たりの畜産物の出荷量等が向上すること」とありますが、具体的にはどのような指標となるのですか。	41
問65 生産効率向上要件を選択する場合、事業実施計画に「生産効率向上に係る取組概要」と「生産効率向上を確実にを行うための技術支援体制」を記載することとなっていますが、具体的にどのような内容を記載すれば良いのですか。	41
【成果目標】	42
問66 成果目標の達成年度は何年後に設定されるのですか。	42
問67 施設整備事業の成果目標について、実際に施設整備をした取組主体の収益性に係る目標設定をしなければなりません。TMRセンターやCS・CBSのような利用する農家の収益性向上に資する取組の場合には、利用する農家の収益性向上効果でも良いのですか。	42
問68 畜産クラスター事業で、バイオガスプラントを構成する施設の一部を整備した場	

合、効果は整備した前処理施設、資源化施設といった施設毎に設定する必要がありますか。	43
問69 成果報告書の成果目標の達成率はどのように算出したらよいのですか。	43
問70 成果目標の評価に当たっては、外的要因を排除するための価格補正を行うこととされていますが、どのように補正したらよいのですか。	44
【評価の取扱い】	45
問71 地方農政局等は、都道府県事業成果報告書の「都道府県平均達成率」欄が90%未満の場合、都道府県に対して改善措置を提出させることとなっておりますが、既に改善措置を行っているなどにより、期間を置かず目標達成の報告をさせることが明らかな場合でも改善措置の提出が必要ですか。	45
【複数回の事業活用の取扱い】	45
問72 過年度に施設整備事業を実施した取組主体が、再度、施設整備事業を実施することは可能ですか。	45
問73 過年度に施設整備事業を実施した取組主体が設定した目標達成年度よりも前に目標を達成した場合でも施設整備事業を実施することは可能ですか。	46
問74 畜舎等を1年に1棟ずつ複数年で整備する場合の「規模拡大計画及び成果目標の達成」については、問72の考え方が適用されますか。	46
問75 問72の考え方が設定されたことに理由がありますか、また、何年度から適用されるのですか。	46
【事業年度】	47
問76 どの枠を使えば、複数年度での事業実施が可能ですか。	47
問77 整備する施設は1種類ですが、規模が大きいため複数年度で事業実施できますか。	47
問78 2か年度事業の考え方として、1年目は建物、2年目は内部設備という分割の仕方は可能ですか。	47
問79 複数年度の事業実施計画が承認された場合、2年度目以降の採択は確実ですか。	48
問80 施設整備事業の複数年計画において、異なる取組主体が実施する場合の事業実施計画の総合評価は、どのように行えば良いのですか。	48
問81 実施要領別紙1の第8の2の(6)において、交付手続については、「原則として毎年度行う」とされていますが、毎年度の交付手続によらない場合とはどのような場合ですか。	49

【事業費】	49
問82 基準事業費及び特認事業費の対象経費の考え方を教えてください。	49
問83 施設整備のコストが上昇しており、上限単価を見直すべきではないですか。	49
問84 特認単価を認める場合に、農政局長等に対して協議すべき内容を教えてください。	50
問85 事業実施に必要な諸経費は、補助対象となりますか。	50
【クロスコンプライアンス】	50
問86 埋却地等の確保や飼養衛生管理基準に関する確認を行うこととなった理由は何ですか。	50
問87 埋却地等の確保及び飼養衛生管理基準の遵守状況に関する確認は、全畜種ですか。	51
問88 畜舎を整備し規模拡大を図る場合の埋却地等の確保は施設整備を行う前に行わなければならないのですか。	51
問89 畜舎を整備して増頭する場合、実際に飼養頭数が増加するのは施設が完成後となるので、施設の完成時点又は実際に頭数が増加する時点までに埋却地確保等の確保を行うということでも良いですか。	52
問90 埋却地等の確保が確実に行われることが見込まれる場合は、見込みであっても、埋却地等が確保されたと考えることは可能ですか。	52
問91 事業計画段階の埋却地確保等については、どのように確認すれば良いですか。	52
問92 施設整備事業の場合、チェックリストはどの時点で提出しなければなりませんか。	52
問93 チェックリストによる飼養衛生管理基準の遵守状況について、確認は誰がどのように行うのですか。	53
問94 埋却地等の確保ができていない場合は、支援対象とならないということですか。	53
【採択】	54
問95 事業採択に当たっては、「強い農業づくり交付金」のようなポイント制になりますか。	54
問96 採択はどのような考え方で行うのですか。	54
【手続き】	54
問97 基金事業の予算は、基金管理団体（中央畜産会）から都道府県を經由して交付さ	

れますか。年度内に事業が完了しない場合には、国の繰越承認は必要ですか。 54	54
問98 複数の市町村をまたぐ計画の場合、「強い農業づくり交付金」では主たる市町村長に計画を提出することとなっていますが、本事業でも同じ手続きとなりますか。	55
問99 基金事業の補助金は、市町村を経由して交付されますか。	55
問100 施設整備事業による施設整備と機械導入事業を同時に行う場合、事務手続きの簡略化や優先的な事業採択の仕組みは導入されますか。	55
問101 提出書類の簡素化はできますか。	55
問102 補助事業の執行にあたって、工期を十分確保するための方法がありますか。 56	56
問103 要望段階で自己責任において入札公告の公示ができるとされていますが、その際に付すべき条件は何ですか。	56
問104 入札公告の公示を行う場合、本年度はいつからできますか。	56
問105 入札公告の公示を自己責任で行った場合、契約も同様に自己責任で行えますか（事前着工届の省略は可能ですか）。	57
問106 入札公告を公示したが、予算配分がなかった場合の対応として何かありますか。	57
問107 事前着工手続きはいつからできますか。	57
問108 施設整備事業の場合、事業実施主体に多額の補助金が交付されますが、財産管理上の不安があります。	57
問109 政令指定都市であっても補助金は都道府県を経由する必要がありますか。 ..	58
問110 畜産クラスター協議会が県域団体の場合、補助金は市町村を経由しなくても良いとされていますが、入札代行等で市町村の関与が必要となりますので、市町村を経由させることは可能ですか。	58
問111 落札した建設会社との契約は、取組主体が直接行うのですか。その場合、施行に係る業務を畜産クラスター協議会に委託することはできますか。	58
問112 「強い農業づくり交付金」と同様に、施設整備を行う地区に酪肉近市町村計画が策定されている必要はありますか。	58
【その他】	58
問113 畜産物加工施設の費用対効果分析はどのように算出すれば良いのですか。 ..	58
問114 施設整備事業の費用対効果分析において「他の事業等と併せて整備することにより効果が一体的になって発現される場合」について、具体的な総事業費の範囲はどのようになりますか。	59

問115 施設整備事業の費用対効果分析において畜産経営体所得向上効果を算定する際、減価償却費を支出として計上することになっていますが、本事業で新たに整備する施設に係る減価償却費も支出として計上する必要がありますか。.....	59
問116 施設整備事業の費用対効果分析において、畜産経営体所得効果を算定する際、減価償却費を支出計上することになっていますが、この場合の減価償却費（額）については、国庫補助金分を減額した固定資産額（圧縮記帳額）を用いることは可能ですか。	59
問117 畜産クラスター協議会の構成員に機械メーカー等が入った場合、入札等で気をつけることはありますか。	60
問118 施設等を整備する場合には、国の共済制度又は民間の建物共済、損害補償保険等に確実に加入することとされましたが、加入したことの確認はどのように行うのですか。	60

VI 機械導入事業..... 61

【概要】 61

問 1 「機械導入事業」について説明してください。	61
問 2 機械導入事業は、だれでも利用できますか。	61
問 3 平成26年度補正予算で実施した畜産収益力向上支援（リース事業）を平成27年度補正予算でどのように見直したのですか。	62
問 4 機械導入事業については、今までどのような見直しを行ってきましたか。 ..	62

【事業実施主体】 63

問 5 機械導入事業では、基金管理団体を事業実施主体として実施しているのですか。	63
問 6 機械導入事業について、令和元年度補正から都道府県を事業区域とする民間団体を事業実施主体として公募したのですか。	63

【購入方式】 63

問 7 購入方式での導入を可能とした理由は何ですか。	63
問 8 購入方式で機械を導入しようとする場合、どのようなことに留意する必要がありますか。	64
問 9 購入方式では、動産総合保険等の加入が要件となっていますが、どのようなものですか。	65
問10 動産総合保険の保険料は、補助対象となりますか。	65
問11 購入方式で機械を導入する場合、補助金の支払は精算払ですか。	65

問12 補助残額の融資を受ける際、導入する機械装置を担保とすることは可能ですか。	66
問13 既存機械の処分益は、補助対象経費から除外する必要がありますか。	66
【リース方式】	66
問14 「リース事業」における申請手続を教えてください。	66
問15 リース方式で導入する場合、機械の価格、リースに係る附加貸付料が高く、実質的な補助率が下がっていると聞きますが、対策を講じるべきではないですか。	67
問16 リース方式ではリース事業者と契約しますが、リース事業者による審査は厳しいのですか。例えば、負債額が売上額と同程度もしくは超過していても貸付は承認されるのですか。	67
問17 この事業でリース契約を行いました、リース期間の途中において一括返済を行うことは可能ですか。	68
問18 事業参加申請提出後に、リース方式から購入方式に（あるいはその逆に）変更することは可能ですか。	68
【補助対象機械装置等】	68
問19 「補助対象機械装置一覧」に掲載されていない機械装置は対象とならないのですか。対象となる機械装置はどのような判断基準によるのですか。	68
問20 問19の1の（3）で言う「6次産業化的な取組」とは、具体的にどのような取組を指すのでしょうか。	69
問21 冷水供給システムは、機械導入事業の対象になりますか。	69
問22 温水を配管に通して室内を温めるための「ボイラー」は暖房装置に該当しますか。	70
問23 省エネ・電力安定供給のための機械装置の「効率的生産の継続に資する機械装置」とは、どのような機械装置ですか。	70
問24 自家発電機は畜産クラスター事業の対象ですか。	70
問25 自家発電機のみ導入する場合も機械導入事業の対象として欲しい。	71
問26 自家発電用で、収益向上に資する太陽光発電やバイオマス発電の装置を導入することは可能ですか。	71
問27 「家畜飼養管理機械装置」のうち「その他個体装着型家畜管理装置」はどのような機械ですか。	71
問28 「搾乳関係機械装置」として、「パイプライン」は補助対象となりますか。	71
問29 「搾乳関係機械装置」として、パイプラインミルクカーはどのような場合に対象と	

なりますか。	72
問30 「飼料給与関係機械装置」のうち、自走式給餌機を飼料生産受託組織が導入することは可能ですか。	72
問31 「畜産物管理・加工機械装置」のうち、鶏卵関係では何が対象となりますか。	72
問32 「飼料収穫・調製用機械装置」のうち、「運搬機」や「サイレージ等取出・積込機」とは、どのような機械ですか。	73
問33 手押式や乗用式のディスクモアは対象となりますか。	73
問34 「その他の飼料生産関係機械装置」とは、どのような機械が該当しますか。	74
問35 稲WC S を収穫・調製する場合にはホイルローダー等が補助の対象となるのに、稲わらを収集する場合には補助の対象とならないのはなぜですか。	74
問36 稲作農家が稲わら収集機を導入しても対象となりますか。	74
問37 「スマート農業関連機械装置」とは具体的にはどのようなものですか。	75
問38 「ICT関連機械」とは具体的にはどのようなものですか。	75
問39 自動操舵装置やGPSガイダンスシステムは、どのような場合に補助対象外となりますか。	75
問40 「草地等管理用機械装置」とは具体的にはどのような機械ですか。	76
問41 コンバイン（飼料用米生産に使用）等は補助対象機械等に該当しますか。	76
問42 飼料用米を配合飼料と混合・調製できる飼料バルク車は、飼料用米利用に必要な機械として対象になりますか。	76
問43 破砕機、粃すり機は、飼料用米利用に必要な機械として対象になりますか。	77
問44 「飼料調製用機械装置」の「その他」の一部の機械装置では、括弧書きで「TMR調製作業の用途に限る」と限定していますが、TMR以外の調製の用途に使用してはだめですか。	77
問45 「飼料保管装置」として「簡易飼料保管庫」がありますが、どのようなものが対象となりますか。	77
問46 「エコフィード調製装置」はどのようなものですか。	77
問47 機械導入事業において「堆肥調製散布関係機械装置」として対象となる機械はどのようなものですか。	77
問48 堆肥の攪拌装置について、更新とみなされ補助対象として認められないのは、どのような場合なのでしょう。	78
問49 平成29年度補正予算から補助対象機械装置に追加された「ふん尿除去機械装置	

（自走式を除く）」はどのようなものですか。	78
問50 知事特認の機械として、どのようなものが対象となるのですか。	79
問51 汎用性のある運搬車両等は含まないとされていますが、トラクターは導入できないのですか。	79
問52 トラクター導入については、知事特認ではなく、一般枠の中で規模拡大を要件として補助すべきではないでしょうか。	79
問53 無人トラクターは、補助対象になりますか。	79
問54 ホイルローダーのオプション品（クイックカプラ等）が対象となる場合とならない場合を教えてください。	80
問55 飼料タンクに接続するフィーダーケーブルは対象になりますか。	80
問56 油圧ショベルは補助対象になりますか。	80
問57 飼料畑や畦畔の除草用ハンマーナイフチョッパーは補助対象になりますか。	81
問58 鶏が産卵するためのネストや鶏用ゲージは対象になりますか。	81
問59 畜舎周辺の環境を整備するための芝刈機や雑草刈機等は補助対象となりますか。	81
問60 畜舎区域内の除雪のための機械装置は補助対象となりますか。	81
問61 導入機械の能力（馬力等）に制限はありますか。	81
問62 一生産者当たりの導入機械等の上限金額、台数制限はありますか。	82
問63 ハード（施設整備）事業で畜舎と一体的に整備する設備と、機械導入事業で整備する機械との違いは何ですか。	82
問64 既にリース事業者とリース契約を締結し、リース期間中にある機械装置は事業の対象となりますか。	82
問65 中古の機械装置は、事業の対象となりますか。	82
【取組主体】	83
問66 取組主体の要件を教えてください。	83
問67 畜産経営強化支援事業においては、集団も対象となりますか。	83
問68 認定農業者の経営改善計画の認定期間が事業実施中に終了となり、再認定を受けなかった場合、補助対象外となりますか。	83
問69 取組主体の要件のうち、株式会社又は持分会社について教えてください。	83
問70 過去に同様のリース事業を受けた者は、本事業を利用することはできますか。	84
問71 畜産経営力向上緊急支援リース事業、畜産収益力向上緊急支援リース事業及び畜	

産収益力強化緊急支援事業を受けた者は、本事業を利用することはできますか。	85
問72 取組主体（畜産農家等）が導入機械の処分制限期間中に離農した場合もしくは死亡した場合、どうなりますか。	85
問73 取組主体（畜産農家等）の信用保証はどうなりますか。	85
問74 取組主体（畜産農家等）は、契約するリース事業者を自由に選択して事業に参加できますか。	86
【要望調査】	86
問75 ホイルローダーとバールグラブ等、一体的に利用する機械装置を要望する場合、要望調査はどのように記載すれば良いですか。	86
問76 施設整備事業で施設整備を行い、施設内で利用する機械装置を機械導入事業で要望することはできますか。	86
問77 施設整備事業を実施した経営で機械導入事業が採択されない場合があるが、一体的導入を徹底するべきではないか。	86
問78 要望調査時に不採択となったが、次回の要望調査時に改めて書類を作成しなくてはならないでしょうか。前回のものを流用できないでしょうか。	87
問79 導入の必要性について複数選択できることとなったが、成果目標はどのように設定するのですか。	87
【クロスコンプライアンス】	87
問80 埋却地等の確保や飼養衛生管理基準に関する確認を行うこととなった理由は何ですか。	87
問81 埋却地等の確保及び飼養衛生管理基準の遵守状況に関する確認は、全畜種ですか。	88
問82 埋却地等の確保が確実に行われることが見込まれる場合は、見込みであっても、埋却地等が確保されたと考えることは可能ですか。	88
問83 機械導入事業の場合は増頭しない場合もありますが、埋却地確保等（計画団体の確認等）が必要ですか。	89
問84 事業計画段階の埋却地確保等については、どのように確認すれば良いですか。	89
問85 機械導入事業の場合、チェックリストはどの時点で提出しなければなりませんか。	89
問86 チェックリストによる飼養衛生管理基準の遵守状況について、確認は誰がどのよ	

うに行うのですか。	89
問87 埋却地等の確保ができていない場合は、支援対象とならないということですか。	90
【協議会における優先順位の決定】	90
問88 畜産クラスター協議会内で優先順位を決定するに当たっては、テーマ毎の優先順位が優先されることとなっているが、テーマ間で優先順位を入れ替えても良いですか（例：テーマAの5番目とテーマBの1番目を入れ替えるような場合）。 .	90
問89 施設整備を行う取組との整合性については、国庫補助事業を活用しない施設整備についても考慮されますか。その場合、都道府県はどのようにして把握するのですか。	90
問90 複数の機械導入について、複数機械をまとめて導入した方が効果的である場合とは、どのような場合が想定されるのですか。	91
問91 「過去の実績による調整を排除」とは、過去の事業で導入したことがある者は、優先順位が低くなるということですか。	91
問92 どうしても優先順位が決められない場合は、くじ引き等の公平な手法を選択しても良いのですか。	91
問93 都道府県との協議において、意見の表明があった場合には、必ず、優先順位等を見直すなど意見に従わなければならないのですか。	92
【割当】	92
問94 畜産クラスター協議会への配分予定額通知は、どのような考え方で行うのですか。	92
問95 割当は、畜産クラスター協議会単位、取組主体単位、都道府県単位のいずれで行うのですか。	92
問96 事業参加要望書を事業実施主体に提出するに当たっては、決定した優先順位は、必ず守らなくてはならないのですか。	93
問97 事業実施主体からの配分予定額通知において割当対象となった機械装置は、配分予定額の範囲内であれば全て導入可能と考えて良いのですか。	93
問98 三者見積等の結果、調達価格が事業参加要望書に記載された金額より安価となり配分予定額に残額が生じた場合は、次の優先順位のものを事業の対象としてもかまいませんか。	93
問99 補助残額の資金調達ができなかった場合やリース事業者の与信がなかった場合等、やむを得ない事情で事業に参加できない取組主体が生じた場合は、次の	

優先順位のものを繰り上げて割当対象としてもかまいませんか。	93
【事業参加申請】	93
問100 通知で示された配分予定額に係る対象機械について、事業参加申請時に変更が認められる場合と、認められない場合を教えてください。特に、型式の変更・廃盤・モデルチェンジに伴う場合、補助金額の増減、台数・機種の変更はどこまで認められますか。	93
問101 補助金申請等において、事業実施主体から顛末書を求められるのはどのような場合ですか。また、その使用目的は何ですか。	94
問102 取組主体が提出した参加申請書が現在どの段階で審査されているのか知りたい場合の問い合わせ先を教えてください。	94
問103 機械装置の共同利用を前提に事業参加申請を行ったが、その中の1人が別途、同じ機械装置を導入するための事業参加申請を行うことは可能ですか。	94
問104 補助金及び交付申請に関する確認書がリース方式の場合も提出することとなったが、どのような考えで提出させるのですか。	95
問105 添付資料を省略する場合の留意点は何ですか。	95
【成果目標】	95
問106 機械導入事業の成果目標はどのように考えれば良いのですか。	95
問107 機械導入事業の成果目標は、経営全体について5%改善する必要があるのですか。例えば、飼料収穫機を導入した場合、生産コスト削減として飼料費のみの5%削減でも良いのではないのでしょうか。	97
問108 成果は、当該機械の導入による直接の効果のみでなければなりません。 ..	97
問109 発情発見装置を導入した場合、受胎から子牛が出荷されるまでには2年近くかかるため、実際に販売額や所得向上の効果が現れるのは翌々年度以降になります。このような場合、機械導入翌年度の効果はどのように考えれば良いのですか。 ..	97
問110 販売額の増加を目標とする場合、生産物価格（単価）は変動しないと仮定してかまいませんか。	98
問111 省力化機械を導入して労働コストの削減を図る場合などは、家族労働費を金額に換算して成果目標として設定しなくてはなりません。	98
問112 災害時に使用する自家発電機の成果目標は、どう考えれば良いのですか。 ..	98
問113 複数の機械装置を同時に導入する場合は、それぞれの機械装置について5%（大規模経営にあっては8%）の成果目標を設定する必要がありますか。	98
問114 「現状値」は事業実施の前年度とされていますが、要望調査を提出する時点で	

前年度の数値がわからない場合はどうすれば良いですか。	99
問115 発注から納品までに時間がかかる等の事情により、当初予定した年度に機械を導入できず翌年度にずれこんだ場合、現状値及び目標値の年度はどのように考えれば良いのですか。	99
問116 飼料生産受託組織等経営高度化支援事業において、導入した機械装置を用いた収量の向上等の取組では、収穫量（TDNベース）を概ね10 %以上増加させることとありますが、受託面積の増加によって得られた収穫量も対象となりますか。 99	
問117 成果報告書の成果目標の達成率はどのように算出したらよいのですか。	100
問118 成果目標の評価に当たっては、外的要因を排除するための価格補正を行うこととされていますが、どのように補正したらよいのですか。	100
【事務の委託】	100
問119 事業実施主体は、業務の一部を委託できることとなっていますが、特定の協議会の構成員である団体等に委託することは可能ですか。	100
【与信審査】	100
問120 与信審査は、どのタイミングで行うことになるのですか。	100
問121 取組主体の与信審査等に時間を要する場合、他の取組主体の機械導入に影響がでることもあると考えられますが、事業参加申請書を分割して提出することは可能ですか。	100
【リース会社の選定】	100
問122 どのようなリース事業者がこの事業の対象となりますか。	100
問123 リース期間はどのようにして決められますか。	101
問124 契約したリース事業者がリース期間中に倒産又は、リース部門を廃止した場合、どうなりますか。	101
問125 事務を簡素化するため、利用するリース事業者を畜産クラスター協議会で1つに絞っても良いのですか。	101
【その他】	102
問126 酪農から繁殖経営へ転換した場合、クラスター計画や成果目標の変更手続きはどのようにすれば良いのでしょうか。	102
問127 機械導入事業では、都道府県等の行政機関は関与しないのですか。	102
問128 事業参加申請と実際のリース契約締結の関係を説明してください。	102
問129 農協等が機械を借り受け、取組主体（畜産農家等）に再貸付することは可能ですか。	103

問130 リース方式で機械を導入する場合、費用対効果分析は実施しなくてもかまいませんか。	103
問131 機械の価格（及び納入業者）は、3者以上の見積により選定すれば良いのですか。	103
問132 3者見積を行うにあたり留意すべきことはありますか。	103
問133 中古機械を導入する場合も3者見積は必要ですか。他に必要なものはありますか。	104
問134 見積書の消費税については、事業者から提出のあった処理方法（小数点以下の端数の切上げ、切捨て、四捨五入のいずれか）で良いのですか。	104
問135 取組主体（畜産農家等）が本事業により導入した機械装置の目的外利用が判明し、補助金返還となった場合、どうなりますか。	104
問136 機械導入事業でも、施設整備事業（ハード事業）のような規模拡大等の要件は課せられますか。	105
問137 機械装置の本体価額には運送費と工事費を含めても良いのですか。	105
問138 納入時に機械装置の型式等が申請内容と異なっていた場合、どうすれば良いのですか。	105
問139 将来的な増産等の計画を証明する必要があるのですか。	105
問140 農協が機械装置の販売業者となることは可能ですか。	106
問141 取組主体（畜産農家等）が導入した機械が被災した場合、どうしたら良いのですか。	106
問142 経営継続が困難となった場合に、他の農家に名義変更して活用することはできますか。また、補助金の返還は必要ですか。	106

VII 実証支援事業.....108

【趣旨】.....108

問1 実証支援事業を行うのはなぜですが。.....108

【実証支援事業における複数年度事業等】.....108

問2 実証支援事業において、複数年度の事業は認められないのですか。.....108

問3 これまでに実施した実証支援事業の成果が不十分であることから、継続して要望することは可能ですか。.....108

【補助対象経費】.....109

問4 実証支援事業の補助対象経費を教えてください。実証のために必要であれば、種子代や人工授精・受精卵移植経費、ワクチン等の衛生資材も対象となりますか。

.....	109
問5 畜産クラスター協議会の構成員である畜産農家が、県の試験場等で飼料分析等 を行う経費は補助対象経費に該当しますか。	109
問6 広域的な取組を行う場合、輸送経費も対象となりますか。	109
問7 飼養試験の範囲はどうなっていますか。	109
【成果目標】	110
問8 「機械導入事業の優先順位の決定に係る基本方針」に成果目標の達成状況を考 慮して優先順位を付す規定を追加したのか。	110
【その他】	110
問9 拡充された広域的な取組とは、協議会間で連携しなければならないのですか。	110
問10 計画の目標年度は何年後に設定されるのですか。	110
問11 事業の申請は、畜産クラスター協議会から地方農政局長等あてに直接提出すれ ば良いのですか。	110
VIII その他.....	111
問1 事業費の支払について、事業年度途中の概算払請求は可能ですか。	111
問2 補助事業の審査について迅速化する方法はありますか。	111
問3 成果目標において、大規模経営の定義として「正規雇用」とありますが、どの ような雇用形態をいいますか。	111
IX 肉用牛・酪農重点化枠.....	112
問1 肉用牛・酪農重点化枠の目的は何ですか。	112
問2 具体的にどのような取組（地域システムの構築）が支援対象となりますか。	112
問3 施設整備、機械導入、実証支援の全てに必ず取り組む必要がありますか。 .	113
問4 肉用牛・酪農重点化枠として一体的な支援の対象となる取組の範囲はどのよう なものです。	113
問5 現状水準の記載方法について、留意点がありますか。	113
問6 目標水準の記載方法について、留意点がありますか。	114
問7 肉用牛・酪農重点化枠の採択に当たっての審査基準はありますか。 具体的な採 択方法を教えてください。	115
問8 購入方式での家畜導入について、上限頭数はありますか。	116

問 9	施設整備事業で導入した家畜を売却することは可能ですか。	117
問10	支援対象の地域活性化施設（研修施設）とは、具体的にどのような施設ですか。	117
問11	肉用牛・酪農重点化枠では、複数年度計画の事業は実施可能ですか。	118
X	中山間地域優先枠	119
問 1	中山間地域優先枠の目的は何ですか。	119
問 2	中山間地域等とは具体的にどのような範囲を指しますか。	119
問 3	具体的にどのような取組が支援対象となりますか。具体的な要件を教えてください。	120
問 4	取組を行おうとする地域の中に、中山間地域優先枠の対象となる地域と対象にならない地域が混在している場合、中山間地域優先枠の対象とならない地域も含めて中山間地域優先枠の取組を行うことはできますか。	121
問 5	中山間地域優先枠では、2 か年事業はできないのですか。	121
問 6	取組のうち、「後継者が確保されており、当該後継者が5年以内に経営継承等 することが確実と見込まれること」とは、どのようにして確認するのですか。	122
問 7	「後継者の確保」の取組には、全くの新規就農は支援対象とはならないのです か。	122
問 8	経営移譲が進むような支援がありますか。	122
問 9	「中山間地域等の離農又は経営規模を縮小する畜産経営の家畜、畜舎、飼料畑 （放牧地を含む）のいずれかを継承する」場合に、畜舎や飼料畑、家畜の購入又は 賃貸料は補助対象となりますか。	123
問1	飼料畑のみを継承し、畜舎を新築する場合にも補助対象となりますか。	123
問2	中山間地域優先枠の具体的な採択方法を教えてください。	123
問3	中山間地域優先枠の要件の「地域全体の飼養頭数の伸び率以上の取組」とはどの ような取組ですか。要件緩和の内容を教えてください。	124
問4	「地域全体の飼養頭数の伸び率以上の取組」が行われた場合、規模拡大要件につ いて緩和されますが、この場合の「地域」とはどのような範囲を指しますか。	124
問5	規模拡大要件が従来の「地域の平均規模以上の増頭」に加え「概ね全国平均規 模以上の増頭」が追加され、いずれかを選択できるようになりましたが、中山間地	

域優先枠については変更がありますか。	124
問6 地域の飼養頭羽数の伸び率がマイナスであり、取組主体の飼養頭羽数の伸び率も マイナスとなる計画の場合、地域の飼養頭羽数の伸び率の減少率よりも小さい場 合には支援対象となりますか。	125
問7 中山間地域所得向上支援対策との関係を教えてください。	125
XI 輸出拡大優先枠	126
問1 輸出拡大優先枠の目的は何ですか。	126
問2 具体的にどのような取組が支援対象となりますか。	126
問3 輸出拡大優先枠の具体的な要件を教えてください。	126
問4 輸出拡大優先枠の具体的な採択方法を教えてください。	127
問5 輸出拡大優先枠で採択された取組主体が生産した畜産物は、必ず輸出されるこ とが必要ですか。	127
問6 輸出業者が協議会の構成員から外れた場合、補助金返還になりますか。	127
問7 輸出計画通りの輸出がなされない場合、補助金返還になりますか。	128
問8 輸出拡大優先枠の畜産物輸出コンソーシアムの取組との連携とはどのような取 組ですか。	128
問9 畜産物輸出コンソーシアムとの連携とはどのような取組がありますか。	129
問10 畜産クラスター協議会の中心的な経営体であって、協議会の取組とは別に輸出コ ンソーシアムに参加している場合、輸出拡大優先枠の支援対象になりますか。	129
問11 畜産物輸出コンソーシアムとの連携は肉用牛以外の畜種は対象にならないので すか。	129
問12 雛等の供給は輸出拡大優先枠における肉用子牛の供給と同じ解釈とすることが できますか。	130
XII 国産チーズ振興枠	131
問1 国産チーズ振興枠ではどのような取組が支援対象となりますか。	131
問2 国産チーズ振興枠の高品質化要件について、既に乳質に関する基準の基準1及 び基準2ともにクリアしている場合、支援対象となりますか。	131
問3 国産チーズ振興枠に取り組む場合、高品質化のための目標設定は必須ですか。	131

問 4	国産チーズ振興枠で、アイスクリームやバターなど他の乳製品を製造するための施設は支援対象になりますか（例えば、アイスクリームの製造施設だけを整備することは可能でしょうか）。	132
問 5	国産チーズ振興枠では、協議会の構成員に乳業メーカー等の参画を要件としていますが、公正な生乳取引の観点で問題はないですか。	132
問 6	国産チーズ振興枠のうち、チーズ製造業者と一体の取組において機械導入を行う者は実証支援の実施が必須となっていますが、導入する機械は実証支援の内容に合致したものである必要はありますか。	133
問 7	国産チーズ振興枠に取り組む場合に参画するチーズ製造業者等は、協議会の取組の範囲の中で、チーズ製造を行っている必要がありますか。	133
問 8	国産チーズ振興枠のうち、「原料乳生産酪農経営の取組」においては、チーズ向け原料乳を供給していることをどのように確認するのですか。	133
問 9	「チーズ製造業者と一体の取組」を行う場合、複数年度での施設整備は可能ですか。	134

XIII 環境優先枠135

問 1	環境優先枠の目的は何ですか.....	135
問 2	具体的にどのような取組が支援対象となりますか。具体的な要件を教えてください。	135
問 3	環境優先枠の具体的な採択方法を教えてください。	136
問 4	環境優先枠では、補助対象として新たに追加された施設等がありますか。 .	136
問 5	環境優先枠では発電施設等も対象となりますか。	136
問 6	家畜排せつ物処理施設と畜舎を合わせて整備する場合、環境優先枠の対象になりますか。	137
問 7	パーラー排水の処理施設も対象となりますか。	137
問 8	地方公共団体が取組主体になる場合、整備した施設を貸し付けなくてもよいのですか。	137
問 9	環境優先枠で共同利用家畜排せつ物処理施設を整備することが出来る取組主体は地方公共団体とされていますが、地方公共団体から施設の管理を受託している者が取組主体となることは可能ですか。	137
問10	中山間地域で家畜排せつ物処理施設を整備する場合であっても、規模拡大の要件は緩和されないのですか。	138

問11 環境優先枠で取り組む場合、成果目標は緩和されないのですか。	138
問12 地方公共団体が共同利用家畜排せつ物処理施設を整備する際の成果目標については、地域の飼養頭羽数増加と施設利用者の処理費用の低下の2つの目標をクリアしなければならないのですか。	138
問13 すでにクラスター事業を活用して畜舎を整備しましたが、その時の成果目標で堆肥処理施設を追加で整備することは可能ですか。	139
問14 地方公共団体が取組主体になる場合、「施設を利用する畜産経営の家畜排せつ物処理費用について10%以上削減」を成果目標として設定することとされていますが、畜産経営の家畜排せつ物処理費用はどのように算出すれば良いのですか。	139

XIV 畜産経営基盤継承支援事業140

【事業の実施】140

問1 基本的な事業の仕組みについて教えてください。	140
問2 事業要件について教えてください。	140
問3 親子継承の場合も事業の活用が可能ですか。（例えば、経営者の子供が就職したため、後継者が不在状態ですが、将来、子が現在の仕事を退職してから経営を引き継ぐ可能性がある場合の考え方について）	140
問4 畜産経営基盤継承支援事業を活用する後継者不在経営体には、年齢制限がありますか。	141
問5 第三者の定義について教えてください。	141
問6 経営継承者は新規就農者や地域の担い手などの個人農家に限定されますか。	141
問7 後継者不在経営体と経営継承者との間で経営継承に関する契約等は必要ですか。	141
問8 クラスター計画に後継者不在経営体として明記するに当たり、後継者不在経営体が第三者継承を行うこと及び経営継承者が経営を継承することについての確約が必要ですか。	142
問9 後継者不在経営体が施設の改修を行うこととなりますが、耐用年数より短い概ね5年以内に経営を中止することになります。この場合、特別な費用対効果算出を行う必要がありますか。	142
問10 畜産経営基盤継承支援事業は将来経営移譲を予定している農家が対象となりま	

すが、事業要件で経営継承時期が概ね5年後と定められていることから、10年後に移譲を予定する農家は補助事業が使えないのでしょうか。	143
問11 法人経営であっても後継者不在経営体として事業を活用できますか。	143
問12 法人経営が経営継承者になれますか。	143
問13 法人経営の社員が農場長等として、後継者不在経営体の経営基盤を継承する場合は補助の対象となりますか。	143
問14 畜産経営基盤継承支援事業の実施における畜産クラスター協議会の役割と責任について教えてください。	144
問15 後継者不在経営体が経営継承を行わなかった場合はどうなりますか。	144
問16 経営継承は概ね5年以内とありますが、経営継承時期の延長は可能ですか。	144
問17 経営継承者を変更できる場合について詳しく教えてください。	144
問18 経営継承者を変更する場合の手順等について教えてください。	145
問19 経営継承者の都合により、概ね5年以内の完全な経営継承が難しくなった場合はどうすればよいですか。	145
問20 生産量又は販売額の10%以上の増加という目標達成については、経営継承者も取り組まなければなりません。	145
問21 経営継承した施設での経営は何年間行わなければなりません。 (継承後数年で離農した場合はどうなりますか)	145
【補助対象等について】	146
問22 畜産経営基盤継承支援事業で行う新規就農支援と畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業)で実施されている新規就農者への支援との違いについて教えてください。	146
問23 畜産経営基盤継承支援事業で機械を導入することができますか。	146
問24 後継者不在経営体が行える施設整備は改修だけですか。	146
問25 経営継承者(新規就農者や地域の担い手)に対する支援は何がありますか。	147
問26 後継者不在経営体から継承された畜舎等を経営継承者が再度、改修する場合は補助の対象となりますか。	147
問27 経営継承者が後継者不在経営体から施設を取得する際の不動産取得費又は登記料等の手数料は、補助の対象となりますか。	147
【継承方法等について】	147

- 問28 畜産クラスター協議会が後継者不在経営体の施設を取得し、経営継承者に一定期間貸し付けた後に継承する場合は事業の対象となりますか。147
- 問29 後継者不在経営体から経営継承者に継承する場合、譲渡ではなく、貸し付けによる継承は事業の対象となりますか。148

I 概要

問1 畜産クラスター関連の補助事業は、どのような内容ですか。

1 畜産クラスター関連の補助事業は、次のとおりです。

(1) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

畜産クラスター計画を策定した地域の収益性向上等に必要な機械の導入、施設の整備、家畜の導入等を支援

① 施設整備事業【(旧)畜産競争力強化整備事業】

② 機械導入事業【(旧)畜産収益力強化支援事業】

③ 調査・実証・推進事業（以下、実証支援事業）

【(旧)高収益型畜産体制構築事業】

(2) 畜産経営基盤継承支援事業

① 推進事業

協議会が行う、後継者不在経営体の経営資源（畜舎等施設及び施設用地等）を経営継承者に円滑に継承するための権利調整等の取組を支援

② 施設整備事業

後継者不在経営体の施設を経営継承者が良好な経営資源として活用可能な状態で継承するために必要な当該施設の補改修の取組を支援

【令和元年度補正から追加】

(3) 生産基盤拡大加速化事業（肉用牛）

輸出の拡大に向けて和牛の増産を推進するため、畜産クラスター計画に基づき、取組主体の構成員が優良な繁殖雌牛を増頭し、輸出に適した和牛肉の増産を図るための取組に必要な経費を支援

【令和元年度補正から追加】

(4) 生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）

都府県における生乳生産基盤の強化と輸出の拡大に向けて高資質和牛の増産を推進するため、畜産クラスター計画に基づき、取組主体の構成員が乳用雌牛を増頭し、生乳及び和牛肉の増産を図るための取組に必要な経費を支援

【令和元年度補正から追加】

(5) 畜産・酪農生産力強化緊急対策事業

酪農経営における性判別精液・受精卵を活用した優良な乳用種後継雌牛の確保及び和牛主体の肉用子牛の生産拡大、肉用牛経営及び酪農経営における代謝の状況等を把握するための血液検査や早期妊娠診断を行うための超音波診断等の新たな畜産技術を活用した繁殖性の向上等を図る取組の支援、新技術を活用した改良等による種豚の生産性の向上等の取組を支援

(6) 畜産経営体質強化資金対策事業

① 畜産経営体質強化支援資金融通事業

意欲ある畜産農家の経営発展に向けた投資意欲を後押しするため、既往負債

の償還負担を軽減する長期・低利（貸付当初5年間は無利子）の一括借換資金を措置

② 乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化事業

意欲ある畜産農家の乳用牛及び繁殖牛の計画的な増頭のための家畜の購入、育成資金の借入に係る農業信用基金協会の債務保証の保証料を免除

- 2 また、1（1）の①及び②の事業において、畜産クラスター計画に位置付けられた地域の中心的な経営体の収益性向上のための畜産環境施設の整備や農場移転に伴う施設の整備等への支援も可能です。

問2 基金と一般予算の違いは何ですか。

- 1 基金事業は基金管理団体（中央畜産会）により執行され、複数年度での執行も可能ですが、一般予算は国が毎年度執行する仕組みであることが大きな違いです。このため、基金事業では交付決定は毎年度行いますが、事業実施計画については2か年度分の計画を一括して承認することができるとともに、後年度分の必要予算を基金において担保することが可能な仕組みとなっています。
- 2 ただし、2か年度事業であっても、1つの施設を2か年度に渡って整備することはできません。

問3 畜産クラスター事業を基金化することでどのような効果を狙っているのですか。

- 1 畜産クラスター事業については、平成27年度補正予算において基金化されており、基金化により、
- ① 数年先を見据えた計画的な検討が可能となるとともに、
 - ② 必要な場合には複数年度の事業として実施できる
- などのメリットがあり、弾力的な運用に努めていくこととしています。
- 2 一方で、既存基金の不用額の返還、必要性の検証などの方針が政府として決定されているところであり、総合的なTPP等関連政策大綱において畜産クラスター事業を基金化することとされた政策目的を踏まえ、基金を効率的・効果的に運用していくこととしています。
- 3 なお、令和元年度補正予算においては、183億円を基金に積み増ししており、機械導入事業、実証支援事業、肉用牛・酪農重点化枠及び国産チーズ振興枠の施設整備、機械導入及び実証支援等について基金を活用して実施することとしています。

問4 畜産クラスター事業は今後も継続されますか。

- 1 畜産クラスター事業は総合的なT P P等関連政策大綱に基づき実施されているものであり、対策の財源については既存の農林水産予算に支障を来さないよう政府全体で責任を持って毎年の予算編成過程で確保するものとされております。
- 2 一方、同大綱で、引き続き実績の検証等を踏まえた所要の見直しを行ったうえで、必要な施策を実施することとなっています。
- 3 このため、状況等の変化を予測できない現時点においては、今後の対応を予断することはできません。

問5 畜産クラスター事業は、何年間を目途に継続される予定ですか。基金が枯渇した場合、追加の造成はあるのですか。

- 1 畜産クラスター事業は、T P P協定等の発効により関税削減が行われ、実際に影響が生じるまでの期間を活用して、畜産経営の将来への不安を払拭し、経営マインドを持った畜産経営の経営発展に向けた投資意欲を後押しするため、集中的に講ずるものです。
- 2 「政策大綱」において、対策の財源については、「毎年の予算編成過程で確保するものとする」と規定されており、事業の効果が十分に発揮されているか検証しつつ、基金の積み増しを検討することとしています。
- 3 なお、平成27年度補正予算から平成30年度補正予算まで、毎年度基金を積み増しており、令和元年度補正においても、183億円を基金に積み増したほか、年度内に執行する予算（以下「一般分」という。）として基金の他に378億円を措置したところであり、肉用牛・酪農重点化枠以外の施設整備事業（家畜導入を含む）については、原則、一般分で対応することとしています。

問6 基金分と一般分では、事業の執行方法は異なりますか。

- 1 基金分は、基金管理団体（中央畜産会）が基金を管理し、補助金の支出は基金管理団体（中央畜産会）から行われます。また、複数年度の事業実施計画の承認も行います。
- 2 一方、一般分については、国から都道府県に対して、補助金の支出を行います。また、単年度の予算執行となることから、複数年度の事業実施計画の承認は行いません。

- 3 なお、協議会段階では、施設整備事業、機械導入事業及び実証支援事業のいずれも基本的な手続きは変わりません。

問7 補助事業の執行スケジュールを知りたい場合はどうすれば良いのですか。

補助事業が執行される年度当初や要望調査が行われる際に、大まかなスケジュールを都道府県・都道府県畜産協会にお知らせいたします。

問8 クラスター協議会の事務局組織と疎遠な経営体では事業に関する情報の入手が難しい場合があるが、どうすれば情報が得られますか。

- 1 クラスター事業に関する情報は農林水産省の畜産部ホームページでお知らせしておりますので、定期的に関連することで情報を得ることが可能です。
- 2 また、国の機関である地方農政局（北海道は北海道農政事務所、沖縄県は沖縄総合事務局）等でも、お問い合わせに対応できます。

地方農政局等の紹介ホームページのアドレス：<http://www.maff.go.jp/j/link/tihou.html>

畜産部ホームページアドレス：http://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/l_cluster.html

畜産部問い合わせ先：生産局畜産部畜産企画課畜産総合推進室

代表：03-3502-8111（内線4893）

ダイヤルイン：03-3501-1083

FAX番号：03-3502-0873

Ⅱ 畜産クラスター協議会

問1 畜産クラスター協議会は、どのような構成員で組織したら良いのですか。

- 1 畜産クラスター協議会は、地域の畜産の収益性向上に向け、関係者が結集・連携した体制をいいます。様々な取組が考えられることから、最低限の構成として、畜産を営む者の他、関係者から2者以上が参画するものとします。
- 2 関係者は、地方公共団体、農協、畜産経営支援組織（普及センター、畜産コンサル、コントラクター、TMRセンター、ヘルパー組合）、畜産関連業者（乳業・食肉センター、卸小売業）、耕種農家（飼料用米・稲WC S等の生産者）、その他関係者（飼料メーカー、機械メーカー、大学等の研究機関等）等が考えられます。

問2 事業参加者（施設整備事業の取組主体、取組主体から貸付けを受ける中心的な経営体、機械導入事業の取組主体となる畜産農家、再貸付けを行う貸付主体）はいずれも畜産クラスター協議会の構成員である必要がありますか。

- 1 いずれも畜産クラスター協議会の構成員である必要があります。
- 2 なお、畜産クラスター計画の協議会の構成員の欄に農業者の組織する団体を生産者の代表として記載し、農協等の組合員である個々の生産者（畜産農家）の氏名の記載を省略することは可能です。
- 3 ただし、中心的な経営体として位置付けられる生産者については、中心的な経営体の欄に個々の氏名・名称を記載する必要があります。

問3 畜産クラスター協議会の対象となる地域の範囲等について教えてください。

- 1 畜産クラスターの取組は、畜産農家を始めとする地域の関係者の連携により、収益性向上を図ろうとする取組です。このため、畜産クラスター協議会における「地域」とは、協議会に参画する構成員が所在する範囲又はその活動範囲と考えることが適切です。
- 2 このため、畜産クラスター協議会の対象となる「地域」の範囲は、必ずしも市町村域や県域等、特定の面的な範囲に限定される必要はありません。
- 3 畜産クラスター協議会の目的、取組内容等を踏まえた適切な「地域」の範囲を設

定してください。

問4 畜産クラスター協議会は、畜種別に作る必要がありますか。

畜種別に作る必要はありません。畜産クラスター計画の内容次第ですので、地域で判断してください。

問5 畜産クラスター協議会は、いつまでに設立する必要がありますか。

補助事業の活用に当たっては、畜産クラスター協議会を設立の上、畜産クラスター計画を策定する必要があることから、まず、はじめに畜産クラスター協議会の設立が必要です。

問6 畜産クラスター協議会の設立に当たっては、どのような規約等を整備すれば良いのですか。

- 1 畜産クラスター協議会の設立に当たっては、運営を行うための事務局を設置し、組織運営に必要な規約を定め、事業の実施及び会計の手続きを適正に行うための体制を整備すること等が必要となります。
- 2 また、施設整備事業及び実証支援事業の事業実施主体となる場合や、購入方式で機械導入を実施する場合には、補助金の経理処理に関する規約を定め、補助金及び事務の取扱いの責任等を明確にする必要があります。

問7 畜産クラスター協議会は、何年くらい継続することが求められますか。

- 1 畜産クラスター協議会は、地域の畜産の収益性向上のための課題を解決するための取組を行うための組織ですので、補助事業の実施にかかわらず、長期に渡り取組が継続されることが望まれます。
- 2 なお、施設整備事業を実施した協議会及び購入方式で機械導入事業を実施した協議会においては、整備した施設や機械装置の財産処分制限期間が終了するまでの間は、補助金適正化法上の責務を負うことになります。

問 8 地元には農協が事務局となった畜産クラスター協議会があるが、農協の組合員になっていない場合には、どのようにしたら事業を活用できますか。

- 1 畜産クラスターの取組は、畜産クラスター協議会の目的を共有する構成員間の連携により、収益性向上を目指す取組です。このため、農協の組合員であるか否かは、畜産クラスター協議会への参画や事業の活用になんら関係ありません。
- 2 このため、例えば、畜産クラスター協議会の合意があれば、農協が事務局になっている畜産クラスター協議会に農協の組合員以外の農家が参画することも可能です。また、その場合には、組合員であるか否かによって不当に差別的な取扱いがされることがあってはならないと考えています。
- 3 また、農協の組合員以外の畜産農家が関係者と連携して、農協が参画していない畜産クラスター協議会を立ち上げることも可能です。
- 4 畜産クラスターの取組で重要なことは、目的を共有する者が集まって畜産クラスター協議会を構成し、その目的を達成するために、事業も活用しつつ取組を行うことであると考えています。
- 5 このような考え方を踏まえ、事業実施要綱に定める事業の実施方針において、以下のように規定していますので、このことを十分に理解して畜産クラスター協議会の設立、運営を行っていただくようお願いします。
- 6 なお、畜産クラスター協議会を設立に当たっては、事務局機能を担う機関には、補助事業の適切な実施等の事務能力が必要となることから、畜産クラスターのコーディネーターを養成するための研修を実施しています。

【事業実施要綱第3「事業の実施方針」】

本事業においては、地域の畜産関係者が連携し、地域一体となって畜産の収益性の向上を図る畜産クラスターの仕組みを活用し、畜産クラスター計画の実現を通じて、攻めの農林水産業への転換（体質強化対策）に資する取組を支援することを旨とするものとする。

また、本事業において畜産クラスター協議会の設立や運営の主体となる者は、特定の団体や事業者に限ることなく、畜産クラスター事業の主旨に沿って適切に事務を行うことができる者が事務局を担うものとする。協議会の設立、協議会内の連携、クラスター計画の策定等は、協議会の抱える課題の解決や目的達成のため、合理的な根拠に基づき行うこととし、所属する団体その他の理由により、特定の者に対して公平性を欠く取扱いをしてはならない。

このため、畜産クラスター協議会に対する支援は、畜産クラスター計画の実現のために協議会が抱える課題や行動計画の内容、収益向上の効果等を踏まえた優先順位に基づいて行うものとする。

Ⅲ 畜産クラスター計画

【計画の作成】

問 1 畜産クラスター計画には、どのような内容を記載すれば良いのですか。

実施要綱の第 2 及び実施要領の第 3 に示すとおり、

- ① 畜産クラスター協議会の名称及び構成員と役割
- ② 畜産クラスター計画の目的
- ③ 畜産クラスター協議会の取組内容
- ④ 畜産クラスター協議会の行動計画
- ⑤ 畜産クラスター計画の中心的な経営体の概要
- ⑥ 畜産クラスター計画の取組により期待される効果

の全ての項目が記載されている必要があります。

問 2 補助事業の対象となる畜種に制限はありますか。

- 1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業は畜産の収益性の向上を目的としており、対象家畜は、畜産物を供給する乳用牛、肉用牛、豚、家禽（地鶏を含む（肉・卵））、肉用馬、めん羊、山羊等を想定しています。
- 2 なお、畜産物の供給を目的としていない愛玩動物、狩猟鳥獣、実験動物、展示用動物、競走用動物等は対象となりません。

問 3 畜産クラスター協議会を都道府県域一本で立ち上げ、畜種や補助事業（施設整備事業、機械導入事業）毎に、畜産クラスター計画を策定することは可能ですか。

Ⅱ－問 4 のとおり、畜産クラスター協議会の範囲に特段の条件を設けませんので、都道府県域等の畜産クラスター計画を策定することは可能ですが、計画の実現性を勘案しながら、適切な地域単位で協議会の設立及び計画の作成を行うことが重要と考えます。

問 4 グループの本社が A 県に所在し、B 県に有する農場（中心的な経営体）において取組を行う場合、県域を越えた畜産クラスター計画を作成し、当該県で計画の認定を受ける必要はありますか。

- 1 当該農場（中心的経営体）が、どの県にかかる畜産クラスター協議会に参加しているかがポイントとなります。

- 2 畜産クラスター計画の認定については、当該農場が、
- ・ 本社が所在するA県の畜産クラスター協議会に参加している場合は、A県及びB県の知事の認定を
 - ・ 農場が所在するB県の畜産クラスター協議会に参加している場合は、B県の知事の認定を
- 受ける必要があります。

問5 同一の畜産農家が複数の計画に中心的な経営体として位置付けられても良いのですか。

1 戸の畜産農家が複数の畜産クラスター計画に参画することは差し支えありませんが、補助事業の実施については重複することのないよう留意する必要があります。

問6 補助事業の参加経験が無い農家の事業計画策定に対する支援は何かありますか。

- 1 畜産クラスター事業の実施に当たっては、畜産クラスター計画の策定や同計画に基づく中心的な経営体の施設整備において専門的知識を有する者が必要です。
- 2 このため、推進事業として全国の優良事例調査の実施や畜産クラスターの取組に全国的な知見を有する専門家の派遣などにより、農家の指導者の育成等について支援しています。

問7 広域預託の仕組みを活用した分業化の取組を計画していますが、事業の対象になりますか。

畜産クラスター事業は、地域の協議会が計画するクラスター計画に基づいて実施することから、これまでは基本的に補助対象となっていませんでしたが、令和元年度補正予算実施分からは、預託を受け入れるCSやCBSを含むクラスター協議会と家畜を預託するクラスター協議会の両者のクラスター計画に、広域連携（広域預託）の仕組みを活用した増頭等の取組計画や、取組に参加する関係機関等の役割を明記することで補助の対象となります。

なお、広域連携で事業に取り組む場合は、以下の対応が必要です。

- ① 預託を受け入れるクラスター協議会と家畜を預託するクラスター協議会の両者に広域連携の具体的な取組を行う共通の関係機関等を構成員にしてください。
- ② 預託を受け入れるクラスター協議会と家畜を預託するクラスター協議会の両者のクラスター計画の預託頭数等は整合するようにしてください。また、この場合は効果が二重計上にならないよう注意してください。

- ③ クラスター計画の預託頭数の記載について、
- ・家畜を預託するクラスター協議会は、預託を予定する協議会名、預託頭数（年間延べ頭数）、預託による事業効果、広域預託を行う者ごとに、氏名及び預託予定頭数を記載してください。
 - ・家畜を受託するクラスター協議会は、預託を受け入れる協議会名、受託頭数（年間延べ頭数）、受託による効果等を記載してください。なお、受託する者の氏名、頭数等を個人別に記載する必要はありません。
- ④ 広域連携の具体的な取組を行う構成員は、②の計画策定に関する調整について責任を持って関与するとともに、計画に基づいた広域連携の取組を確実に行ってください。

問 8 家畜を預託又は受託するクラスター協議会を複数設けることは可能ですか。また、家畜を預託するクラスター協議会ごとに預託する農家や預託頭数をクラスター計画に明記する必要がありますか。

家畜を預託するクラスター協議会及び家畜を受託するクラスター協議会を複数設けることは可能です。

この場合、家畜を預託するクラスター協議会のクラスター計画には、協議会ごとに預託の予定頭数等の計画を記載してください。

また、預託を受け入れるクラスター協議会のクラスター計画についても、受託する協議会毎に受託頭数等の計画を記載してください。

【目標の設定】

問 9 目標と検証方法について、具体的な数字を記載する必要がありますか。

- 1 目標と検証方法については、協議会が自らの取組を検証するものであり、具体的な数値目標があった方が望ましいと考えられます。
- 2 また、総合評価基準において目標設定の具体性も評価に加味しています。

問10 畜産クラスター計画の効果や目標について、新規就農者の場合は、どのような考えで設定すれば良いのですか。

新規就農者については、例えば、達成が期待される出荷頭数や生産乳量等が、地域の販売額の増加につながるものであることから、それを収益性の効果ととらえることが1つの方法として考えられます。

問11 畜産クラスター計画の目標年度は何年後に設定されるのですか。

- 1 畜産クラスター計画における目標年度は、地域が達成しようとする目標に応じて設定されることが適当です。
- 2 ただし、施設整備事業における事業実施後の効果（収益性の向上効果）は、5年以内に設定されていること、食料・農業・農村基本計画等が5年毎に見直されること等を参考に目標年度を設定することが考えられます。

問12 畜産クラスター計画の検証作業は必要ですか。また、目標年度に計画を達成できなかった場合のペナルティ措置はありますか。

- 1 施設整備事業及び機械導入事業を実施した場合には、補助事業の要綱等に基づき成果目標の達成状況の報告が必要です。成果目標の達成状況により、必要に応じ、指導が行われることがあります。
- 2 また、畜産クラスター計画は、畜産クラスター協議会が自主的に作成するものですので、目標年度における成果の達成状況等の検証作業は、それぞれの協議会で取り組んでいただくことが基本です。一方で、施策の効果を評価するために、各協議会における計画の進捗状況の把握は重要と考えています。
- 3 このため、畜産クラスターに関する実態調査等を通じて、畜産クラスター計画の進捗状況等を把握することを検討しています。

問13 都道府県知事による畜産クラスター計画の評価基準を教えてください。

- 1 畜産クラスター計画の基準は、実施要領の第3に示しています。
- 2 また、実施要領の別添1に「畜産クラスター計画の総合評価基準」を示していますので、ご参照ください。

問14 総合評価基準の基本的な考えを教えてください。

- 1 総合評価は、地域の関係者が連携し、一体となって地域全体で収益性向上を図るという事業の趣旨が十分に反映された畜産クラスター計画となっているかを確認し、その実現のために必要な事業を採択するために行うものです。

2 このため、

(1) 畜産クラスター計画に係る総合評価基準においては、

- ① 地域の政策課題への対応
- ② 行動計画の実現可能性
- ③ 収益性向上の効果
- ④ 連携の実効性

(2) 施設整備の事業計画に係る総合評価基準においては、

- ① 畜産クラスター計画との整合性（「行動計画」における位置付け）
- ② 収益性向上等への貢献（施設整備そのものによる収益性向上等の効果）

について確認することとしています。

3 また、上記に加え、施設整備事業に関して、以下の項目について、政策的に重要な取組について加算するとともに、事業の着実な実施を確保するための減算事項を設けています。

(1) 加算事項

- ① 国産飼料の生産・利用の拡大のための加算
- ② 畜産・酪農の生産基盤強化及び飼養管理の高度化のための加算
（畜種毎の家畜改良及び飼養管理の改善に係る取組）
- ③ 家畜排せつ物処理の高度化のための加算
- ④ 経営の協業化を図るための加算
- ⑤ 農福連携の取組を推進するための加算

(2) 減算事項

- ① 事業環境の整備及び適正な補助事業執行に係る減算
（畜産環境問題への対応、地域住民理解の醸成、過去に実施した補助事業への適切な対応）
- ② 政策課題の方向性に係る減算
（繁殖雌牛の増頭、乳用後継牛の確保の取組）

詳しくは、総合評価基準を確認してください。

問15 農福連携の取組へのポイント加算については、どのような取組を行えばよいのですか。

令和元年6月4日に開催された農福連携等推進会議により示された「農福連携等推進ビジョン」に沿った取組となります。なお、主な取組イメージとして以下を参考にしてください。

○農福連携の取組に対する認知度向上や理解醸成の取組

- ① 農福連携の認知度向上や付加価値向上のために行う、農福連携で生産された製品等の消費者向けキャンペーン等のPR活動の実施

○ 農福連携に取り組む機会の拡大

- ① 特別支援学校における農業実習の受け入れや、試験的な農作業委託等
- ② 経営体と障がい者就労施設等のニーズをマッチングする仕組み等の構築
- ③ ハローワーク等関係者との連携強化を通じた障害者雇用

○ 障がい者が働きやすい環境の整備等

- ① 障がい者の作業をサポートする機械器具、スマート農業の技術等の活用
- ② 障がい者の作業のサポート等を行う人材の育成
- ③ 障がい者が働きやすい就業時間の設定や賃金体系の設定
- ④ 障がい者の能力が発揮できるよう、障がい者向に適した作業の切り出し等
- ⑤ トイレやスロープ等の整備（作業エリアのバリアフリー化）等

問16 減算事項を追加した理由を教えてください。

- 1 事業を着実に実施するとともに喫緊の政策課題により着実に対応するため、減算事項を設けておりますが、それぞれ以下の理由によります。

2 事業環境の整備及び適正な補助事業執行に係る減算

補助事業を円滑に実施するためには、畜産環境問題への対応と地域住民理解の醸成が極めて重要です。

特に畜産クラスター事業を活用した施設整備に当たっては、規模拡大を伴うことから、施設整備後の家畜排せつ物等の処理を適切に行う必要があります。

また、その上で地域住民の十分な理解がなければ、事業の実施が困難となる場合等もあることから、十分な住民理解の醸成が必要です。

さらに、過去に実施した補助事業が補助目的に照らして利用や関連法令等に基づいて適切に行われていない場合には、新たな補助事業を実施することは適切ではありません。

このため、これらのことについて、事前に十分な確認が行われていない場合にあっては、実質的に採択されないよう厳しい減算事項を設けたものです。

3 政策課題の方向性に係る減算

我が国の畜産における目下の課題は、肉用牛にあっては繁殖雌牛の増頭及び乳用後継牛の確保です。

一方、畜産クラスター事業では様々な取組の支援が可能なことから、例えば、肥育牛の頭数のみを増頭する場合や乳用後継牛を外部導入のみに頼る場合も支援対象となり得ます。

しかしながら、このような取組のみを積極的に支援した場合、先に示した目下の政策課題の解決を阻害する要因にもなりかねません。

このため、繁殖雌牛増頭や乳用後継牛の確保につながる取組が優先的に支援されるよう減算事項を設けたものです。

問17 総合評価基準のⅠの（１）の②の「都道府県計画等」には、家畜排せつ物法に係る都道府県計画は含まれますか。

「都道府県計画等」には、酪肉近都道府県計画、酪肉近市町村計画、畜産再興プランに係る緊急３課題の目標のほか、家畜排せつ物法に係る都道府県計画など、都道府県、市町村が策定し公表している独自の振興計画も含まれます。

【成果目標年度】

問18 成果目標年度の設定について教えてください。

1 施設整備事業

施設整備事業の成果目標は、事業実施年度の翌年度から５年以内に設定することとされており、具体的には次のとおりとします。

（１）令和元年度補正予算のうち一般分

令和元年度補正予算のうち一般分については、年度内に執行する必要がありますが、実質的な執行時期が令和２年度（2020年度）になることが想定されます。

このため、令和２年度（2020年度）に提出する事業実施計画においては、令和２年度（2020年度）を事業実施年度とし、2025年度までの間で成果目標年度を設定するものとします。

（２）平成30年度補正予算及び令和元年度補正予算のうち基金分

平成30年度補正予算及び令和元年度補正予算のうち基金分で実施する事業については、基金事業であることから、事業実施年度は実際に施設整備を実施する年度とし、その翌年度から５年以内に成果目標を設定するものとします。

2 機械導入事業

機械導入事業の成果目標は、事業実施年度の翌年度に設定することとされており、具体的には次のとおりとします。

機械導入事業は、基金事業として実施していることから、実際に機械導入が行われる見込みの年度の翌年度を成果目標年度とします。

なお、当初計画していた年度に機械が導入できず、翌年度に導入せざるを得ない場合には、機械を導入した年度の翌年度に成果目標年度を変更することができます。

問19 収益向上効果を算出する場合、事業実施前の基準となる年度はいつになるのですか。

1 販売額の増加、生産コストの削減、農業所得の増加といった収益向上効果は、事業実施前の状況から目標年度までにどれだけ改善が図られるかを評価するもので

す。

このため、事業実施年度（実際に施設整備や機械導入を実施する年度）の前年度を基準年度とし、成果目標を設定するものとします。

- 2 ただし、成果目標を設定する時点で基準年度の実績が明らかでない場合には、実績の明らかな直前年度を基準年度とすることができます。

（例えば、令和2年度に機械の導入を要望する場合に、令和元年度中に成果目標を設定しようとする、令和元年度の実績が明らかでないことがあるため、このような場合は平成30年度の実績を基準年度とすることができます。なお、要望時は令和元年度の実績が明らかでなかったが、事業参加申請時に令和元年度の実績が明らかになっている場合には、その実績値を基準としてください。古いままの基準値では申請できません。）

【計画の認定】

問20 知事が計画認定に際して確認する項目として「地域内の畜産の中心的な経営体への再編・合理化…」とありますが、この「再編・合理化」は乳業再編合理化のイメージと同様に農家数も減らすという意味ですか。

- 1 中心的な経営体への集約や地域の畜産の再編合理化等構造改革につながるといったイメージです。
- 2 例えば、地域にキャトル・ステーションを整備し、多くの畜産農家が利用することで労働負担を低減したり、牛を預託することで空いた牛舎スペースを活用して繁殖雌牛を増頭したり、また、小規模経営が廃業して自ら肉用牛ヘルパーとなり地域の肉用牛生産の分業化に専念する等により、地域全体としてみた畜産物の生産に係る取組の効率化が図られるような場合、これは地域全体での再編・合理化に向けた取組であると考えられます。

問21 地域へのメリットの波及効果について、地域に畜産農家が2戸しかおらず、2戸とも中心的な経営体に位置付けた場合の考え方を教えてください。

効果の波及先は畜産農家だけに限りません。畜産クラスター協議会の構成員全体で考えた場合、畜産農家以外の構成員（耕種農家等）や畜産物の加工・販売段階における雇用の創出も波及効果であると考えられます。

問22 畜産クラスター協議会に都道府県が参画している場合でも、畜産クラスター計画の知事認定は必要ですか。

畜産クラスター協議会に都道府県が参画している場合でも、畜産クラスター計画の

知事認定は必要です。

問23 畜産クラスター計画は、実証支援事業の実施によって策定される必要がありますか。それとも、自主的に策定したものでも都道府県知事の認定を受ければ良いのですか。

畜産クラスター計画の策定に当たり、実証支援事業の実施は必須ではありません。畜産クラスター協議会が当該事業を活用しないで作成したものでも、都道府県知事の認定を受けることができます。

問24 畜産クラスター計画の認定に当たって、事前に国との協議を行う必要はありますか。

国との事前協議は必要ありません。なお、今後の各地域での取組を推進するため、知事認定された畜産クラスター計画については農政局等に情報提供をお願いします。

問25 畜産クラスター計画の都道府県による認定は、いつまでに行わなければならないのですか。

- 1 機械導入、施設整備は畜産クラスター計画の実現のための取組の一部として実施するものであることから、事業の正式な申請手続きは畜産クラスター計画の総合評価を実施した上で行うことが大前提となります。
- 2 しかしながら、その準備段階である要望調査においては、（１）機械導入事業においては事業参加要望書の提出、（２）施設整備事業においては要望調査への事業要望提出を行う時点で各協議会は畜産クラスター計画を作成していることが必要ですが、都道府県や地方農政局等のヒアリングを実施する中で計画を修正する可能性があります。修正を踏まえて協議会として計画の変更を決裁するとともに、都道府県への変更承認申請は行っていただくことになりますが、認定まで行っておく必要はありません。
- 3 なお、正式な申請手続きにおいては、（１）機械導入事業においては事業参加申請書、（２）施設整備事業では事業実施計画書を提出する際に、認定を受けた畜産クラスター計画を添付することとなっていることから、これまでに都道府県知事の認定を受ける必要があります。

問26 畜産クラスター計画の認定に当たって、第3者の評価等を入れる必要はありますか。

畜産クラスター計画の認定に当たり、第3者の評価等は要件としません。

問27 畜産クラスター計画は、随時見直しを行って良いのですか。見直しを行った場合には、必ず都道府県知事の再認定を受ける必要がありますか。

- 1 畜産クラスター計画については、地域の畜産が目指す姿を実現するため、複数年度にわたって計画の改善を図り、目的を達成することが求められることから、P(計画の作成)、D(実行)、C(確認・評価)、A(改善)サイクルを確立して計画的・継続的に取組を推進することとしています。
- 2 このため、畜産クラスター計画に定めた取組について、定期的に進捗状況を確認し、目的達成のために必要があれば見直しを図っていくことが期待されます。また、その際、改善内容について十分な検討を行うとともに、改善内容を構成員に十分周知することが必要です。
- 3 その際、見直し内容が国庫補助事業の活用に係るものである場合には、都道府県知事の再認定を受ける必要があります。また、見直し内容が国庫補助事業の活用に係るものでない場合であっても、都道府県に情報提供し、その検討状況を共有するよう努めてください。
- 4 なお、畜産クラスター計画に追加された新たな取組について、都道府県知事の認定を受けていない場合は、その追加された取組について位置付けられた中心的な経営体や、取組主体となる農協、生産者集団等は、事業申請はできません。

【その他】

問28 畜産クラスター計画の作成推進には都道府県等行政組織の関与度合いが高くなると考えられますが、事業費として推進事務費が措置される予定はありますか。

畜産クラスター計画は、畜産クラスター協議会が自ら作成し、自主的に取り組む計画と位置付けており、また、都道府県においても、地域の畜産の収益性向上に主体的に取り組まれるものと考えていることから、都道府県等の計画作成のための推進事務費等の措置は予定していません。

問29 畜産クラスター計画は継続的な取組が前提となりますが、事業において取組を継続させる仕組みは考えていますか。

- 1 「協議会の取組が継続的な取組として実施されると見込まれる体制が整備されていること」を都道府県知事による畜産クラスター計画の認定要件とします。
- 2 また、補助事業終了後数年間は事業実施状況報告の提出を求める仕組みとしています。
- 3 さらに、畜産クラスター実態調査等を通じた取組状況のフォローアップを実施していくこととしています。

問30 県が認定した畜産クラスター計画は公表する必要がありますか。

- 1 公表は義務付けていません。
- 2 なお、畜産クラスターの推進上必要がある場合には、協議会にご相談の上、公表をお願いする場合がありますので、その際には、積極的にご協力をお願いします。

IV 中心的な経営体

問1 中心的な経営体は、どのような者が対象になりますか。

中心的な経営体は、地域の畜産の収益性向上を目指す畜産クラスター計画の実現のために、

- ・ 自らの経営の収益力強化に取り組む経営体
- ・ 収益性の高い経営の実現のため、率先して計画に定められた取組を実践する経営体
- ・ 地域へ貢献する意志を有し、地域や他の畜産関係者と連携する経営体
- ・ 将来にわたり経営が安定的に継続することが見込まれる経営体

であって、畜産クラスター協議会が定める「畜産を営む者」、「飼料生産組織」及び「新規就農者」と定義します。

問2 補助事業の対象者は、中心的な経営体に位置付けられることが要件となるのですか。

施設整備事業により施設を整備する者や農協等が整備した施設を借り受ける者、機械導入事業により機械を導入する者や農協等が導入した機械の再貸付を受ける者は、いずれの場合も畜産クラスター協議会の構成員となり、畜産クラスター計画の中で地域の中心的な経営体に位置付けられる必要があります。

問3 1つの畜産クラスター計画の中に、複数の中心的な経営体が位置付けられていても構いませんか。

地域の畜産の収益性向上のために必要であれば、1つの畜産クラスター計画の中に複数の中心的な経営体が位置付けられていても構いません。

問4 補助事業を活用しない中心的な経営体が畜産クラスター計画に位置付けられることもあるのですか。

中心的な経営体は、畜産クラスター計画の実現のために必要な役割を担う経営体として畜産クラスター協議会が自ら定めるものですので、補助事業を活用しない畜産農家を位置付けることも可能です。

問5 補助事業を活用できる中心的な経営体に要件はありますか。

畜産クラスター事業を活用できる中心的な経営体（取組主体）は、各事業の事業実施要領に規定されていますが、基本的には、以下の者が対象となります。

ただし、整備した施設の貸し付けに限定される場合等もありますので、事業実施要領を確認ください。

（1）畜産を営む者

施設整備事業にあつては、①3年以内の法人化計画を有する者であるか、②青色申告を実施しており、後継者を有するか、経営者が原則45歳未満である者で、都道府県知事の特認を受けている者

機械導入事業にあつては、認定農業者である者

（2）農事組合法人

（3）農事組合法人以外の農地所有適格法人

（4）株式会社、持ち(株)会社であつて、農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの。ただし、次の①、②に該当するものは除く。

① 資本の額または出資の額が3億円超かつ、常時雇用者数が300人超であるもの

② 議決権の1／2以上を①に掲げる者（農地所有適格法人、公社を除く）が所有するもの

（5）特定農業団体

（6）事業協同組合、事業協同組合連合会（定款において農業（畜産を含む。）の振興を主たる事業として位置付けているもの）

（7）公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人（寄付行為又は定款において農業（畜産を含む。）の振興を主たる事業として位置付けているもの）

（8）公社（地方公共団体が出資している法人）

（9）その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体）

（10）地方公共団体

（11）土地改良区

問6 耕畜連携による堆肥利用を推進するために、耕種農家の堆肥舎を整備する場合補助の対象となりますか。

補助の対象となる堆肥舎は中心的な経営体を利用するものに限定されています。また、当事業における中心的な経営体は畜産を営む者となりますので、耕種農家が利用する堆肥舎は補助の対象になりません。

問 7 平成28年度補正予算から、株式会社の要件が変更されていますが、考え方を教えてください。

- 1 畜産経営においては、法人化が進展している中、代替わりや農場の買収等を通じて出資者が畜産を営む者等であることの判定が難しい会社が今後増加することが見込まれます。
- 2 一方で畜産クラスター事業においては、今後の生産基盤を担う畜産経営を育成していく観点から、その支援は十分な資本力を有する大企業よりも、今後、経営基盤の拡大・強化を図ろうとする畜産経営に集中されるべきであると考えています。
- 3 これらを踏まえ、従前の出資者の構成による要件を見直し、大企業及びその支配を受ける子会社を除いて、農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むものを支援対象とすることとしたものです。

問 8 株式会社又は持ち分会社について、「農業（畜産を含む）を主たる事業として営むもの」に該当するか否かの判断はどのように行えば良いのですか。

事業実施年度前の直近3か年におけるその農業（畜産を含む）に係る売上高が、当該3か年における法人の事業全体の売上高の過半を占めているかどうかによるものとします。

問 9 種豚や雛の広域供給を目的とした農場は中心的経営体に位置付けられますか。

畜産クラスター事業は、地域の畜産関係者が連携し、地域一体となった畜産の収益性向上を図る取組を支援するものであり、地域の連携の取組や地域への波及効果が望めない場合は事業目的に沿わないため、種豚や雛の地域供給ではなく、広域供給を目的とした農場を地域の畜産クラスター協議会が作成する畜産クラスター計画で中心的経営体に位置付けることは適当ではありません。

なお、家畜改良増殖関連施設については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金での整備も可能となっていることから、事業目的に合った事業を選択してください。

問10 雛の生産とワクチン卵の生産を行っている農場は中心的経営体に位置付けられますか。

雛の供給が地域の連携の取組の一貫であって、地域への波及効果が望める場合は、中心的経営体として位置付けることは可能です。ただし、ワクチン卵の生産に係る施設等

は補助対象外となりますので、事前に農政局等と協議を行ってください。

問11 農業者が出資して設立した会社等は中心的経営体に位置付けられますか。

畜産クラスター事業において施設整備の対象となる者（取組主体）は、前提として「畜産を営む者」となります。このため、設立した会社が自ら家畜を飼育し、畜産業を営む場合であれば、中心的経営体となることができます。

なお、出資者が全員農家の場合は、「家畜を飼養している」と解釈できないかという相談もありますが、出資者の経営と設立した会社の経営は別々となるため、家畜を飼養していると解釈することはできません。

問12 農業高校や農業大学等は中心的経営体に位置付けられますか。

農業高校や農業大学等の目的は教育であり、農業収益で生計を立てる（営む）ものではないことから、畜産クラスター事業で定める農業を営む者に該当しません。

問13 福祉法人ですが障がい者支援のために農場を営む場合は中心的経営体に位置付けられますか。

農場と農場で働く障がい者等が雇用関係にある場合であって、収益事業として畜産を主たる事業として営む農場の場合は、中心的経営体に位置付けることが可能です。

また、この場合、農福連携の取組として実践する又は取り組もうとする場合は、施設整備の事業計画に係る総合評価基準においてポイントが加算されます。

V 施設整備事業

【事業実施主体・取組主体】

問1 事業全体の仕組はどのようなものですか。

事業実施計画を策定する事業実施主体は畜産クラスター協議会とし、実際に施設整備等を行う取組主体は、畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体及び中心的な経営体に畜舎等を貸し付ける取組を行う農協・公社等となります。

詳しくは、本事業の実施要綱及び実施要領を御確認ください。

問2 畜産クラスター協議会を事業実施主体とするのはどのような理由からですか。

- 1 施設整備事業は、中心的な経営体の施設整備等を支援するものですが、畜産クラスター計画における地域の畜産の収益性向上を実現させるための施設でもあることから、畜産クラスター計画を策定する畜産クラスター協議会を事業実施主体としています。
- 2 また、畜産クラスター協議会が事業実施主体として、施設整備等を行う取組主体に対して事業の実施に係る指導・助言を行うことにより、補助事業の適正な実施、取組主体の取組の継続性を確保するとともに、畜産クラスター計画の目標達成に資するものと考えています。

問3 畜産クラスター事業については、大規模経営だけでなく中小の家族経営を含む多様な担い手がより利用しやすくするべきではないですか。

- 1 畜産クラスター事業については、
 - (1) 青色申告を実施していること
 - (2) 後継者がいること（又は経営者が原則として45歳未満であること）
 - (3) 知事特認を得ることの全てを満たした場合には、法人化しない場合でも家計と経営の分離や経営継続性が確保できることから、支援対象としています。
- 2 また、中小家族経営であっても、市町村や農協が行う地域連携に積極的に取り組む場合や、先進的な取組をモデル的に率先して行う場合など、地域の収益性向上に取り組む場合には、高い評価を得られる仕組となっています。

問4 法人化要件緩和に当たっての知事特認の内容を教えてください。

- 1 法人化要件の緩和については、法人化の原則を維持しつつ、家計との分離や経営継続性の確保について、
 - (1) 青色申告の承認を受けており、青色申告を継続して行うことが見込まれること
 - (2) 原則として45歳未満であるか、又は45歳以上であって後継者の確保が見込まれること
 - (3) その者が法人化しないことに相当の理由があり、また上記(1)及び(2)に該当することについて、都道府県知事が特に認めることの全てを満たした場合には、法人化しない場合でも支援対象とするよう要件を見直したところです。
- 2 知事特認については、上記(1)及び(2)に加えて、
 - (1) 当該農家が参画する畜産クラスター計画の目的達成のため、本事業により支援することが適当かつ不可欠であること
 - (2) 当該農家が法人化しないことに相当の理由があること（例えば、法人化することにより、かえって税制上の不利がある場合など）について確認していただくこととしています。

問5 「青色申告を継続して行うことが見込まれる」とは、何をもって判断するのですか。

法人化要件の緩和において、青色申告を継続して行うことが見込まれるとは、当該経営のこれまでの青色申告の実施状況や経営計画等から判断することとします。

問6 「原則として45歳未満」となっていますが、どのような場合に何歳まで認められるのですか。

地域の実情や畜産クラスター計画における位置付け等から、当該畜産農家を本事業によって支援することが、畜産クラスター計画の実現のために必要不可欠であり、かつ、年齢、経営計画等から将来にわたって経営が安定的に継続することが見込まれる場合には、45歳を数年過ぎた経営者への支援を一律に排除しないという趣旨です。

問7 「法人化しないことの相当の理由」とは、どのようなことが考えられるのですか（基準は示さないのか）。

法人化しないことの相当の理由としては、他の補助事業を利用して営農に必要な施設等を整備して間がないなど、当該経営が残存価格の大きな施設を所有している場合

等、法人化により、既存施設等を個人から法人へ譲渡する際に、個人の譲渡所得や法人の受贈益の発生に伴い税負担が増加することにより、施設整備事業の実施による収益性向上効果が過小となる場合等、法人化が経営に当たってのデメリットになり補助目的を達成することが難しくなる場合を想定しています。

問8 公社等が整備した施設を中心的な経営体に貸し付ける場合の貸付方法はリース方式のみですか。

貸付の方法は、

(1) 施設そのものを中心的な経営体に貸し付ける【リース方式】

(2) 貸付料を徴収し中心的な経営体に畜舎の一部を貸し付ける又は、施設を利用させる【アパート方式】

を対象とします。

問9 複数の農業者が構成員となっている組織について、その構成員のための分散整備は可能ですか。

第1農場、第2農場のようなイメージで、分散整備は可能です。

問10 市町村は施設整備の取組主体になることができますか。

1 原則、市町村は、自ら管理・運営する施設の整備を行う取組主体にはなれませんが、中心的な経営体に畜舎等を貸し付ける取組を行う場合には、取組主体になることができます。

2 ただし、環境優先枠で取り組む場合に限り、市町村が共同利用家畜排せつ物処理施設を整備するときには、自ら管理・運営する施設の整備を行う取組主体になることができます。

問11 受託組織として農協が取組主体になることはできますか。また、地域の肥育素牛供給を拡大するため、農協が施設整備をした繁殖センターで農協自らが繁殖経営を行う場合には事業対象となりますか（農協は中心的な経営体になり得るか）。

1 受託組織として農協が取組主体となることは可能です。

2 また、農協が自ら施設整備を行い、自ら畜産経営を行う場合にあっては、中心的な経営体として取組主体となり事業実施できます（ただし、農業経営規程との関係に留意いただく必要があります）。

問12 民間会社所有の家畜の預託を受けている預託専門農家でも、中心的な経営体に位置付けられれば取組主体となって事業を実施することは可能ですか。

預託専門農家でも中心的経営体となり事業を実施することは可能です。

【対象施設】

問13 どのような施設が整備可能ですか。

詳しくは、本事業の実施要領別紙の第1及び別表1をご確認ください。

問14 畜舎等を整備するための敷地造成や地盤改良は補助の対象になりますか。

- 1 補助の対象については、牛舎等の施設及び附帯設備等となっているため、用地造成や地盤改良は補助の対象となりません。
- 2 整地（転圧、砂利整地含む）については、施設整備する際の基礎工事に付随して実施する「土地を平らに均す」程度の工事であれば、補助の対象となる場合があります。
- 3 また、地盤改良の柱状改良と基礎工事における杭基礎が混同される事例が見られますが、建物の基礎工事である杭基礎の場合は補助の対象となります。

問15 非常用発電機は附帯設備として補助対象となりますか。

飼養管理等基本的な生産工程に直接的に関わる搾乳ロボットや自動給餌機等との一体的な導入が可能です。

問16 施設移転の際には集落から離れていることが多いため、水道等のインフラ整備も補助対象にできますか。

- 1 補助事業の対象となる附帯設備については、飼養管理等基本的な生産工程に直接的に関わる設備に限定されていますが、上下水道、電力・通信網、道路については、そのような関係が成立しないため、補助対象になりません。
- 2 また、これらは公共的・公益的な設備や施設と言えますので、本来設置すべき者により整備されるものと考えます。

- 3 なお、物理的に見ても、整備する施設用地（占有地）外に位置する水道設備や電気設備（電柱等）、取付道路は、施設と一体的とは言えないため補助対象となる理由がありません。

問17 敷地内に設置する井戸や受電設備は補助対象となりますか。

- 1 補助事業で施設を整備する場合は、補助目的を果たすことが可能な場所に設置することが前提となります。
- 2 このため、施設の設置場所が補助目的を達成するために必要な諸条件を満たすための基本的な条件整備（敷地造成、取付道路設置、給排水施設設置等）については、予め、補助事業を利用する者が行うことが原則となりますので、井戸については補助対象になりません。
- 3 ただし、施設敷地内に設置する受電設備や敷地内の給排水設備については、整備する施設と一体的な附帯設備と言えるため、補助対象となります。

問18 畜産クラスター事業で、バイオガスプラントは補助対象になりますか。また、環境優先枠であれば補助対象となりますか。

- 1 畜産クラスター事業は、畜産・酪農の体質強化を図ることを目的としていることから、補助対象となる家畜排せつ物処理施設については、堆肥化处理等に直接的に関係するものに限定しており、堆肥処理施設については、堆肥舎、堆肥発酵施設、乾燥施設、堆肥調整保管施設、副資材保管施設等が、污水处理施設については、貯留槽、浄化处理施設、スラリータンク等が該当します。
- 2 このため、発電設備やメタンガス利用設備等を含んだ形のバイオガスプラントを一体的に整備する場合は、環境優先枠であっても補助対象になりません。

問19 畜産クラスター事業で、バイオガスプラントを構成する施設の一部を整備する場合は補助対象になりますか。

- 1 畜産クラスター事業で補助対象となる施設をバイオガスプラントの一部として整備する場合、整備する設備が堆肥処理又は污水处理の機能を果たすこと、クラスター事業の事業効果である増頭効果や所得向上効果が見込めること、費用対効果が十分であることの条件が満たされる場合は補助の対象となり得ます。
- 2 ただし、メタン発酵処理施設についてはF I T価格の算定基礎において発電設備に含まれているため、売電を行う場合はF I Tを活用しない場合においても補助の

対象となりません。

問20 畜産クラスター事業で、バイオガスプラントを構成する施設の一部を整備する場合に補助対象となる施設と考え方を具体的に教えてください。

畜産クラスター事業で補助対象となるメタン発酵タイプの家畜排せつ物処理施設（一般的なバイオガス処理方式）と考え方は次の通りです。

① 発電設備、ガス精製設備等を設置しない施設

家畜排せつ物の処理に必須な行程に関わる施設のみの場合は施設全体が家畜排せつ物処理専用施設となるため、発酵処理施設を含め補助の対象となります。

② 発電設備を有しF I Tを活用し売電する施設

メタン発酵処理施設等がF I T価格の算定基礎（発電設備）に含まれているため、メタン発酵処理施設、ガス精製設備、発電設備等については補助対象となりません。

なお、家畜排せつ物の処理に必須な行程の前処理施設や資源化施設は家畜排せつ物処理となるため補助対象となります。

③ 発電設備を有しF I Tを活用しないで売電する施設

売電を行えば、施設と考え方がF I Tと同様になるため、補助対象となる施設等についても、F I Tを活用する場合と同じとなります。

④ 発電設備を有しているが電力又はガスを自家利用する施設

家畜排せつ物の処理に必須な行程に関わる施設のみが家畜排せつ物処理施設となるため、前処理施設、メタン発酵処理施設、資源化施設は補助対象となりますが、家畜排せつ物処理に必須な行程に関わらないガス精製設備、発電設備等については補助対象となりません。

問21 バイオマスプラントやコンポストを整備する場合は、家畜排せつ物処理施設の基準事業費を適用しなければなりません。適用する場合は、どの基準事業費を適用することとなりますか。

- 1 バイオマスプラントの発酵槽やガスホルダー等は畜舎等の建物ではないことから、基準事業費を適用することは実態に合わないものと考えています。
- 2 ただし、固形物の処理・保管を行う施設や堆肥舎バイオマスプラントやコンポストを格納するために建物を整備する場合は、建物内で家畜排せつ物の処理が行われることから、これらの建物については堆肥舎の基準事業費を適用してください。

問22 「畜産クラスター計画のイメージ」の「耕畜連携型（特産物ブランド化・飼料用米活用）」について、エコフィード・飼料用米に係る取組を対象としていますが、食品残さの加工施設やTMRセンターの整備は可能ですか。

食品残さの加工施設やTMRセンター等は、自給飼料関連施設として整備することができます。

問23 飼料用米保管庫は、補助対象ですか。

- 1 飼料用米などの飼料保管庫も施設整備の対象としています。
- 2 なお、簡易なもの（飼料タンク、コンテナ倉庫等、床面積200㎡以下のもの）の場合は、機械導入事業の活用も可能です。

問24 飼料タンクやフィーダーを単体で整備する場合でも補助対象になりますか。

- 1 施設を整備する場合は、事業効果が求められます。従って、さらなる増頭等による効果が見込まれるようであれば、畜舎の附帯設備として整備することも可能です。
- 2 ただし、増頭等の事業効果が得られる畜産農家、TMRセンター運営者が自らの所有する施設の附帯設備として整備する場合に限定されますので、飼料会社が補助事業で整備することはできません。

問25 牛舎から放牧地又は別棟のパーラーまでの通路は補助対象になりますか。

- 1 補助事業の対象となる附帯設備については、飼養管理等基本的な生産工程に直接的に関わる設備に限定されています。
- 2 牛舎から放牧地までの通路については、一般的に牛又は農機具の移動が目的となるため、補助対象外の道路と同じ扱いになります。また、直接的な生産工程とはいえないことから補助対象になりません。
- 3 畜舎とパーラー間の導入路については、畜舎とパーラーを一体的に利用するのに必要な最小限の面積であれば、畜舎又はパーラーのいずれかの建物の一部として補助の対象となります。

問26 衛生施設としてエプロン（コンクリート敷き）を補助対象にできますか。

- 1 補助事業の対象となる附帯設備については、飼養管理等基本的な生産工程に直接的に関わる設備に限定されています。
- 2 エプロン部分で機械の洗浄や消毒を行うという理由の場合、機械の洗浄等が直接的な生産工程とは言い難く、生産工程との直接的な関係が成立しません。
- 3 また、エプロンは機械の洗浄等の専用施設でないことや、消毒等において必要不可欠な施設とは言い難いことから、構内舗装と同様に補助の対象になりません。
- 4 ただし、基礎の一部を構成する犬走りのようなものや、出入口の段差を解消するためのスロープについては、建物の一部として解釈することができます。

問27 施設周りに飼養管理作業を行う舗装スペースを整備したいのですが、飼養管理等基本的な生産工程に直接的に関わる作業について教えてください。

- 1 補助施設そのものでない設備については、附帯設備となります。この場合の補助対象は、飼養管理等基本的な生産工程に直接的に関わる設備に限定されているため、畜舎等の場合は、給餌等の飼養管理及び個体管理、搾乳等の畜産物生産、堆肥処理等となり、TMRセンターの場合は、原料混合等による生産、原料管理等となります。
- 2 なお、畜種や飼養形態により異なることから、一概に具体的な整備例を示すことは困難ですが、次のような整備例があるので、参考にしてください。

【飼養管理等施設】

- ・堆肥化前の家畜排せつ物一時貯留施設（擁壁等有）

【TMRセンター】

- ・原料・製品一時保管スペース、原料調整・積載スペース（建物の整備を省略することにより費用対効果が有利となる場合）

問28 防疫施設として外構舗装やフェンスを補助対象にできますか。

- 1 補助事業の対象となる附帯設備については、飼養管理等基本的な生産工程に直接的に関わる設備に限定されています。
- 2 外構舗装については、防疫上の役割や効果及び必要性を客観的に示すことが難しく、また、生産工程との直接的な関係が成立しません。
- 3 また、フェンスについては、衛生管理区域を分離する観点や外部からの野生動物

の侵入を防止することから防疫上の役割はあると考えられますが、家畜防疫対策要綱（最終改正：平成30年4月2日29消安第6794号農林水産省消費・安全局長通知）の衛生対策指針や飼養衛生管理基準においては、衛生管理区域を明確化するとともに、衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限等を目的とした設置と解釈されることから、直接的な生産工程とは言い難く、生産工程との直接的な関係が成立しないため、補助の対象とする理由がありません。

- 4 なお、外構舗装は補助対象となる施設そのものではないことから、従来から補助対象では無いことについて、ご注意ください。

問29 畜産物加工処理施設の範囲は、どのようなものですか。規模などの要件はありますか。食肉センター、食鳥処理場は補助対象ですか。

- 1 食肉センター等については、食肉の流通合理化を進める観点から、処理の効率化や品質の向上及び機能向上・改善のための施設整備を行う場合に限り、強い農業・担い手づくり総合支援交付金で支援することとしています。
- 2 この趣旨に鑑み、本事業で支援するのは、畜産クラスター協議会の構成員が、自ら生産した畜産物を高付加価値畜産加工品として販売するために必要な最低限の加工処理施設に限ります。（単なる食肉処理施設、食鳥処理施設は対象としません。）

問30 畜産クラスター事業の補助対象となる畜産物加工施設について、高付加価値の乳製品・食肉加工品・鶏卵加工品を製造する施設とありますが、具体的には、どのような施設ですか。

- 1 畜産クラスター事業においては、個々の畜産経営の収益力強化を目的としていることから、畜産物加工施設については大規模な食品工場ではなく、畜産農家の6次産業化に繋がる施設の整備について支援しています。
- 2 このため、限られた生産量の中で最大限の収益を確保するため、商品の差別化が可能なことや、ある程度の販路の多角化が見込まれるよう、
 - ① 乳製品については、チーズ、アイスクリーム、ヨーグルト等の高度に加工が行われたものとなり、処理を行うだけの牛乳製造のみの施設整備は補助の対象としていません。
 - ② 食肉加工品については、ハム、ソーセージ、ベーコン等となり、加工を行わない精肉カット施設は補助の対象になりません。
 - ③ 鶏卵加工品については、マヨネーズやプリン等の鶏卵使用率の高い製品の加工施設を想定しています。
- 3 なお、総菜の生産における調理は、高度な加工と言い難いため、当事業における加工に該当しません。

問31 加工業者が畜産クラスター事業を活用して畜産物加工施設の整備することは可能ですか。

畜産クラスター事業においては、個々の畜産経営の収益力強化を目的としていることから、事業の実施者は畜産を営む者となっているため、加工業者は対象になりません。産地基幹施設の整備を支援する、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の活用を検討してください。

問32 加工業者でも畜産経営を行えば（行っていれば）、畜産物加工施設が補助の対象者になりますか。

- 1 加工業者が新たに畜産経営を行うだけでは、補助の対象者にはなりません。
- 2 畜産クラスター事業の事業実施要領で定める事業の実施者は畜産を営む者となっているため、経営の主業が畜産であり、整備する施設で加工を行う畜産物のその殆どが自己の経営で生産されたものとなる場合でなければ補助の対象者になれません。

問33 畜産部門と加工部門を分社している場合は、補助の対象になりますか。

- 1 加工を業とした加工部門の会社が事業を活用することは出来ませんが、畜産を業としている畜産部門の会社が整備する場合は補助の対象になる場合があります。
- 2 ただし、整備する施設で加工する畜産物は、殆どが自己の経営で生産する畜産物である場合となります

問34 畜産農家が構成員となった事業協同組合や会社の場合、畜産クラスター事業による畜産物加工施設の整備は出来ますか。

事業協同組合の構成員が全員畜産を営む者の場合や、畜産を営む者のみの出資により設立された会社であっても、設立された事業協同組合、会社が自らの家畜を所有し畜産経営を行わなければ、補助の対象者になれません。

問35 畜産物加工施設の整備を行う際に、整備する施設で加工する畜産物は殆どが自己の経営で生産する畜産物であることとなっていますが、殆どとはどの程度ですか。

原則、全量ですが、自己の畜産物を加工する際の材料として仕入れするものについての加工等は可能です。

問36 施設整備事業で乳用牛舎と一体的に搾乳ロボットを整備する場合、サンプリング装置、乳成分分析装置、繁殖管理ソフト、経営管理ソフト等のオプション装備も補助対象になりますか。

- 1 搾乳ロボットの整備に当たっては、搾乳に必要な機能のみが補助対象となります。
- 2 このため、搾乳ロボット本体とは別のサンプリング装置や乳成分分析装置等は補助対象ではありません。
- 3 また、ソフトウェアの導入については、搾乳ロボットを稼働させるための基本ソフトは対象になりますが、基本ソフトに含まれないオプション等のソフトは補助対象ではありません。

問37 畜産クラスター事業で集出荷施設は補助の対象となりますか。

- 1 畜産クラスター事業では、個々の畜産経営の収益力強化を目的としていることから、自己の経営以外からの畜産物を取り扱うことを目的とした集荷施設は補助の対象としておりません。
- 2 ただし、出荷施設については、養鶏における鶏卵選別包装施設が補助の対象となりますが、畜産農家の家畜飼養管理施設からの出荷のための施設となりますので、家畜飼養管理施設と同敷地内又は隣接した場所での整備が基本となります。

問38 共同利用するためのGPセンターの整備は可能ですか。

- 1 畜産クラスター事業においては、個々の畜産経営の収益力強化を目的としていることから、事業の実施者は畜産を営む者となっているため、鶏卵選別包装施設については、採卵鶏農家が自ら生産した鶏卵の処理を目的に自己の経営の一部として整備する場合は支援の対象となります。
- 2 このため、組合や流通事業者が整備する鶏卵処理施設（GPセンター）については、共同利用施設等の産地基幹施設の整備を支援する、強い農業・担い手づくり総合支援交付金の活用を検討してください。

【補改修】

問39 畜舎等の補改修は補助対象となりますか。

- 1 畜舎等の補改修は可能です。補改修事業に係る要件については、本事業の実施要綱及び実施要領をご確認ください。
- 2 なお、補改修にかかる既存施設の撤去費用等は、補助対象外であることにご留意願います。

問40 上記の場合、増築も補助対象となりますか。

補改修の中で、増築についても対象とします。

問41 老朽化した施設や機械を単に更新する場合も支援するのですか。

- 1 補助事業による投資の結果、規模拡大や生産コストの低減などの効果が発揮される取組でなければ、それに対する国の支援が国民一般の理解を得ることは困難であると考えています。
- 2 このような観点から、畜産クラスター事業においても、他の類似の補助事業と同様に施設や機械の単なる更新は支援の対象としていません。

問42 畜産クラスター協議会の構成員（例えば県酪連など）の既存事務所の補改修等は事業として認められますか。

事務所の補改修等については、対象外とします。（生産性向上と結びつけにくいいため。）

問43 離農跡地や後継者不在の経営施設を補改修する場合、例えば、A氏の所有する施設をA氏が所有したまま、中心的な経営体であるB氏（畜産農家）が借り受けて補改修する場合も対象になりますか。

以下のいずれかの方法であれば事業対象とします。

- （1）A氏の施設を農協等が借り受け、補改修をした上でB氏（畜産農家）に貸し付ける。

(2) A氏の施設を農協等が購入し、補改修した上でB氏（畜産農家）に貸し付ける。

問44 施設の購入に係る経費については、補助対象となりますか。

適切な売買価格の評価が困難であることから、遊休畜舎の購入は補助の対象とはなりません。なお、購入後の補改修にかかる費用については補助の対象となります。

問45 畜舎等を補改修する場合、対象物件が国の補助事業で整備したものであり、かつ、耐用年数が残っている場合、補改修費用は本事業の対象となりますか。

補助事業によっては整備した施設が制約を受ける場合がありますので、当該事業の担当部局（地方農政局等）に相談してください。

問46 施設整備後に追加的な模様替えを行いたいのですが、どのような手続きを行えば良いのですか。

畜産クラスター事業で整備した施設を処分制限期間（耐用年数）に模様替えする場合は、残存期間に応じて補助金の全額又は一部を返還する「財産処分手続き」か、模様替え申請による補助金の返還を伴わない財産処分手続きを行う必要がありますので、都道府県又は地方農政局等に相談してください。

問47 補改修後の耐用年数が5年以上とされていますが、長期間使用した施設についてはどのように耐用年数を判断すればよいのですか。

- 1 ①既存施設の耐用年数が5年以上残存すること、②施設への新たな資本の追加注入に伴い減価償却期間が5年以上に延長されること、③都道府県の建築主事等により、補改修に伴い当該施設が5年以上供用可能と認められること等により判断します。
- 2 なお、施設の補改修後の耐用年数期間内に供用できなくなった場合には、自己負担による追加の補改修等により取組を継続させる必要があります。

問48 事業により整備した施設の改修等（建替、増築、補修、改修、廃棄）は、整備後何年経過すれば可能ですか。5年経過すれば良いとも聞きましたが本当ですか。

- 1 畜産クラスター事業で整備した施設については、処分制限期間（耐用年数）を経過するまで改修等を行うことはできません。

2 ただし、処分制限期間（耐用年数）であっても、止むを得ない事情で改修等が必要な場合には、財産処分手続きを行うことで可能となる場合がありますので、都道府県又は地方農政局等に相談してください。

3 なお、新設した建物の場合、その耐用年数は一般的に17年以上ありますので、補助事業実施時に作成した財産管理台帳により確認してください。

【環境】

問49 畜産クラスター協議会の構成員に周辺住民を参画させることは必須となりますか。

周辺住民が構成員として参画することは必須ではありませんが、周辺住民への理解醸成は必要です。

問50 悪臭等の環境問題による農場移転に伴う施設の整備等への支援も可能ですか。

1 畜産環境問題による農場移転は、施設整備の支援対象となります。ただし、移転にかかる既存施設の撤去費用、引越費用等は支援対象となりません。また、収益力向上と規模拡大の取組は必須要件です。

2 農場移転の場合は、移転先において畜産クラスター協議会を立ち上げ、畜産クラスター計画を作成し、移転先都道府県知事の認定が必要になります。

3 なお、家畜排せつ物処理施設の補改修や施設整備などを検討している農家については、現行法令（家畜排せつ物法、悪臭防止法、水濁法など）を遵守していることが前提です。

問51 施設整備後にさらに増頭したため後追いで追加のスラリーストアー等の設備を整備することは可能ですか。

施設を整備する場合は、事業効果が求められます。従いまして、さらなる増頭等の効果が見込まれるのであれば整備することが可能です。

問52 施設整備事業において、家畜排せつ物処理施設として高度利用施設（メタン発酵処理施設、焼却施設、炭化施設）を補助対象にできますか。

1 本事業は、都道府県知事が認定した地域一体となって畜産の収益性の向上を図るための畜産クラスター計画を実現するため、計画で定められた取組内容の推進に必

要な中心的な経営体の施設整備に対して補助を行うものです。

- 2 このため、高度利用施設のうち、家畜ふん尿を適正に処理等するための設備（排せつ物の貯留施設、前処理施設、残渣の処理施設など）については補助の対象となりますが、電力や熱、ガス等の供給・利用を行う際に必要となる設備（発酵槽やガスホルダー、発電機等）は、補助対象外となります。
- 3 なお、メタン発酵処理施設等のように事業費が多額となる計画においては、費用対効果、収益性向上効果を十分に検討する必要があります。

問53 畜産クラスター事業で整備した施設に後から発電設備等を追加で整備する場合は補助金の返還が必要ですか。

- 1 発電設備等を追加で設置する場合、一部施設構造を変更する可能性があるため、必要に応じて、「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて」第5補助対象事業により整備した施設等の管理運営等についての4増築等に伴う手続の規定に基づき別記様式第7号で模様替え手続きを行う必要があります。
- 2 また、売電を目的とした発電設備等を設置する場合については、模様替え手続きではなく、財産処分の手続きと残存簿価額に基づく補助金を返還する必要があります。
- 3 なお、電力又はガスを自家利用目的に整備した施設で、後に売電を行うこととなった場合も同様に補助金返還が必要となります。

問54 家畜排せつ物処理施設の整備と併せてフロントローダー等を導入することはできますか。

フロントローダー等の作業機械の導入については、機械導入事業の活用をご検討ください。

問55 収益性の考え方について、畜産環境対策では、何をもって収益性の向上とすればよいのですか。

- 1 畜産クラスターの事例や類型を参考に、地域の収益性向上につながる取組を検討願います。例えば、生産コストを削減する施設の整備も収益性向上と考えることができます。

- 2 具体的な成果目標の項目としては、①畜産クラスター計画の評価においては、畜産環境問題の改善を図るための取組であることや、②施設整備の直接的な効果においては、家畜飼養頭数の伸び率に応じて整備した畜舎や家畜排せつ物処理施設の整備により、周辺地域における臭気の低減を図るとともに、収益性を向上することが可能であるかなどが考えられ、これらにより収益性向上を評価することとしています。
- 3 また、これらの効果に加えて、自給飼料の増産（飼料用米の利用）による飼料生産コストの低減効果や6次産業化による付加価値を付けた畜産物の販売向上効果などの取組を合わせることも有効と考えます。

【家畜導入】

問56 貸付によらない場合も家畜導入の対象とできませんか。

- 1 畜産クラスター事業の趣旨は地域の収益性向上を図ることであり、生産基盤の強化に必要な地域の拠点作りによって中長期的な視点で生産基盤の強化を図っていくことが重要です。
- 2 家畜の導入については、クラスターの中で周囲のバックアップにより新規就農を進める取組において、取組主体が新規就農者に対して施設を整備し、併せて家畜を導入して初期投資の軽減を図るパッケージの取組に対して限定的に対象としてきたところです。
そのような中で、平成27年度補正予算以降は、農協等の中心的な経営体以外の者が、リスクを負ってでも地域として規模拡大を行うという場合に限り、対象を拡大したものであることに御理解願います（この場合、50頭を上限頭数としています。）。
- 3 また、本事業の補助単価は、他の家畜導入事業よりも高く、本事業での導入を過剰に行うと子牛価格がさらに高騰する恐れがあるという声もあるため、限定して行う必要があることに御理解願います。
- 4 なお、肉用牛・酪農重点化枠においては、肉用牛・酪農の生産基盤強化を強力に推進するための地域システムを早期に構築するため、施設整備を行う者が購入方式で家畜導入することを特別に認めています。

問57 生産者や地域（都道府県、市町村、農協等）の独自財源により畜舎を整備し農家に貸し付ける場合、家畜導入だけで支援対象とできませんか。

畜産クラスター事業の趣旨は地域の収益性向上を図ることであり、地域の拠点作りによって中長期的な視点で生産基盤の強化を図っていくことが重要です。家畜導入の要望が多いことは理解していますが、限られた予算の中で効果的に事業を行い、地域

の拠点作りを進めるためには、家畜導入の支援対象を限定せざるを得ないことに御理解願います。

問58 平成29年度補正予算から、肉用繁殖雌牛の導入月齢が48か月齢未満から72か月齢未満まで引き上げられていますが、どのような理由から変更になったのですか。また、これによる注意点はありますか。

- 1 肉用牛繁殖経営において飼養されている繁殖雌牛は、数産していても引き続き繁殖雌牛として供用できるものもあり、繁殖基盤を強化していく必要がある中、離農農家の繁殖雌牛を廃用することなく別の経営に継承し、引き続き供用していくことが適切です。
- 2 このため、導入可能な月齢を引き上げることで、地域の資源である繁殖雌牛の円滑な継承を可能とすることが本改正の目的です。
- 3 なお、補助事業により導入する繁殖雌牛については、財産処分制限がかかりますので、導入後6年間の繁殖供用が必要となることに留意してください。
(止むを得ず廃用しなければならない場合には、財産処分の手続きが必要になりますので、都道府県や地方農政局にご相談ください。)

問59 平成29年度補正予算から、施設等を整備する場合には、国の共済制度又は民間の建物共済、損害補償保険等に確実に加入することとされましたが、本事業で導入する家畜も、保険に加入する必要がありますか。

- 1 本事業で家畜導入に係る補助を受ける場合には、家畜共済に加入する必要があります。
- 2 なお、家畜導入に係る補助を受けない場合であっても、施設整備事業や機械導入事業等を活用されるときは、家畜共済への積極的な加入に努めてください。

【規模拡大要件】

問60 「当該地域の平均規模以上」の要件の「地域」の範囲は、畜産クラスター計画の地域と同一と考えて良いのですか。また、当該地域における畜産農家戸数が少ないなど地域の平均値として相応しくない場合、市町村区域、農協区域、府県区域にまで拡大して考えても良いのですか。

- 1 畜産クラスターの取組は、畜産農家を始めとする地域の関係者の連携により、収益向上を目指す取組であることから、畜産クラスターにおける「地域」とは、協議会の構成員が所在する範囲又はその活動範囲として捉えることが適当です。

2 ただし、例えば、新規就農を目的とした畜産クラスター協議会において、単純な地域の平均を取った場合、新規就農者が新たに経営を開始するに当たり過大となる場合など、協議会の目的、取組内容によっては、単純に地域の平均とすると、その取組の目的にそぐわない場合も考えられます。

3 このため、「地域の平均」を取る場合の「地域」については、次のとおり取り扱うようお願いします。

(1) 畜産クラスター協議会に参画する構成員が所在する範囲を「地域」とするか、若しくは、構成員全体の平均を「地域の平均」とすることを基本とします。

例) 市町村が事務局を担っている協議会において、その協議会の構成員が当該市町村に所在する場合には、市町村を「地域」として捉える。

(2) ただし、(1)により「地域の平均」を取った場合、畜産クラスター計画の目的、取組内容の実現に支障があると考えられる場合にあっては、その実現のために必要な範囲で別の方法により「地域の平均」を算出することができるものとします。

例1) 新規就農を目的とする協議会が、新規就農者の就農時点での平均的な飼養頭数を「地域の平均」とする場合

例2) 預託施設を活用した家族経営の規模拡大を目的とする協議会が、預託施設を活用しないメガファームを除いた平均飼養頭数を「地域の平均」とする場合など

問61 規模拡大要件について、例えば、A農業法人（鶏飼養羽数10万羽）が、離農したB農家（飼養羽数5万羽）の施設を買収し補改修を行うとした場合、当該施設は、5万羽より大きな規模に拡大する必要がありますか。

飼養規模については、現在のA農業法人の10万羽が基準となり、買収した鶏舎の飼養羽数（5万羽）が拡大分となります。補改修を増頭要件で実施しようとする場合、増頭後の飼養羽数15万羽が、地域の平均飼養羽数を上回っていることが必要になります。（注：補助の対象は補改修にかかる経費です。買収経費は対象になりません。）

問62 規模拡大の要件は、施設の補改修を行う場合についても課されますか。

補改修についても規模拡大の要件は課されます。

【生産効率向上要件】

問63 生産効率向上要件において、例えば、乳用牛の借り腹による黒毛和種生産のように、酪農経営における副産物の生産効率向上でも対象となりますか。

1 生産効率向上要件は、事故率の低減や受胎率の向上等、技術的な改善を通じて畜産物の出荷量の拡大を図るものです。

2 このため、主産物（繁殖経営における子牛、酪農経営における生乳等）の出荷量が増加する場合を対象とします。

3 なお、乳用牛を借り腹として活用した肉用牛生産については、

① 乳用牛を肉用牛生産のための繁殖用雌牛として考えたとしても、当該乳用牛には、受精卵移植、黒毛和種精液の人工授精、乳用種精液の人工授精など、経営判断の中で様々な繁殖技術が用いられることが想定され、技術的な改善に伴う畜産物出荷量の増加を確認することが困難であること

② 一方で、搾乳牛としてみた場合、受胎率の向上や適期授精の実施、乾乳期の飼養管理の改善等により、単位期間当たりの生乳生産量の向上が期待されることから、敢えて副産物の出荷量の増加を指標とする必要性は小さいと考えられることから、主産物の出荷量で目標設定をすることとします。

問64 「生産効率の改善により単位期間における単位頭羽数当たりの畜産物の出荷量等が向上すること」とありますが、具体的にはどのような指標となるのですか。

1 具体的には、

- (1) 搾乳牛1頭当たり年間出荷量
 - (2) 繁殖雌牛1頭当たり年間子牛出荷頭数
 - (3) 繁殖雌豚1頭当たり年間肉豚出荷頭数
 - (4) 採卵鶏1000羽当たり年間鶏卵出荷量
 - (5) 導入素雛1000羽当たり年間肉用鶏出荷羽数
 - (6) 10a当たり粗飼料生産量
- 等です。

2 なお、その計算方法については、別途統一的に示しますが、経営の中で継続的に把握できる方法がある場合には、その方法を用いても構いません。

問65 生産効率向上要件を選択する場合、事業実施計画に「生産効率向上に係る取組概要」と「生産効率向上を確実にを行うための技術支援体制」を記載することとなっていますが、具体的にどのような内容を記載すれば良いのですか。

1 「生産効率向上に係る取組概要」には、整備する施設とその施設等を活用した生産効率向上のための取組を記載するものとし、具体的には、

(1) 酪農において、

① つなぎ飼いからフリーストール・搾乳ロボット体系に転換し、1日当たりの搾乳回数を増加する

② 乾乳牛舎を整備し、乾乳期の飼養管理を徹底することで乳牛の回復の徹底を図り、乳量を増加する

(2) 肉用牛繁殖において、

- ① 哺育牛舎を整備し、哺育牛の集中管理により事故率を低減させる
 - ② 繁殖牛舎の整備と併せて発情発見装置を導入し、分娩間隔の短縮を図る
- (3) 養豚において、
オールインオールアウト方式を導入し、事故率の低減を図る等の取組が考えられます。

2 また、家畜排せつ物処理施設や自給飼料関連施設を整備する場合には、直接的には畜産物の出荷量の増加につながらない場合も考えられますが、その場合であっても、作業の効率化により生じた余剰時間を飼養管理に向ける等、生産効率向上を図るための具体的な取組を記載するものとします。

3 「生産効率向上を確実に行うための技術支援体制」については、生産効率向上のための取組を実現するために実施する

- (1) 管理獣医師の配置
- (2) 技術検討会の開催
- (3) 経営データの分析（ベンチマーキング）
- (4) 試験研究機関との連携

などの取組を具体的に記載するものとし、これらの取組については、畜産クラスター計画にも明示するよう努めてください。

【成果目標】

問66 成果目標の達成年度は何年後に設定されるのですか。

施設整備事業実施後の効果の目標年度は、

- (1) 増頭羽数等の効果（平成27年度補正予算まで）については事業終了年度（施設等が完成した年度）の翌年度、
- (2) 収益性向上効果については事業終了年度の翌年度から5年以内の間に①販売額の10%以上（大規模経営にあっては15%以上）の増加、②生産コストの10%以上（大規模経営にあっては15%以上）の削減、③農業所得又は営業利益の10%以上（大規模経営にあっては15%以上）の増加のいずれかを設定し、目標年度の翌年度に協議会で評価し、都道府県知事に報告をする仕組みです。

問67 施設整備事業の成果目標について、実際に施設整備をした取組主体の収益性に係る目標設定をしなければなりません。TMRセンターやCS・CBSのような利用する農家の収益性向上に資する取組の場合には、利用する農家の収益性向上効果でも良いのですか。

- 1 TMRセンターやCS、CBS等の外部支援組織の施設整備については、以下の効果が期待されます。

(1) 外部支援組織における

① 施設整備による効率化、生産性の向上によるコスト削減に伴う利用料や供給される資材価格の削減等

② 飼料供給や預託頭数の拡大による販売額の増加等

(2) 外部支援組織を利用する畜産農家における規模拡大や作業の外部化による販売額の増加や生産コストの削減等

2 このため、TMRセンターやCS、CBSといった外部支援組織の収益性向上効果については、外部支援組織自らの効果であっても、外部支援組織を利用する畜産農家における効果であっても、施設整備の効果として成果目標を設定することは可能ですが、1 (1) ②のように外部支援組織の販売額の増加を成果指標とした場合には、外部支援組織の販売額の増加が畜産経営の収益性向上につながらない場合もありますので、当該施設を利用する畜産経営の収益性向上につながることの説明資料を別途提出してください。

(例：TMRセンターが供給する飼料価格の低減、飼養管理作業の効率化による預託料の引き下げ等が分かる資料)

問68 畜産クラスター事業で、バイオガスプラントを構成する施設の一部を整備した場合、効果は整備した前処理施設、資源化施設といった施設毎に設定する必要がありますか。

1 畜産クラスター事業で補助の対象となる施設をプラントの一部として整備する場合、堆肥発酵施設投入前の前処理施設や投入後の堆肥等への資源化施設の効果については、本来整備した施設単体のみで効果を算出すべきですが、これら単体では十分な効果が発揮できないため、自費で整備した堆肥発酵施設のように補助の対象とならなかった施設を含めた一連の処理により得られた効果で算出しても構いません。

2 ただし、他の補助事業や自己資金で整備した施設を含めて効果を算出する場合は、これらの事業費も総事業費に含めて年総効果額を算出する必要があります。

3 なお、畜産クラスター事業は、畜産・酪農の体質強化を図ることを目的としていますので、発電やメタンガス利用で得られる畜産の営農以外の効果や従業員雇用による地域経済効果等を含めることは適切ではなく、本来の家畜排せつ物処理施設の整備により発揮される家畜排せつ物処理費用の低減効果や、資材費低減化効果等で設定してください。

問69 成果報告書の成果目標の達成率はどのように算出したらよいのですか。

次の計算式により達成率を算出してください。

$$\text{達成率} = \frac{\text{目標年度の実績値} - \text{計画作成時の現状値}}{\text{成果目標値} - \text{計画作成時の現状値}} \times 100\%$$

問70 成果目標の評価に当たっては、外的要因を排除するための価格補正を行うこととされていますが、どのように補正したらよいのですか。

本事業の成果目標である「販売額の増加」「生産コストの削減」「農業所得又は営業利益の増加」は、本事業による効果のほか、市場の需給といった外的要因の影響も受けることから、評価に当たっては、価格を補正し、実質的な効果を検証することとし、以下により実績値を補正した上で評価を行ってください。

(1) 計算式

① 成果目標として「販売額の増加」を設定した場合

販売額＝実績(目標年度)の販売単価×補正係数×実績(目標年度)の数量

販売単価を以下により補正します。

補正後の販売単価：実績(目標年度)の販売単価×補正係数

$$\text{補正係数} = \frac{\text{全体(※)の事業実施前年度の販売単価}}{\text{全体(※)の目標年度の販売単価}}$$

※都道府県又は国等

② 成果目標として「生産コストの削減」を設定した場合

生産コストの補正は配合飼料価格及び素畜価格について実施します。

補正後の配合飼料価格：実績(目標年度)の配合飼料価格×補正係数

$$\text{補正係数} = \frac{\text{全体(※)の事業実施前年度の飼料価格}}{\text{全体(※)の目標年度の飼料価格}}$$

※都道府県又は国等

補正後の素畜価格：実績(目標年度)の素畜価格×補正係数

$$\text{補正係数} = \frac{\text{全体(※)の事業実施前年度の素畜価格}}{\text{全体(※)の目標年度の素畜価格}}$$

※都道府県又は国等

③ 成果目標として「農業所得又は営業利益の増加」を設定した場合

農業所得又は営業利益＝販売額－生産コスト

上記①、②と同様に補正した販売額及び生産コストにより計算します。

(2) 全体（都道府県又は国等）の販売単価等の考え方

補正に用いる販売単価等は、国又は都道府県等が公表する卸売価格等により把握することとし、利用した資料を添付してください。（農林水産省が公表している統計資料を用いる場合は、資料名の記載でも可とします。）

なお、価格は消費税抜額とし、予め価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じないときは、価格補正を行わないことができるものとします。

【評価の取扱い】

問71 地方農政局等は、都道府県事業成果報告書の「都道府県平均達成率」欄が90%未満の場合、都道府県に対して改善措置を提出させることとなっておりますが、既に改善措置を行っているなどにより、期間を置かず目標達成の報告をさせることが明らかな場合でも改善措置の提出が必要ですか。

- 1 事業成果の達成は補助事業を執行するうえで重要なことから、「都道府県平均達成率」欄が90%未満の場合、地方農政局等は、改善措置の提出を求めるとともに、事業成果が達成されるよう適切な指導・助言を行い、次年度の都道府県事業成果報告書の提出を求めることとなります。
- 2 ただし、既に改善措置を行っているなどにより、改善措置の提出日と目標達成の報告日までの期間が1か月以内となることが確実な場合は、提出された改善措置と目標達成の関連が薄く、有効な改善措置を講じたと判断しかねる状況となるため、地方農政局等がヒアリング等により改善状況を確認できたものに限り、改善措置の提出を保留し、事業成果が達成した時点で、都道府県事業成果報告書を求めることも可能です。

【複数回の事業活用の取扱い】

問72 過年度に施設整備事業を実施した取組主体が、再度、施設整備事業を実施することは可能ですか。

- 1 施設整備事業は、事業実施後、原則として地域の平均規模以上に規模拡大し、5年以内に達成することを目標とした収益性の向上効果に係る成果目標を設定することとなっています。
- 2 このため、前回の事業実施計画で設定した規模拡大計画及び成果目標が達成して

いる場合は、再度、施設整備事業を実施することは可能です。

問73 過年度に施設整備事業を実施した取組主体が設定した目標達成年度よりも前に目標を達成した場合でも施設整備事業を実施することは可能ですか。

- 1 再度、施設整備事業を実施する場合、前回の事業実施計画で設定した規模拡大計画及び成果目標が達成していることが前提となるため、事業を申請する際には達成状況（規模拡大計画及び成果目標の達成が確実であるとの見込み）がわかる資料の添付をしてください。
- 2 なお、都道府県が農政局等に提出する都道府県事業実施計画は、協議会から提出のあった事業実施計画のうち、適当と認められる事業実施計画書を取りまとめたものとなりますので、未達成の計画が含まれないよう都道府県は協議会から申請された計画について前回の目標が達成されていることの確認を行ってください。

問74 畜舎等を1年に1棟ずつ複数年で整備する場合の「規模拡大計画及び成果目標の達成」については、問72の考え方が適用されますか。

- 1 複数年にわたっての施設整備が可能な事業については、当Q&AのV施設整備の問76の説明のとおりであり、これらの事業による整備の場合は、承認されている複数年計画の完了をもって整備終了となることから、整備期間中に実施する整備については、問72の考え方に該当しません。
- 2 一方で、上記の事業以外では、複数年事業という概念がありませんので、畜舎等を1年に1棟ずつ複数年で整備する場合は、1棟1計画・目標となり、問72の考え方が適用されることとなりますので、複数の畜舎を整備する場合であっても単年計画として実施してください。
- 3 なお、再度事業を活用しようとする農場が前回事業実施した農場と異なる場合や、新たな別の計画や目標を設定するものは、問72の考え方が適用されません。

問75 問72の考え方が設定されたことに理由がありますか、また、何年度から適用されるのですか。

- 1 畜産クラスターによる施設整備は、平成27年度から本格的に実施されており、成果達成目標年度を迎えた経営体や、事業活用による更なる規模拡大を希望する経営体が出てきております。

- 2 このため、再度事業を活用する際の規模拡大計画及び成果目標の設定に対する考え方を整理したものです。

【事業年度】

問76 どの枠を使えば、複数年度での事業実施が可能ですか。

- 1 肉用牛・酪農重点化枠及び国産チーズ振興枠で実施する事業における、複数年度の計画の取扱いについては、その内容を審査・確認の上、事業の適切な実施及び事業の成果目標の達成が確実と見込まれる場合に限り、初年度に事業実施計画の承認を可能としているところです。
- 2 具体的には、
 - (1) 新規就農等の初期投資を抑えつつ、計画的に飼養頭数を拡大していくため、2年に分けて家畜を導入する場合
 - (2) 1つの取組主体が互いに関連性の高い施設を複数年度にわたって整備することで効果的かつ効率的な事業実施が可能である場合（例：1年度目に搾乳牛舎を整備し、2年度目に育成牛舎を整備する。）
 - (3) 複数の取組主体が連携し、互いに関連性の高い施設を複数年度にわたって整備することで効果的かつ効率的な事業実施が可能な場合で、畜産クラスター計画に定める効果の発揮にとって一体の計画として実施することが不可欠である場合（例：1年度目に畜産農家が繁殖牛舎を整備し、2年度目に農協がCBSを整備する。）について、複数年度にわたる事業実施計画の提出ができるとしています。
- 3 ただし、各施設の整備は単年度計画（当該年度での竣工）としていただく必要がありますので、ご注意ください。

問77 整備する施設は1種類ですが、規模が大きいため複数年度で事業実施できますか。

- 1 整備する施設が1種類の場合、原則、複数年度の事業として実施することはできません。
- 2 ただし、単年度で施設整備が完了できない場合であって、相当の理由があるときには、繰越手続きを行うことで、年度をまたいで整備をすることが可能となる場合もあります。

問78 2か年度事業の考え方として、1年目は建物、2年目は内部設備という分割の仕方は可能ですか。

- 1 2か年度事業については、複数の取組が示された2か年度の事業執行計画を承認するとともに、後年度の予算を担保する仕組みとなっており、補助金交付については「原則として毎年度行う」こととしています。
- 2 補助金交付を受けた施設整備については、補助金交付を受けた年度内に完了する必要がある、また、施設整備の完了の考え方については、施設が持つ機能を発揮できる状態に至る必要があります。
- 3 このため、1年目に搾乳牛舎、2年目は育成舎という分割は可能ですが、1年目は建物、2年目は内部設備という分割は適切な方法とは言えません。

問79 複数年度の事業実施計画が承認された場合、2年度目以降の採択は確実ですか。

肉用牛・酪農重点化枠及び国産チーズ振興枠については、農政局長等が事業実施計画を承認するに当たって、複数年度の事業実施計画としての妥当性と、2年度目以降の事業実施の必要性を認めるものであることから、承認した事業実施計画どおりに事業が実施されていれば、2年度目以降の優先的な採択を基本としています。

問80 施設整備事業の複数年計画において、異なる取組主体が実施する場合の事業実施計画の総合評価は、どのように行えば良いのですか。

- 1 複数年度にわたる複数の取組主体による施設整備を一体的な事業実施計画として承認できる場合としては、当該施設が相互に高い関連性を持ち、畜産クラスター計画の目標達成が見込まれる場合を想定しているため、当該事業実施計画の承認申請に当たっては、各施設整備に係る事業実施計画において、関連性等が認められる必要があります。
- 2 また、各事業実施計画を一体的に実施することが有効である場合は、各事業実施計画の総合評価は大きく乖離するものではないと考えられ、目標の実現可能性の評価が乖離する場合等には、各事業年度において個々の事業実施計画の評価を行った上で、採択することが妥当な場合も想定されます。
- 3 なお、上記を踏まえ、複数年度にわたる複数の取組主体による事業実施計画の総合評価については、それぞれの取組主体ごとの施設整備に係る評価を実施した上で、全体の事業実施計画に対する評価は、取組主体ごとの事業実施計画の平均点により行うこととします。
- 4 ただし、平成30年度補正予算においては、肉用牛・酪農重点化枠及び国産チーズ振興枠での施設整備を除き、複数年事業での実施はできませんので、ご注意ください。

い。

問81 実施要領別紙1の第8の2の(6)において、交付手続については、「原則として毎年度行う」とされていますが、毎年度の交付手続によらない場合とはどのような場合ですか。

年度単位で実施した事業が止むを得ない理由等により年度内に完了せず、繰越手続きを経て年度を繰越した場合には、事業が完了した年度の支払いとなることが想定されるため、「原則として」としているところです。

【事業費】

問82 基準事業費及び特認事業費の対象経費の考え方を教えてください。

- 1 基準事業費及び特認事業費の上限の算定に当たっては、消費税、代行施行管理料、実施設計費を除いた、施設本体の建設に必要な経費のみとしています。
- 2 このため、消費税、代行施行管理料、実施設計費及び附帯設備や電気設備工事に係る経費、共通仮設費は、基準事業費及び特認事業費の上限額には含まれていません。
- 3 なお、事業費には、附帯設備等及び諸経費も含まれるため、基準事業費及び特認事業費と対象経費が異なることに注意してください。

問83 施設整備のコストが上昇しており、上限単価を見直すべきではないですか。

- 1 施設整備事業については、建築費が高く、上限単価が実態に合っていないとの御意見もあります。
- 2 このため、平成29年度補正予算からは、これまでの事業実績の調査結果を踏まえて、実勢に応じて基準事業費の見直しを行いました。
- 3 また、地域の実情に対応できるよう、都道府県知事が農政局長等と協議することで、上限単価を基準事業費の1.3倍まで認める仕組みとなっています。
- 4 なお、これまでの実績をみると基準事業費内で事業実施している場合もあり、畜産農家における投資額を可能な限り抑えるためにも、事業費の節減に努めるようお願いします。

問84 特認単価を認める場合に、農政局長等に対して協議すべき内容を教えてください。

- 1 上限単価の引き上げを行おうとする場合は、従前より、地域の実情等やむを得ない事由により、基準事業費を超えて施行する必要があると都道府県が特に認める場合に、農政局長等と協議することとしています。
- 2 平成29年度補正予算から、上限単価の更なる引き上げを措置しましたが、上限単価を引き上げなければ、個々の事業の事業費が増加する可能性もあり、全体の事業予算が限られている中で、事業の効率的な執行により政策効果を上げる必要があることを踏まえ、協議に当たっては、都道府県知事は、当該事業費に係る各経費を十分確認し、資材価格の動向や地域的な要因等を検証した上で、適切かつ最小限の範囲とするようお願いします。

問85 事業実施に必要な諸経費は、補助対象となりますか。

附帯事務費についても補助の対象とします。

詳細は、「畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて」により確認してください。

【クロスコンプライアンス】

問86 埋却地等の確保や飼養衛生管理基準に関する確認を行うこととなった理由は何ですか。

- 1 国内における高病原性鳥インフルエンザの続発、豚熱におけるワクチン接種農場での発生の主な要因として、飼養衛生管理基準が遵守されていなかったことが考えられており、疾病の発生予防及びまん延防止のため、飼養衛生管理基準の遵守を一層図っていく必要があるからです。
- 2 また、令和2年に改正された家畜伝染病予防法第12条の四に基づき、令和3年度からは各都道府県で策定した飼養衛生管理指導等計画による計画的な指導を開始し、より効果的・効率的に飼養衛生管理の徹底に取り組んでいただくこととなることから、規模拡大を行う事業計画について埋却地等の確保や飼養衛生管理基準に関する確認を行うこととしました。
- 3 なお、今回埋却地等の確保及び飼養衛生管理基準に関する確認を明確化しました

が、事業実施要領第11条において、「事業実施主体その他本事業による給付又は助成を受ける者は、本事業の実施に当たり、（中略）、本事業に関係する法令・規程等を遵守するとともに、取組主体が本事業に関係する法令・規程等を遵守していることの確認等を行い、適正に事業を実施するものとする。」と規定しており、家畜伝染病予防法も本事業に関係する法令と位置づけております。今回の確認は、この趣旨を明確にしたものであり、特に埋却地等の確保を確実にすることを図るものです。

問87 埋却地等の確保及び飼養衛生管理基準の遵守状況に関する確認は、全畜種ですか。

埋却地等の確保及び飼養衛生管理基準の遵守状況の確認を実施する畜種は、当面の間、高病原性鳥インフルエンザが続発しており、豚熱ワクチン接種農場でも豚熱が発生していることから、養鶏及び養豚について確認を行うこととします。なお、他畜種においても、引き続き、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の周知徹底をお願いします。

問88 畜舎を整備し規模拡大を図る場合の埋却地等の確保は施設整備を行う前に行わなければならないのですか。

- 1 施設整備については、畜産クラスター計画に定められた整備年度に基づき行われるものであることから、事業の実施前に必要な手続等を終えている必要があります。
- 2 畜舎等の施設を整備する場合、施設構造等を決定するために建築基準法、消防法、水質汚濁防止法、家畜排せつ物処理法などについて、事業計画段階から法に基づいた調整や手続きが行われております。
- 3 また、飼養計画頭数に見合った埋却地等の確保についても計画段階から準備を行わなければならないものと考えます。
- 4 埋却地等の確保については、施設の構造等の決定等に関するものではありませんが、畜舎の整備予定地での飼養頭数計画が適切な規模であるか、家畜飼養衛生管理が適切に行うことが可能であるかの判断に関係することとなるため、事業計画の策定段階から埋却地等の確保に取り組むことが重要と考えられます。
- 5 以上のことにより、都道府県においては各種法令に関する手続きと同様に、事業計画の策定段階から、事業実施主体に対して埋却地等の確保について指導及び助言等を行うとともに、事業申請の提出を受けた際に状況等を確認してください。

問89 畜舎を整備して増頭する場合、実際に飼養頭数が増加するのは施設が完成後となるので、施設の完成時点又は実際に頭数が増加する時点までに埋却地確保等の確保を行うということでも良いですか。

- 1 補助事業を実施する場合については、事業実施後確実に事業の目的が達成されることが前提です。
- 2 このため、事業計画段階で確実に増頭が図られることを確認する意味からも、事業計画段階で埋却地等の確保を行ってください。

問90 埋却地等の確保が確実に行われることが見込まれる場合は、見込みであっても、埋却地等が確保されたと考えることは可能ですか。

- 1 事業計画段階において埋却地等の確保が確実に行われることが明らかな場合は、埋却地等が確保されたものとして取り扱うことは可能です。
- 2 ただし、家畜伝染病予防法及び家畜伝染病予防法施行規則等では、埋却地等の確保や飼養衛生管理基準に関する状況を都道府県が定期的に報告を受けることや、指導等を行うことが規定されておりますので、事業計画時点での埋却地等の確保が確実であるとの判断については、各都道府県が行っている判断の基準に従ってください。

問91 事業計画段階の埋却地確保等については、どのように確認すれば良いですか。

- 1 増頭が行われない機械導入事業や経営継承事業の場合は、家畜伝染病予防法及び家畜伝染病予防法施行規則等により実施されている都道府県への定期報告やチェックリストで確認することが可能です。
- 2 ただし、増頭が行われる場合は、新たに埋却地確保等が行われるものとなるため、事業実施後の飼養頭数見合いの埋却地等が確保されているかについて、事業申請の提出を受けた際にチェックリストや図面等の添付書類により状況等を確認してください。

問92 施設整備事業の場合、チェックリストはどの時点で提出しなければなりませんか。

都道府県がチェックリストを保管しているため、畜産クラスター協議会から都道府県にチェックリストを提出する必要はありません。都道府県においては、事業実施計画を農政局等に提出する前にチェックリストの内容を確認してください。

問93 チェックリストによる飼養衛生管理基準の遵守状況について、確認は誰がどのように行うのですか。

- 1 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認については、都道府県の家畜保健衛生所が行うこととなり、確認結果を記録したチェックリストは都道府県で一定期間保管されています。
- 2 施設整備事業については、畜産クラスター協議会から都道府県に事業実施計画が提供された際に、都道府県が当該計画により整備する施設を含めて飼養衛生管理基準の遵守状況を確認してください。なお、既存の施設等に係る遵守状況の確認については、既存のチェックリスト(都道府県による確認結果が記載されたものに限る。)により確認しても差し支えありません。
- 3 機械導入事業については、畜産クラスター協議会が事業参加要望書の都道府県との協議を行う際に、都道府県が事業参加要望者の飼養衛生管理基準の遵守状況を確認してください。
- 4 なお、当該チェックリストは都道府県の文書管理規定に基づいて管理いただくべきものであり、事業への申請に当該チェックリスト等を用いることをもって、施設等の処分制限期間終了まで当該チェックリスト等の保管を義務づけるものではありませんので、文書の保存期間終了後は廃棄いただいて構いません。

問94 埋却地等の確保ができていない場合は、支援対象とならないということですか。

- 1 増頭が伴う施設整備等を活用する場合、法令遵守の観点から、事業を活用する農家は必要な埋却地の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置をする必要があります。また、都道府県は家畜伝染病予防法及び家畜伝染病予防法施行規則等により、埋却地確保等や飼養管理基準に関する状況報告を定期的に受けることや、指導等を行うことが規定されております。
- 2 このため、施設整備事業の都道府県計画に埋却地の確保等の見込みが無いと判断される計画が含まれることはないものと考えられ、仮に、含まれたとしても、法令遵守の観点から、畜産クラスター事業の支援対象にすることは困難です。

- 3 また、増頭が行われない機械導入事業の場合についても、これまでの定期報告において適切な指導が行われているものと考えれば、施設整備と同様に畜産クラスター事業の支援対象にすることは困難と考えます。

【採択】

問95 事業採択に当たっては、「強い農業づくり交付金」のようなポイント制になりますか。

- 1 事業の採択に当たっては、①畜産クラスター計画に対する評価、②施設整備事業による効果に対する評価について、双方のポイントによる総合的な評価により採択することとしています。
- 2 なお、実施要領の別添1に畜産クラスター計画の総合評価基準等を示しておりますので、ご参照ください。

問96 採択はどのような考え方で行うのですか。

事業の採択に当たっては、国において、

- ① 総合評価の結果を踏まえ、行動計画の具体性や効果等との整合性が高く、地域の課題に即し、計画に基づく収益向上の効果の実現可能性が高い計画を優先しつつ、
- ② 「関係者の連携により、地域が一体となって収益向上を図る」という畜産クラスターの趣旨に対する理解の浸透状況や我が国の畜産・酪農生産における各地域の位置付け等を考慮し、総合的に判断します。

【手続き】

問97 基金事業の予算は、基金管理団体（中央畜産会）から都道府県を経由して交付されますか。年度内に事業が完了しない場合には、国の繰越承認は必要ですか。

- 1 基金事業については、基金管理団体（中央畜産会）から都道府県を経由して各取組主体に補助金が交付されます。
- 2 基金化に伴い、国の繰越手続は生じないものの、交付決定済みの事業が年度内に終了しない場合には、地方農政局等での事業実施計画の事業完了年度の変更手続きが必要となり、さらに、基金管理団体（中央畜産会）と協議・調整の上、都道府県段階での繰越手続が必要となります。

問98 複数の市町村をまたぐ計画の場合、「強い農業づくり交付金」では主たる市町村長に計画を提出することとなっていますが、本事業でも同じ手続きとなりますか。

- 1 事業実施計画の提出は、原則として市町村を経由して、都道府県知事に提出する仕組みとしています。
- 2 なお、事業実施主体が市町村域を越える広域な取組を行う場合等において、都道府県知事が認める場合には、市町村を経由せずに都道府県知事に提出することも可能とします。

問99 基金事業の補助金は、市町村を経由して交付されますか。

施設整備事業において市町村を経由して計画を提出した場合には、従来の補助事業と同様に、市町村を経由することになります。

問100 施設整備事業による施設整備と機械導入事業を同時に行う場合、事務手続きの簡略化や優先的な事業採択の仕組みは導入されますか。

- 1 それぞれ別の事業として実施するため、事務手続きの簡略化はありません。
- 2 一方で、都道府県が施設整備事業及び機械導入事業双方の計画を確認することにより、整合性の確保を図ることとしています。

問101 提出書類の簡素化はできますか。

- 1 施設整備事業に取り組んだことがあるクラスター協議会や取組主体（農家等）の場合は、クラスター協議会や取組主体の定款、各種規約、組織構成等、活動内容及び共済または保険加入の誓約書等について、以前提出したものと変更がなければ提出書類から省略することができます。
- 2 また、総会資料についても提出されたものと直近のものが同じ場合は提出書類から省略することができます。
- 3 ただし、これらの書類を省略する場合については、クラスター協議会または取組主体が省略する書類名と省略できる理由を記した報告書を添付するとともに、必要な時に確認できるよう確実に保管していただく必要があります。

問102 補助事業の執行にあたって、工期を十分確保するための方法がありますか。

- 1 平成30年度補正予算分から、入札のための公示について国からの内報前から行うことが可能となりました。
- 2 また、内報後は交付決定前であっても、事前着工届を提出することで入札、契約も可能ですので、「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）における適正な工期の確保（平成31年2月14日付事務連絡）」に従い適切な手続きを行ってください。
- 3 なお、内報前に入札公告及び事前着工届に基づく契約を行う場合、交付決定までのあらゆる損失等は事業実施主体の責任となりますのでご注意ください。

問103 要望段階で自己責任において入札公告の公示ができるとされていますが、その際に付すべき条件は何ですか。

- 1 各協議会により付す条件は変わるものと思われませんが、交付決定前の契約準備行為であり、予め、市町村又は都道府県の指導を受け、計画が採択されない場合は、入札が中止となる場合があること等の明記が必須となります。
- 2 また、交付決定までのあらゆる損失等は事業実施主体の責任となりますのでご注意ください。
- 3 なお、「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）における適正な工期の確保（平成31年2月14日付事務連絡）」において、入札公告例を示しておりますので、参考にしてください。

問104 入札公告の公示を行う場合、本年度はいつからできますか。

- 1 「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備）における適正な工期の確保（平成31年2月14日付事務連絡）」を通知しておりますので、要望調査で報告されている計画については、同事務連絡の日付以降から入札公告の早期公示が可能となっています。
- 2 ただし、都道府県議会に予算計上された後となりますので、都道府県の指導の下行ってください。

問105 入札公告の公示を自己責任で行った場合、契約も同様に自己責任で行えますか（事前着工届の省略は可能ですか）。

- 1 「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備）における適正な工期の確保（平成31年2月14日付事務連絡）」の入札公告例に記されているように、採択されない場合は入札公告自体が中止となるため、事業計画が承認されるまでは入札は行えません。
- 2 また、入札については本来、交付決定後に行う手続きであるため、事業計画が承認されたタイミングで入札を行う場合は、事前着工届の提出が必要です。

問106 入札公告を公示したが、予算配分がなかった場合の対応として何かありますか。

「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備）における適正な工期の確保（平成31年2月14日付事務連絡）」で示している入札公告例に記されているように、採択されない場合は入札公告の中止となりますので、各協議会の規定等に則って必要な手続きを行ってください。

問107 事前着工手続きはいつからできますか。

「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備）における適正な工期の確保（平成31年2月14日付事務連絡）」の別添「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）における工期の確保」に記されているように、事前着工手続きが可能となるのは計画承認以後となります。

問108 施設整備事業の場合、事業実施主体に多額の補助金が交付されますが、財産管理上の不安があります。

- 1 事業実施主体となる可能性のある畜産クラスター協議会において、適正な会計処理等の体制が確立されるよう御指導願います。
- 2 また、施設整備事業を実施するような場合、整備物件に係る財産処分制限期間にわたって、当該協議会が存続することが必要ですので御留意ください。

問109 政令指定都市であっても補助金は都道府県を経由する必要がありますか。

政令指定都市であっても都道府県を経由する必要があります。

問110 畜産クラスター協議会が県域団体の場合、補助金は市町村を経由しなくても良いとされていますが、入札代行等で市町村の関与が必要となりますので、市町村を経由させることは可能ですか。

- 1 補助金の基本的な流れは、県→市町村→事業実施主体→取組主体ですが、事業実施主体が県域団体の場合、市町村を経由せずに県から直接割り当てることも可能としています。
- 2 しかしながら、事業実施主体が県域団体の場合であっても、補助金を市町村経由で交付することを妨げるものではありませんので、必要に応じて対応願います。

問111 落札した建設会社との契約は、取組主体が直接行うのですか。その場合、施行に係る業務を畜産クラスター協議会に委託することはできますか。

- 1 建設業者との契約等は、取組主体が直接行うことになります。また、契約業者への支払も取組主体が行うことになります。
- 2 ただし、畜産クラスター協議会の規約等に契約に係る事務の委任について定めている場合は、畜産クラスター協議会の構成員が取組主体の事務を代行することができます。

問112 「強い農業づくり交付金」と同様に、施設整備を行う地区に酪肉近市町村計画が策定されている必要はありますか。

酪肉近市町村計画は事業の採択要件としていませんが、酪肉近都道府県計画と整合性が図られていることが適当ですので、都道府県において確認するようお願いします。

【その他】

問113 畜産物加工施設の費用対効果分析はどのように算出すれば良いのですか。

- 1 強い農業・担い手づくり総合支援交付金の費用対効果分析指針の1の(2)のイの(イ)畜産分野の各効果から、当該畜産物加工施設整備の効果が算定できる項目を選択して算

定してください。

- 2 なお、効果の考え方としては、（g）乳業再編整備における整備事業の生乳・乳製品等の項目や、6次産業化整備支援事業における費用対効果分析の実施について（平成25年5月16日25食産第595号農林水産省食料産業局長通知）等を参照してください。

問114 施設整備事業の費用対効果分析において「他の事業等と併せて整備することにより効果が一体的になって発現される場合」について、具体的な総事業費の範囲はどのようになりますか。

費用対効果分析をしようとする施設が他の補助事業等で整備した施設と一体的に利用されることで効果が発揮される場合については、他の事業等（自己資金を含む）で整備する施設、機械等の効果額を含めて年総効果額を算定することとなりますので、これらの事業費も総事業費に含めて算定することになります。

問115 施設整備事業の費用対効果分析において畜産経営体所得向上効果を算定する際、減価償却費を支出として計上することになっていますが、本事業で新たに整備する施設に係る減価償却費も支出として計上する必要がありますか。

- 1 年総効果額のうち畜産経営体所得向上効果を算出する場合、畜産経営体の事業収支の減価償却費には、既存の施設に係る減価償却費だけでなく、施設整備計画（他の補助事業及び自己資金での対応を含む）に含まれる全ての施設等に係る減価償却費も計上することになります。
- 2 一方で、本事業においては貸付方式もあるため、その場合は、減価償却費として計上するのではなく、リース料を支出として計上することになります。

問116 施設整備事業の費用対効果分析において、畜産経営体所得効果を算定する際、減価償却費を支出計上することとなっていますが、この場合の減価償却費（額）については、国庫補助金分を減額した固定資産額（圧縮記帳額）を用いることは可能ですか。

国庫補助金分を減額した固定資産額（圧縮記帳額）を用いて効果額を算定した場合、減価償却額の減少により経常所得向上額が増加することとなるため、施設整備事業費の費用対効果分析においては、国庫補助金分を減額しない固定資産額を用いて算定してください。

問117 畜産クラスター協議会の構成員に機械メーカー等が入った場合、入札等で気をつけることはありますか。

- 1 構成員となった機械メーカー等が、入札に参加する場合には、入札談合等の疑いをもたれることがないように、工事等を発注する取組主体や事業実施主体である協議会の関係者（構成員である機械メーカー等を除く）が、
 - ① 談合について明示的な指示を行うこと
 - ② 受注者に関する意向を表明すること
 - ③ 発注に係る秘密情報（予定価格、指名業者名等）を漏洩すること
 - ④ 特定の談合を幫助することは、決してないように遵守してください。
- 2 なお、特に構成員のメンバーとして機械メーカー等が入る場合には、上記の疑念を持たれることがないように、協議会規約等において、機械メーカー等が、協議会の意思決定やハード事業の実施計画の作成等には参加しないことを明らかにし、オブザーバーやアドバイザーなどの役割を明確に位置付けることが適切であると考えられますので、十分ご留意の上、対応願います。

問118 施設等を整備する場合には、国の共済制度又は民間の建物共済、損害補償保険等に確実に加入することとされましたが、加入したことの確認はどのように行うのですか。

- 1 都道府県知事宛てに提出する事業実施計画書に、共済又は保険等への加入に関する誓約書を添付することとします。
- 2 さらに、事業実績報告書及び評価報告書には、取組主体等の共済又は保険等への加入状況が分かる書類の写しを添付することとします。
- 3 なお、本事業により整備した施設等が天災等により被災した場合であって、本対策による被災施設に対する支援を目的とした対策が講じられる場合には、被災時点で共済又は保険等への加入が確認されない限り、同対策に基づく支援を受けることができない場合があります。

VI 機械導入事業

【概要】

問1 「機械導入事業」について説明してください。

- 1 機械導入事業は、地域の畜産関係者が有機的に連携し、地域ぐるみで収益性を向上させる畜産クラスター計画の目的の実現に資する取組に支援するものです。平成28年度補正予算からは、従来のリース方式での導入に加えて、購入方式での導入も可能になりました。

リース方式の場合は、収益性の向上等に必要な機械装置としてリース事業者が取得する機械装置の本体価格の1／2相当額をリース事業者に補助することによって、取組主体（畜産農家等）は本体価格の1／2を基準とした額で当該機械装置を賃貸することができます。

購入方式の場合は、収益性の向上に必要な機械装置として取組主体が取得する機械装置の本体価格の1／2相当額を畜産クラスター協議会を通じて取組主体に補助します。

- 2 なお、新たな機械装置の導入に当たっては、これにあわせた飼養管理方法の見直しや新たな技術の導入が必要です。このため、協議会は、畜産クラスター計画の実現に向けて、協議会内に家畜の飼養管理技術や繁殖管理技術等の技術的なサポート体制を構築するよう努める必要があります。

問2 機械導入事業は、だれでも利用できますか。

- 1 畜産クラスター協議会の構成員であり、協議会が作成する畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体でなければ、事業を利用することはできません。
- 2 なお、実際に補助金を受けるためには、協議会から基金管理団体（中央畜産会）に事業参加要望書を提出の上、補助金の割当に応じて事業参加申請書を提出し、承認される必要があります。要望書の提出等のスケジュールについては、基金管理団体又はその委託団体である窓口団体（県畜産協会等）にお問い合わせください。

問3 平成26年度補正予算で実施した畜産収益力向上支援（リース事業）を平成27年度補正予算でどのように見直したのですか。

- 1 機械導入事業については、
 - ① ALICからの交付を受けた、11の事業実施主体が各々の組合員等である生産者に予算の配分を行う方法から、1つの全国団体が国の方針に沿ってクラスター協議会に配分する方法に改めるとともに、
 - ② クラスター計画を認定し、また、施設整備事業の計画を作成する都道府県がリース事業にも関与し、リース事業の計画を確認することによりその意見が反映される仕組みを導入するなどの見直しを行ったところです。
- 2 この見直しの結果として、
 - ① 畜産クラスターの趣旨が予算の配分に適切に反映され、
 - ② 高い事業効果が期待できる生産者が優先的に事業採択され、
 - ③ 施設整備との一体的な機械の導入が確保され、収益性向上に必要な施設、機械が的確に組み合わせられた採択が実現するなどの効果を見込んだものです。

問4 機械導入事業については、今までどのような見直しを行ってきましたか。

- 1 平成27年度補正予算からTPP対策に位置付けられて実施してきた機械導入事業は、取組主体（畜産農家等）が機械装置をリース方式により導入する形で行っていましたが、平成28年度補正予算からは、従来のリース方式に加えて、一定の要件を満たす場合には、購入方式（取組主体が自ら機械装置を購入）での導入も可能としています。
- 2 あわせて、従来は新規就農者に限って認めていた中古機械の導入を新規就農者以外にも拡大したほか、リース貸付期間についても従来より短い期間も可能としています。
- 3 また、平成29年度補正予算以降は、取組主体が自ら飼養する家畜にエコフィードを給与するためのエコフィード調製関係装置として、ホイルローダー、フォークリフト、回転フォークを、またエコフィード給与関係装置としてフィーダーホッパー、フィーダーバケット、ベールクラッシャーを補助対象に新たに加えています。
- 4 なお、令和元年度補正予算では、
 - （1）環境優先枠で地方公共団体が整備する家畜排せつ物処理施設と一体的な機械導入に限り補助対象に追加

- (2) 機械装置区分に「スマート農業関連機械装置」を追加し、従前の「その他飼料生産関係機械装置」のうち、{ I C T 関連機械 (G P S ガイダンスシステム等) } を対象とするとともに、畜舎温度管理制御システムも対象に追加
- (3) ホイルローダーについては、汎用性が高いため、飼料収穫・調製用と堆肥切返用及びTMR調製作業の用途に限って補助対象としていたが、稲わら収穫・収集の用途も補助対象に追加する見直しを行っています。

【事業実施主体】

問5 機械導入事業では、基金管理団体を事業実施主体として実施しているのですか。

- 1 畜産クラスター事業は、平成26年度補正予算から（独）農畜産業振興機構の農畜産業振興事業として11の全国団体を事業実施主体として実施していました。
- 2 しかしながら、事業実施主体によって事業の運用にバラツキが大きく、特に機械導入事業では6千件程度の要望がなされる中、全国統一的な事業実施ができなかったため、全国団体の1つを基金管理団体として公募を行うこととともに、事業実施主体とする見直しを行ったものです。

問6 機械導入事業について、令和元年度補正から都道府県を事業区域とする民間団体を事業実施主体として公募したのですか。

- 1 機械導入事業の事業実施主体は、平成27年度補正予算から30年度補正予算まで基金管理団体（中央畜産会）を事業実施主体としてきましたが、中心的な経営体から29年度補正では9,490件、30年度補正では8,221件と多くの要望件数が寄せられています。明らかに補助対象外と判断されない限り割当を行ってきましたが、事業実施主体における事業参加申請書の審査にかなりの時間を要しています。
- 2 このため、都道府県を事業区域とする民間団体も事業実施主体とすることにより、書類審査の迅速化を図ることとしました。

【購入方式】

問7 購入方式での導入を可能とした理由は何ですか。

- 1 機械導入事業は、平成27年度補正において、
 - ① 生産者の初期投資負担を軽減するとともに、
 - ② 補助金の支払に関する事務や、生産者が行うべき機械の保守・管理等をリース

事業者が補完することにより、補助事業が適切に執行され導入した機械装置の効果が適切に発揮されるよう、リース方式での導入を必須としてきました。

- 2 一方で、リース手数料が生産者の負担となることから、自ら資金調達等を行い、かつ補助事業を適切に実施できる生産者には、購入方式での導入も可能とすべきとの指摘があったところです。
- 3 このため、平成28年度補正から、生産者の選択肢を増やすことで、リース会社や機械販売店等の関係業界内での競争が促されることにより、機械導入費用が低減されることを期待して見直したものです。

問8 購入方式で機械を導入しようとする場合、どのようなことに留意する必要がありますか。

- 1 購入方式で事業を実施する場合、リース事業者による与信審査を経ず、また、リース事業者による資金調達や税務処理、動産保険への加入等も行われません。このため、補助事業が適切に実施されるよう、取組主体はより一層注意して事業に取り組んでいただくとともに、畜産クラスター協議会が一定の役割を担う必要があります。

また、協議会を経由して補助金が交付されるため、協議会が補助事業に係る経理処理等を適切に行える体制を整備する必要があります。

- 2 このため、購入方式で事業を実施する協議会及び取組主体には、以下のような条件や役割を求めることにしています。

＜畜産クラスター協議会＞

- ① あらかじめ補助金の経理に関する規程、事務処理規程等を定め、補助金及び事務の取扱が明確になっていることについて都道府県の確認を受けること。
- ② 事業参加申請に先立って、融資証明書等により取組主体の資金計画等を確認すること。また、費用対効果分析を行い、投資効率等を十分検討すること。
- ③ 取組主体から提出された財産管理台帳の写しに基づいて財産処分制限期間中の機械装置の利用状況等を確認し、機械装置が適正かつ確実に管理されるよう取組主体を指導すること。

＜取組主体（畜産農家等）＞

- ① 資金計画について協議会の確認を受けること。また、協議会とともに費用対効果分析を行い、投資効率等を十分検討すること。
- ② 導入する機械装置の動産総合保険等（盗難補償も必須）に加入すること（公

道を走行する場合は自動車保険等にも加入）。

- ③ 導入した機械装置の管理状況を明確にするため機械の導入を行った場合には、財産管理台帳を整備し、その写しを速やかに協議会に提出すること。
- ④ 本事業の趣旨及び補助金の管理について十分に理解し、財産処分制限期間の機械装置の適切な管理に努め、適正な事業実施を確保すること。

(参考)

区 分		補助先	協議会の規程等の整備	資金計画の確認	財産管理台帳	費用対効果分析
機械導入事業	購入方式	クラスター協議会	○	○	○	○
	リース方式	リース事業者	×	×	△ (注2)	×
(参考) 施設整備事業		クラスター協議会	○	○	○	○

注1) ○：必要、×：不要、△：必要な場合がある

注2) リース期間が法定耐用年数より短い場合は、リース期間終了後に財産管理台帳を整備。

問9 購入方式では、動産総合保険等の加入が要件となっていますが、どのようなものですか。

民間の保険会社、農業共済及びJ A等が取り扱っている動産総合保険等を想定しています。

(参考)	<保険等名>	<取扱者>
	動産総合保険、自動車保険	民間の保険会社
	農機具共済	農業共済組合
	自動車共済	J A共済 等

問10 動産総合保険の保険料は、補助対象となりますか。

保険料や消費税は対象外です。

問11 購入方式で機械を導入する場合、補助金の支払は精算払ですか。

- 1 補助金は、精算払により、基金管理団体（中央畜産会）から畜産クラスター協議会に対して交付します。
- 2 協議会は、取組主体が機械装置の導入、販売店への入金等を行ったことを確認した上で、事業実施主体に補助金の請求を行ってください。
- 3 このため、取組主体は一時的に機械装置の価額の全額を立替払いする必要がありますので、資金繰り等に十分留意してください。

問12 補助残額の融資を受ける際、導入する機械装置を担保とすることは可能ですか。

補助金を受けて導入する機械装置を担保に供することはできません。

問13 既存機械の処分益は、補助対象経費から除外する必要がありますか。

購入方式で機械装置を導入する場合は、「補助事業における精算の取扱について（昭和57年10月26日付け農林水産省大臣官房経理課長通知）」に基づき、下取りが行われた場合又は既存の機械装置の処分益が発生した場合には、下取り価額又は処分益を補助対象経費から控除する必要があります。

【リース方式】

問14 「リース事業」における申請手続を教えてください。

主な申請手続（事業実施主体から窓口団体（県畜産協会等）へ事務委託がある場合）は、以下のとおりです。

（詳細は、事業実施主体へ御確認ください。）

- ① 事業実施主体は、窓口団体を通じ、畜産クラスター協議会に対して事業参加要望調査を実施
- ② 協議会は、①の調査を受け、協議会の構成員である中心的な経営体に対し、事業参加要望調査を実施。
- ③ ②の調査を受けた取組主体等（機械の導入を希望する取組主体（畜産農家等）と当該機械を貸し付けるリース事業者）は、導入する機械装置の見積を徴取した上で、協議会に事業参加要望書を提出
なお、協議会は、事業参加申請を窓口団体に提出する際、畜産クラスター計画の目的の実現に資する機械について、機械装置の規模、数量の妥当性及び導入の必要性を確認
- ④ 窓口団体は、取組主体等からの事業参加要望書を取りまとめ、協議会が所在する都道府県知事へ協議を行い、都道府県の意見による必要な見直しを行った上で、とりまとめた事業参加要望を事業実施主体へ提出
- ⑤ 事業実施主体は、最終的な審査の上、配分予定額を決定し、都道府県及び各協議会へ通知
- ⑥ 取組主体等は、協議会から⑤の連絡を受け、リース契約を行い、関係資料を添付の上、事業参加申請書を作成し、協議会へ提出
- ⑦ 協議会は、窓口団体を経由して事業実施主体に事業参加申請書を提出
- ⑧ 事業実施主体は、内容を審査の上、事業参加申請を承認（都道府県及び各協議会へ通知）
- ⑨ 取組主体は、協議会から通知の連絡を受けた後、正式にリース事業者とリース

契約を締結し、機械装置を納入

- ⑩ リースの開始
- ⑪ 取組主体等は、機械導入後1か月以内に、協議会及び窓口団体を通じ、事業実施主体に実績報告書及び関係書類を提出
- ⑫ 事業実施主体は、実績報告書の確認を行い、問題がなければリース事業者に補助金を交付

問15 リース方式で導入する場合、機械の価格、リースに係る附加貸付料が高く、実質的な補助率が下がっていると聞きますが、対策を講じるべきではないですか。

- 1 畜産クラスター事業におけるリース事業については、機械本体の価格、機械リースに係る保険料や金利等の附加貸付料が同事業の実施前よりも高くなっているとの声があることは承知しています。
- 2 そのため、平成26年度補正予算のリース事業で導入された機械について、平成24年度補正予算、平成25年度補正予算における同一機種（型式）の価格と比較調査した結果、本体価格については、高くなっている機械と低くなっている機械のいずれもあり、
 - ① 需給の動向
 - ② 輸入機械の為替レート
 - ③ 輸送コストの変動等の事情も考えられ、必ずしも高低の傾向は断定できない状況でした。
- 3 また、附加貸付料については、個々の貸出先の与信審査の結果やリース期間によっても異なることから、平成26年度補正予算を従来の事業と単純に比較することは困難ですが、引き続き状況の把握に努めていく所存です。
- 4 いずれにせよ、機械リースの導入に当たっては、事業実施上、原則3者以上の見積を求めるなど、適正な価格での導入が図られるよう取組主体（畜産農家等）に指導しており、また、リース事業者に対しては、機械の本体価格について、1／2相当額の補助金が交付されていることを踏まえ、不当に本体価格や附加貸付料が引き上げられることがないよう、機械メーカーやリース事業者の理解も得つつ適切な事業実施に努めることとしています。

問16 リース方式ではリース事業者と契約しますが、リース事業者による審査は厳しいのですか。例えば、負債額が売上額と同程度もしくは超過していても貸付は承認されるのですか。

リース方式の場合、リース事業者とリース契約を締結しますので、当然、リース事

業者の審査基準が適用されます。個々の事例につきましては、リース事業者にお問い合わせください。

問17 この事業でリース契約を行いましたが、リース期間の途中において一括返済を行うことは可能ですか。

この事業では、一括返済はできません。一括返済を行う場合は、契約解除として、リース契約残存期間について補助金を返還していただくことになります。

問18 事業参加申請提出後に、リース方式から購入方式に（あるいはその逆に）変更することは可能ですか。

事業参加申請提出後に、リース方式か購入方式について変更することはできません。このため、取組主体において方式を決める際は、事業参加申請の提出前に十分な検討をお願いします。

【補助対象機械装置等】

問19 「補助対象機械装置一覧」に掲載されていない機械装置は対象とならないのですか。対象となる機械装置はどのような判断基準によるのですか。

- 1 要領別紙2の別表1の補助対象機械装置は、以下の考え方に基づくものとします。このため、機能・性能が、仕様等に例挙される機械装置と同等と判断される機械装置を対象とします。

【基本的な考え方】

当該機械装置が単独で導入又は他の補助対象機械装置と一体的に導入されることにより、飼養管理作業、飼料生産・調製作業、家畜ふん尿処理作業の一部を高度化、省力化することで収益性向上に資する機械装置であること（畜舎や堆肥舎及びそれと同等の機能を有する設備等は対象外とします）。

ただし、以下に掲げるものについては、施設と判断されるもの又は畜産経営とは言い難いものへの支援になること等の理由から補助対象にしておりません。

- （1）家畜飼養管理施設、家畜排せつ物処理施設及びそれと同等の機能を有する機械・設備及び搾乳用施設設備
例）組立て式簡易型畜舎、密閉型縦型（横型）発酵装置、ユニット式排水処理装置、ミルキングパーラー及びその内部機械装置 等
- （2）と畜・食鳥処理に係る設備・機械
例）背割り機、皮はぎ機、脱骨機 等
- （3）取組に比較し過大となる食肉加工・乳製品加工装置

例) 中心的な経営体が生産する畜産物を利用して新たに 6 次産業化的な取組を行うことに対して支援しており、その枠を超えるものは対象としません

2 また、本事業は、畜産クラスターの枠組みで支援を行うものであること及び機械導入事業としての適正性を担保する観点から、

- ・ 都道府県知事が認定した畜産クラスター計画において、行動計画に位置付けられ、取組に直接必要な機械装置であること
- ・ 機械装置の価格が明らかであり、機能や効果について畜産現場で一定の評価を得たものであること
- ・ リース方式の場合は、リース物件として扱えるものとして、リース期間を原則として 7 年以内で設定できるものであること

が必要です。

3 なお、単に既存の機械装置の更新ではなく、その機械装置の活用により、生産コストの低減、畜産物の高付加価値化、畜産物等の新規需要の創出及び飼料自給率の向上を通じた収益性の向上が求められることに留意いただく必要があります。

問20 問19の 1 の（3）で言う「6 次産業化的な取組」とは、具体的にどのような取組を指すのでしょうか。

1 加工とは、原料となる生乳、正肉及び鶏卵の保存性を高め、食べやすく消化しやすく栄養価の高いものにし、食味をよくし、一般の人々の嗜好に合うようにするとともに、副産物として生産されるものを有効に利用することをいいます。

2 本事業では、生乳をアイスクリーム、ヨーグルト、チーズ等に加工する機械や、正肉及び卵をスライス、加熱、調理、たれ付け、燻煙する機械は補助対象となります。

3 一方で、原料や製品の保管・冷蔵冷凍、包装、梱包、運搬、検査機器等については、補助対象となりません

問21 冷水供給システムは、機械導入事業の対象になりますか。

1 冷水供給システムについては、夏場の飼料摂取量の低下を抑え、生産性を平常に保つことができる機能を有しているとのことですが、本体価格が高いこと、ランニングコストがどれだけ増加するのか不明であるため、現時点では補助の対象にはなりませんが、収益性の向上に資することが判るデータを提出いただければ、今後検討します。

2 なお、機械導入事業における家畜の飼料摂取量の低下の抑制等については、換気扇

等の換気装置、細霧装置、送風装置、冷房装置、暖房装置の導入により畜舎温度を制御することで対応することにしております。

問22 温水を配管に通して室内を温めるための「ボイラー」は暖房装置に該当しますか。

- 1 機械導入事業で対象にしている暖房装置は、ブルーダーやヒーターなど家畜を温めるものとしております。
- 2 ボイラーについては、①汎用性が高いこと、②単体では収益性の向上が図れないことから補助の対象とはしておりません。

問23 省エネ・電力安定供給のための機械装置の「効率的生産の継続に資する機械装置」とは、どのような機械装置ですか。

キュービクル（高圧受変電装置）を補助の対象としております。
なお、当該機械装置単体で導入する場合は補助の対象とはなりません。

問24 自家発電機は畜産クラスター事業の対象ですか。

- 1 施設整備事業においては、整備予定地区における停電の発生状況や復旧までの時間等を踏まえつつ、搾乳ロボット、自動給餌機、閉鎖型畜舎における環境制御装置等との一体的な導入が必要であると判断した場合には、施設の附帯設備として発電機も補助対象となります。
- 2 機械導入事業においては、販売額の増加や生産コスト低減等の成果目標が適正に設定され、その目標の達成に必要となる搾乳ロボット、自動給餌機、閉鎖型畜舎における環境制御装置等との一体的な導入が必要であると判断した場合には、その機械とセットで発電機を導入する場合に限り補助対象となります。
- 3 自己資金で施設整備を行い、機械導入事業で自家発電機のみ導入する場合については、2と整合性がないため、補助しないこととしています。
- 4 また、施設整備事業で施設と附帯施設を整備し、機械導入事業で自家発電機のみを導入することは認められません。

問25 自家発電機のみ導入する場合も機械導入事業の対象として欲しい。

- 1 自家発電機は、搾乳ロボット等の他の補助対象機械装置と一体的に導入するものであって、販売額の増加や生産コスト低減等の成果目標が適正に設定され、その目標の達成が見込まれる場合は、補助対象としています。
- 2 なお、自家発電機の単体での導入は、収益性の向上に直接つながらず、成果目標の達成が見込まれないため、令和元年度以降、酪農経営、肉用牛経営、養豚経営、採卵鶏及び肉用鶏経営を行う取組主体から自家発電機を導入したい旨の事業参加要望があった場合は、「畜産経営災害総合対策緊急支援事業（ALIC 事業）」による支援に集約させていただきます。

問26 自家発電用で、収益向上に資する太陽光発電やバイオマス発電の装置を導入することは可能ですか。

自家発電機は、災害時に電力の安定供給により、送風装置や自動給餌機等を停止させず、家畜の飼養や畜産物の生産を継続するために必要な機械装置として対象としているものであり、太陽光発電やバイオマス発電の装置は、その位置付けが異なることから対象としていません。

問27 「家畜飼養管理機械装置」のうち「その他個体装着型家畜管理装置」はどのような機械ですか。

家畜の飼養管理の高度化を図るための家畜に装着する端末（行動センサー等）を用いる個体管理システムであって、発情発見機や分娩監視装置以外のもの（例：肥育牛の起立困難検知システム）です。

問28 「搾乳関係機械装置」として、「パイプライン」は補助対象となりますか。

パイプラインミルクカーや搾乳ロボット等の搾乳機器を導入する場合は、システムの一部として、「パイプライン」も補助対象とします。しかし、「パイプライン」のみの導入は、それ自体では収益性の向上につながらないため対象外です。（自動給餌装置、自動給水機、細霧装置等の「パイプライン」も同様です。）

問29 「搾乳関係機械装置」として、パイプラインミルカーはどのような場合に対象となりますか。

単なる更新は補助対象になりません。

例えば、「バケットミルカー」から「搾乳ユニット（自動離脱装置付）への切替や「搾乳ユニット（自動離脱装置付き）」から「搾乳ユニット（自動搬送装置付）」への切替等、機能向上が図られるような導入である必要があります。

問30 「飼料給与関係機械装置」のうち、自走式給餌機を飼料生産受託組織が導入することは可能ですか。

- 1 畜産クラスター協議会の取組として、コントラクター、TMRセンター等の飼料生産受託組織が畜産農家の給餌作業の省力化を図るため、当該畜産農家へ販売するTMRの給餌作業を畜産農家の代わりに行うためにミキサーフィーダー（自走式）を導入することは可能です。
- 2 なお、複数の農場で給餌するなど、ミキサーフィーダー（自走式）及びオペレーターが衛生管理区域を越える場合には、県の家畜保健衛生所の指導の下、適切な防疫措置を講じていただく必要がありますので、事業参加要望を提出する前に、当該取組主体所管の家畜保健衛生所に相談し、防疫措置等について指導を受け、具体的な実施計画を策定し、その指導内容を満たすことができる機械装置を要望してください。

問31 「畜産物管理・加工機械装置」のうち、鶏卵関係では何が対象となりますか。

- 1 本事業では、鶏卵関係機械装置を対象としており、その対象機械装置として、「集卵装置」、「汚卵洗浄装置」、「検卵機械装置」、「選卵機械装置」等としています。
- 2 それぞれの機械装置の対象範囲は原則として以下のとおりです。

項 目	本事業における定義	対象とする機械装置の例
集卵装置	農場内での集卵作業に必要な機械装置	・集卵ベルト（ベルトのみは対象外） ・集卵エレベーター ・ファームパッカー 等
汚卵洗浄装置	「卵選別包装施設の衛生管理要領（平成10年11月25日生衛発第1674号厚生省生活衛生局長通知。以下「生活衛生局長通知」という。）の3「洗卵」および4「乾燥」の範囲の作業が行える機械装置	・汚卵洗浄機 ・汚卵洗浄・検卵・洗卵工程が一体のシステムに組み込まれた機械装置の場合は、洗浄工程および乾燥工程の部分のみ ・紫外線殺菌装置

検卵機械装置	生活衛生局長通知の5「検卵」の(4)に掲げられた選別の区分に該当する範囲の機械装置	・血卵検査装置 ・ひび卵検査装置 ・汚卵検知
選卵機械装置	サイズ及び規格外品等の選別が可能な機械装置	・選卵機 ・選卵包装機（包装工程までが一体で見積において不可分な場合のみ）

- 3 本事業において、汚卵洗浄、検卵及び選別包装等の処理を一体で行う機械装置を導入する場合、補助対象とするのは、「対象とする機械装置の例」の範囲となります。このため、見積書には機械装置毎の内容を記載し、補助対象・補助対象外の機械装置の見積金額を明確にしてください。工事費や送料など対象外経費についても、見積書の中でその金額内訳を明らかにし、含まれない場合もその旨を明記してください。また、見積書には、補助対象機械装置部分を明示したライン（工程）図を添付してください。

問32 「飼料収穫・調製用機械装置」のうち、「運搬機」や「サイレージ等取出・積込機」とは、どのような機械ですか。

- 1 飼料収穫・調製用機械装置は、自給飼料の収穫・調製用に使用されるものを対象としており、単に購入飼料の運搬等に使用する場合は対象としていません。
- 2 具体的には以下のような機械装置が対象となります（別途配布する「補助対象機械装置一覧」に整理しているので、そちらも確認ください）。

「運搬機」は、フォーレージワゴン、サイレージトレーラー、ハイダンプワゴン、ピックアップワゴン、ファームワゴン等の牽引式の運搬機を指します。なお、ダンプカー等の貨物運搬車は含みません。

「サイレージ等取出・積込機」は、ホイールローダー、スキッドステアローダー、ショベルローダー、フォークリフト、各種アタッチメント（フォーク、グラブ、グリッパー）、サイレージカッター等となります。
- 3 なお、これらのシステムのソフトウェア自体についても、パソコンと一体でリース等が可能な場合は、対象とすることができます。

問33 手押式や乗用式のディスクモアは対象となりますか。

圃場の外周や枕地の刈取のために補助的に使用する場合は、畜産経営の収益性の向上に直接つながらないため、補助対象となりません。

問34 「その他の飼料生産関係機械装置」とは、どのような機械が該当しますか。

1 その他の飼料生産関係機械装置としては、

- ① 稲わら収集機としてロールベアラー、レーキ、テッダ、ホイルローダー、ベールグラブ、ラッピングマシン
- ② 簡易土壌分析器

等を補助対象としています（別途配布する「補助対象機械装置一覧」を確認ください）。

2 なお、稲わらについては、家畜の餌としても給与されますが、牛舎等の敷料にも使用するため、牧草地で収穫される牧草やデントコーン等の一般的に「飼料」と言われているものと区別し、「その他の飼料」として整理しています。

問35 稲WC Sを収穫・調製する場合にはホイルローダー等が補助の対象となるのに、稲わらを収集する場合には補助の対象とならないのはなぜですか。

1 そもそも、ホイルローダーやスキットステアローダーは汎用性の高い機械として補助対象外となっておりますが、畜産用に利用を限定した場合に限り、補助対象としています。

2 ホイルローダー等が取り扱う対象物として、稲WC Sは畜産以外への利用が考えられませんが、稲わらは畜産以外への利用が可能であり、汎用性が高いと判断されるため、稲WC Sの取出し・積込の場合に限り補助対象としていました。

3 しかしながら、令和元年の台風等により稲わらが流出し、稲わらを利用していた畜産経営へ影響が生じたことから、地域内での稲わらの確保を推進するものとして、令和元年度補正予算から稲わら収集の用途にホイルローダーを使用する場合も補助対象とすることとしております。

問36 稲作農家が稲わら収集機を導入しても対象となりますか。

1 稲作農家は、取組主体の要件（畜産を営む者であること）に該当しないので対象となりません。

2 また、畜産農家と耕種農家との兼業の場合であっても、稲わら収集の用途が果樹

や野菜等、畜産用途以外の敷わら向けの場合は、取組主体の要件は満たしているものの、畜産経営の収益性の向上に直接つながらないため、稲わら収集機は補助対象になりません。

3 なお、畑作農家も稲作農家の場合と同様の考えにより、補助対象になりません。

問37 「スマート農業関連機械装置」とは具体的にはどのようなものですか。

- 1 「スマート農業関連機械装置」は、令和元年12月に改正された「総合的なTPP等関連政策大綱」において、スマート農業を推進していくこととされたことから、機械導入事業においても令和元年度補正予算から機械装置の区分に追加しました。
- 2 具体的には、「その他飼料生産関係機械装置」の区分で「ICT関連機械（GPSガイダンスシステム等）」としていた作業管理システム、畜舎温度管理制御システム、自動操舵システム、GPSガイダンスシステムとしています（具体的には、別途配布する「補助対象機械装置一覧」に整理しているので、そちらを確認ください）。
- 3 なお、「スマート農業関連機械装置」の区分に位置付けていませんが、スマート農業の推進の観点から、「その他（知事特認関係）」の区分のトラクターの欄に「無人トラクター（知事特認）」を追加しています、

問38 「ICT関連機械」とは具体的にはどのようなものですか。

- 1 GPSシステムを活用した効率的な飼料生産作業の実施や、地理情報システム（GIS）を活用した圃場ごとの細かな生産管理等を行うシステムを導入・運用するために必要となる機器（パソコン、GPS、オペレータ用情報端末）等を想定しています。
- 2 ただし、パソコンについては、該当する作業管理システム（ソフトウェア）を運用するために必要であり、専用機として当該システムと一体的に導入する場合に限り対象となります（パソコンのみの導入は補助対象外です。また、パソコンは、システムに見合った性能である必要があります）。

問39 自動操舵装置やGPSガイダンスシステムは、どのような場合に補助対象外となりますか。

これらの機器類は汎用性が高く畜産以外での使用も想定されるため、飼養頭数規模に応じた作業面積や作業体系、オペレーターの確保状況、畜産以外の農作業の有無等

について確認させていただき、目的外使用が見込まれる場合には、補助対象となりません。

問40 「草地等管理用機械装置」とは具体的にはどのような機械ですか。

既存植生の処理、表層攪拌又は作溝・穿孔、播種、施肥、覆土・鎮圧に至る草地更新作業に要する機械を想定しており、これらを1工程で行える簡易草地更新機のほか、更新作業の各工程ごとの作業機械（スプレーヤー、心土破碎機、ハロー、播種機（作溝式・穿孔式）、ローラー又はこれらと同様の機能を有する複合作業機）も対象とすることができます（具体的には、別途配布する「補助対象機械装置一覧」に整理しているので、そちらを確認ください）。

問41 コンバイン（飼料用米生産に使用）等は補助対象機械等に該当しますか。

- 1 飼料用米生産に使用するコンバインは、主食用米生産と同じ機械を使えることから、飼料用米生産だけに使用する機械とは言い難く、また、飼料用米を生産する農家は、主食用米から作目転換を行ったところがほとんどであり、主食用米生産用として既にコンバインを所有していることから、補助対象としていません。
- 2 なお、飼料用米生産を効率化するための「飼料用米用稲直播機」や、WCS用稲を収穫するための「汎用型飼料収穫機」及び「稲ホールクロップ収穫機」等は補助対象としています。

問42 飼料用米を配合飼料と混合・調製できる飼料バルク車は、飼料用米利用に必要な機械として対象になりますか。

- 1 飼料バルク車は、一般的には、配合飼料工場で製造された配合飼料や単味飼料を畜産農家の庭先まで運搬するとともに、配合飼料や単味飼料を飼料タンク等に搬入する機械と考えます。
- 2 しかしながら、飼料用米を配合飼料と混合・調製できる機能を有したバルク車であれば、省力化等による収益力向上が可能と考えられることから、飼料用米の混合機として利用する場合であり、かつ、単一農場の敷地内（公道を跨ぐ敷地は除く）で使用する場合に限り、飼料用米利用に必要な機械として事業の対象とします（平成30年度第2次補正分から対象としますが、その場合は、車両ナンバーの取得は不可とします）。

問43 破砕機、粃すり機は、飼料用米利用に必要な機械として対象になりますか。

粉砕機、粃すり機は、飼料用米を給与する家畜の種類等に併せ、加工（粒（粃米、玄米）、挽き割り（破砕）や粉（粉砕））する必要があることから、飼料用米利用に必要な機械として事業の対象としています。

問44 「飼料調製用機械装置」の「その他」の一部の機械装置では、括弧書きで「TMR調製作業の用途に限る」と限定していますが、TMR以外の調製の用途に使用してはダメですか。

機械導入事業で導入するTMRミキサーの仕様等は「TMR等の混合飼料を調製するための混合・攪拌機」としていますので、そのTMRミキサーに調製原料を投入するための機械装置として導入する場合に補助対象となります。

問45 「飼料保管装置」として「簡易飼料保管庫」がありますが、どのようなものが対象となりますか。

- 1 簡易飼料保管庫は、本事業が機械導入事業であることを鑑みて、
 - ① 延床面積が200㎡以下であるもの
 - ② 既製品であるもの
 - ③ 法定耐用年数が15年以内であるものを対象とします（実施計画費、基礎工事費、設置費用等は補助対象外）
- 2 なお、飼料庫の設置については、建築確認申請（市町村建築課等）や農地転用手続きの申請（農業委員会事務局）が必要となる場合がありますのでご留意願います。

問46 「エコフィード調製装置」はどのようなものですか。

取組主体（畜産農家等）自らが飼養する家畜に給与するため又は飼料生産組織が中心的な経営体に供給するためのエコフィードの調製に使用するフォークリフト、回転フォーク等が対象となります。

問47 機械導入事業において「堆肥調製散布関係機械装置」として対象となる機械はどのようなものですか。

- 1 機械導入事業の対象となる「堆肥調製散布関係機械装置」には、単独で導入され

ることにより、作業の高度化、省力化により収益性向上に資する機械装置が該当します。（別途配布する「補助対象機械装置一覧」を確認ください）

具体的には、

① 堆肥調製機械装置は、

堆肥切返機（フロントローダー＋バケット、スキッドステアローダー、ホイールローダー、ロータリー式・スクープ式攪拌装置 等）、堆肥造粒機、袋詰装置、堆肥運搬車（臭気対策や飛散防止のために荷台のあおり部分の嵩上げ等の特装を施し、「堆肥運搬車」と表示したもの）、自走式堆肥発酵機、秤量機、コンベア、固液分離機 等

② 堆肥散布関係機械装置は、

スラリータンカー、マニユアスプレッダー、スラリーインジェクター、バキュームカー 等

となります。

- 2 なお、堆肥の調製や散布に直接関係のない畜糞ボイラーや発電装置、浄化处理・液肥処理施設に付随する機械装置（ブロワー、ポンプ等）は、施設整備事業で一体的に行えるようにしていることから、機械導入事業としては対象外にしています。

問48 堆肥の攪拌装置について、更新とみなされ補助対象として認められないのは、どのような場合なのでしょうか。

- 1 堆肥発酵槽の容量が全く変わらず、単純に既存機械と同等の処理能力（処理速度、作業高、作業幅等）である機械を導入する場合は、補助対象となりません。
- 2 また、発酵槽の高さや幅、又は長さを延長することにより、成果目標に見合った堆肥発酵槽の容量へ拡大するとともに、処理能力の高い機械を導入することにより、単位当たりの堆肥の生産量は維持される場合や、堆肥発酵槽の容量は変わらずとも、既存機械よりも処理能力が高まり、需要に応じた堆肥の流通が促進される場合にあつては、補助対象となります。

問49 平成29年度補正予算から補助対象機械装置に追加された「ふん尿除去機械装置（自走式を除く）」はどのようなものですか。

- 1 畜舎に設置して自動でふん尿除去作業を行う機械装置としており、バーンスクレーパーやバーンクリーナー、除ふんベルト、スクリュコンベア等が対象となります。ただし、現在使用している機械装置の単純更新はできません。また、除ふんベルトのベルト部分など消耗品と思われる部分のみの導入は補助対象としません。設置工事費等も補助対象外です。

- 2 なお、ホイルローダーやミニショベルについては、畜舎内の除ふん作業のみを行う目的であっても、作業の自動化にならず収益性向上につながらないことから、「ふん尿除去機械装置（自走式を除く）」としては対象にしていません。

問50 知事特認の機械として、どのようなものが対象となるのですか。

実施要領の別紙2「貸付対象機械装置一覧」に掲載されている機械装置と同様の効果があり、都道府県知事が、生産コストの低減や高付加価値化、新規需要の創出及び飼料自給率向上に向けた取組に資する機械装置として、特に認めた機械についても補助対象としています。ただし、このような機械については、ほぼ別紙2の一覧表で網羅されています。知事特認で認められているのは、ほとんどがトラクターです。

問51 汎用性のある運搬車両等は含まないとされていますが、トラクターは導入できないのですか。

- 1 機械導入事業の対象機械については、トラクター等の汎用性のある運搬車両等は原則として補助対象としていませんが、都道府県知事が特に認めた場合に限り、補助対象としています。
- 2 これまでの知事特認の例では、飼料自給率の向上に資するものとして、経営規模拡大に伴う飼料畑等の作付面積拡大により、既存のトラクターでは能力・台数が不足する場合等があります。単に機械の更新を行う場合には対象とならないことにご留意いただくとともに、どのような場合に対象となるかについては、都道府県によく相談してください。

問52 トラクター導入については、知事特認ではなく、一般枠の中で規模拡大を要件として補助すべきではないでしょうか。

仮に、規模拡大要件で補助すると、新規就農者や地域の実情から規模拡大が困難な者、コントラクター組織などが補助を受けられなくなるおれもあるため、知事が個別に判断いただくことが望ましいと考えています。

問53 無人トラクターは、補助対象になりますか。

無人トラクターについては、スマート農業の推進として、令和元年度補正予算から

補助対象としております。

問54 ホイルローダーのオプション品（クイックカプラ等）が対象となる場合とならない場合を教えてください。

1 ホイルローダーは、汎用性があり補助金の効果が見えにくいため、原則として他の補助事業同様に補助対象外となっていますが、堆肥の切り返し作業や国産飼料の生産拡大等に用途が限定される場合には補助対象として認めています。

この際、ホイルローダーと堆肥の切り返し作業及び飼料生産等の用途に使用されるアタッチメントを同時に導入する場合には、クイックカプラも補助対象と認めております。

2 上記以外の場合には、汎用性のある機械を導入することが明白ため、例え自己資金でクイックカプラを同時導入する場合であっても、ホイルローダーの導入に対する補助自体が認められません。

<例>

事 項	機械導入事業において導入する機械装置が実施要綱別紙2の別表1に掲げる機械装置として <u>1</u> つの用途に使用する旨の申請をしている場合	機械導入事業において導入する機械装置が実施要綱別紙2の別表1に掲げる機械装置として <u>2</u> つ以上の用途に使用する旨の申請をしている場合
クイックカプラやワンタッチカプラが <u>標準装備</u>	○	○
クイックカプラやワンタッチカプラが <u>オプション装備</u>	×	○

問55 飼料タンクに接続するフィーダーケーブルは対象になりますか。

自動給餌機とセットで導入する場合は補助対象となりますが、故障等による交換については、消耗品であることから補助対象となりません。

問56 油圧ショベルは補助対象になりますか。

補助事業では、一般に汎用性の高い機械は導入効果が見えにくいため補助対象とはしていません。油圧ショベル本体についても、汎用性が高いため、補助対象としてお

りません。

問57 飼料畑や畦畔の除草用ハンマーナイフチョッパーは補助対象になりますか。

除草用ハンマーナイフチョッパーは、主な用途が除草用であり、自給飼料の増産や畜産経営の収益性向上には直接つながらないため、補助対象とはなりません。

問58 鶏が産卵するためのネストや鶏用ゲージは対象になりますか。

ネストやゲージについては、鶏舎内に固定されたままで使用されるものであり、いわゆる「機械」とは言えないこと、また、単独で導入するだけでは収益性能向上につながらないことから、補助対象としていません。

問59 畜舎周辺の環境を整備するための芝刈機や雑草刈機等は補助対象となりますか。

芝刈機等は、主に畦畔や法面の維持管理用に使用されるものであり、本事業の趣旨である「畜産経営の収益性向上」等に直接的に寄与する機械ではないため補助対象機械装置に含んでおりません。また、これらの機械は「飼料収穫・調製用機械装置」としても補助対象とならないことにご留意願います。（飼料生産用の専用機を選定してください。）

問60 畜舎区域内の除雪のための機械装置は補助対象となりますか。

前問と同様に、本事業の趣旨である「畜産経営の収益性向上」等に直接的に寄与する機械ではないため補助対象となりません。

（例えば、ホイロローダーを堆肥切返作業機として使用する場合は補助対象としていますが、除雪用として使用する場合は補助対象となりません。）

問61 導入機械の能力（馬力等）に制限はありますか。

機械の能力等については特段の制限は設けていません。ただし、利用目的と利用規模に即した適正な機械が選定されていることを畜産クラスター協議会で確認するようにしてください。

問62 一生産者当たりの導入機械等の上限金額、台数制限はありますか。

中心的な経営体への効果的・集中的な支援を可能とするため、導入機械に上限金額や台数制限は設定していません。ただし、取組主体（畜産農家等）は、過剰な投資とならないよう十分注意した上で、機械の選定を行ってください。

問63 ハード（施設整備）事業で畜舎と一体的に整備する設備と、機械導入事業で整備する機械との違いは何ですか。

- 1 ハード事業で施設と一体的に整備する設備は、家畜飼養管理施設と合わせて設置する設備であり、施設で行われる生産工程に直接的に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できない又は施設で行われる生産工程の本質に関わるものが対象となります。
- 2 一方、単独又は他の補助対象機械装置と一体的に導入されることにより、飼養管理作業、飼料生産・調製作業、家畜ふん尿処理作業の一部を高度化、省力化することで収益性向上に資する機械装置が機械導入事業の対象となります。（畜舎や堆肥舎及びそれと同等の機能を有する設備等は対象外としています。）

問64 既にリース事業者とリース契約を締結し、リース期間中にある機械装置は事業の対象となりますか。

新たにリース導入する機械装置を対象としていますので、現在リース期間中にあるものは対象となりません。

問65 中古の機械装置は、事業の対象となりますか。

- 1 中古の機械装置も対象とすることができます。
- 2 ただし、中古品の場合、導入時において、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。）から経過年数を差し引いた残存期間（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上のものに限るものとします

【取組主体】

問66 取組主体の要件を教えてください。

取組主体（畜産農家等）は、畜産クラスター計画に中心的な経営体として位置付けられていることを前提とし、次の要件を満たす者としています。

- ・ 畜産経営強化支援事業

畜産を営む者（認定農業者又は新規就農者）、農事組合法人、農地所有適格法人、株式会社又は持分会社（大企業を除く）、特定農業団体、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、事業協、事業協連、農業者が組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること）

- ・ 飼料生産受託組織等経営高度化支援事業

公社、土地改良区、農事組合法人、農地所有適格法人、株式会社又は持分会社（大企業を除く）、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、事業協、事業協連、特定農業団体、コントラクター（直近3年以上の活動実績があり、畜産農家と長期受委託協定を締結しているもの）であって、要領に定める取組を行う者であること

問67 畜産経営強化支援事業においては、集団も対象となりますか。

畜産を営む者（認定農業者又は新規就農者）、農事組合法人、農地所有適格法人、株式会社又は持分会社であって農業（畜産を含む）を主たる事業として営んでいるもの（大企業を除く）、特定農業団体（農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を行う団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体）に該当する2者以上で構成する集団も対象としています。

問68 認定農業者の経営改善計画の認定期間が事業実施中に終了となり、再認定を受けなかった場合、補助対象外となりますか。

本事業の趣旨により、経営改善計画の再認定を受けていただく必要があります。

問69 取組主体の要件のうち、株式会社又は持分会社について教えてください。

- 1 取組主体のうち、株式会社又は持分会社であって農業（畜産を含む。）を主たる事業として行うものについては、以下の①、②に該当するものは除くこととしています。

- ① 資本の額または出資の額が3億円超かつ、常時雇用者数が300人超であるもの
- ② 議決権の1/2以上を①に掲げるもの（農地所有適格法人、公社を除く）が所有しているもの。

2 これは、今後の生産基盤を担う畜産経営を育成していくとの観点から、十分な資本力を有する大企業やその支配を受ける組織よりも、今後、経営基盤の拡大・強化を図ろうとする畜産経営に支援は集中されるべきという考えによるものです。

問70 過去に同様のリース事業を受けた者は、本事業を利用することはできますか。

- 1 過去の事業の活用の有無にかかわらず、本事業の目的に合致するものであれば、利用は可能です。
- 2 ただし、本事業により新たに機械装置を導入することにより、他の事業で導入した機械装置の事業効果が低下するような場合は、補助金返還等の対象となるおそれがあります。導入に当たっては、他事業との整合性の確保に留意し、慎重にご検討いただくようお願いします。
(例：1)
強い農業づくり交付金で飼料生産組織が共同利用のモアコンディショナーを導入したが、当該組合の構成員が本事業により新たに個人用のモアコンディショナーを導入したことにより、飼料生産組織のモアコンディショナー利用率が低下した。
(例：2)
畜産高度化支援リース事業で堆肥舎とともにホイルローダーを導入したが、本事業で堆肥処理用として別のホイルローダーを導入したため、畜産高度化支援リース事業で導入したホイルローダーを他の用途に転用した。
(例：3)
畜産収益力向上緊急支援リース事業でロールベアラーを導入したが、本事業でコンビラップマシーンを導入したことにより、ロールベアラーを他者に貸し付けた。
- 3 このような場合、いずれかのリース契約を解除することなども想定されるため、事業の活用に当たっては、他事業との整合性の観点からも都道府県等に相談の上、慎重にご検討いただきたいと思います。
- 4 また、事業参加要望書の提出に当たって、既存機械装置がある場合は、畜産クラスター協議会が真に必要性があるものにつき導入を行うよう取りはからうこととしています。

問71 畜産経営力向上緊急支援リース事業、畜産収益力向上緊急支援リース事業及び畜産収益力強化緊急支援事業を受けた者は、本事業を利用することはできますか。

計画内容にもよりますが、用途の違う機械であれば、同じ借受者の申請も可能です。

問72 取組主体（畜産農家等）が導入機械の処分制限期間中に離農した場合もしくは死亡した場合、どうなりますか。

- 1 いずれの場合も、事業としては補助目的が達成されないこととなり、補助金総額の残存部分を返還していただくこととなりますので、具体的な手続き等について、事業実施主体に確認してください。返還を求める金額については、基金管理団体（中央畜産会）から、補助金を交付したリース事業者に請求されます。
- 2 リース事業者としては、リース契約が破棄されることとなるため、別途違約金を含めたリース代金の請求がなされると思いますが、補助金分についても回収する必要があります。このリース契約を締結するに当たっては、取組主体（畜産農家等）、リース事業者及び畜産クラスター協議会の間で必要な取り決めを盛り込む等の措置をお願いするとともに、適切な与信審査を実施の上、必要に応じて与信リスク分の付与、連帯保証人の擁立等の措置をご検討ください。
- 3 また、離農が想定される場合にあつては、事前に当該契約の承継者を擁立する等、補助目的の達成に支障をきたすことのないよう協議会等と連携してご対応ください。

問73 取組主体（畜産農家等）の信用保証はどうなりますか。

- 1 リース契約における与信は、すべて契約するリース事業者の責任において行われます。
- 2 このため、必要に応じて、与信リスクが附加されたリース料となる場合があること、また、単独で契約できない場合にあつては、与信先から連帯保証人を立てることを求められることがあります。
- 3 なお、本事業の実施に当たっては、リース契約が締結されることが前提となりますので、リース事業者と契約できない者については、事業の対象とすることはできません。

問74 取組主体（畜産農家等）は、契約するリース事業者を自由に選択して事業に参加できますか。

1 本事業は、取組主体（畜産農家等）が機械装置をリースにより導入する場合に、リース事業者に対して、当該機械装置の取得に必要な費用の一部を補助することとしています。このため、事業実施主体が補助金の交付先を把握する必要上から、基金管理団体（中央畜産会）に登録されたリース事業者の中から選択して事業を実施することとなります。（問99参照）

2 なお、リース事業者の選定に当たっては、リース事業者によって圧縮記帳などの税制上の取扱いが異なる場合があるため、よく確認した上で選定してください。

【要望調査】

問75 ホイルローダーとベールグラブ等、一体的に利用する機械装置を要望する場合、要望調査はどのように記載すれば良いですか。

事業参加要望書（実施要領別紙2の別記様式第1号）の記載に当たっては、一体的に利用する機械装置であっても、それぞれの機械装置の詳細がわかるように、優先順位を付けて個々に記載してください。なお、その際、優先順位は間を空けず連番とし、備考欄に「○番と一体的に導入」と必ず記載してください。

問76 施設整備事業で施設整備を行い、施設内で利用する機械装置を機械導入事業で要望することはできますか。

1 機械導入事業の対象となる機械装置であれば可能ですが、同じ機械装置を重複して両方の事業で要望することはできません。

2 なお、機械導入事業では、施設整備事業と重複して要望することを避けるため、家畜飼養管理施設、家畜排せつ物処理施設と同等の機能を有する機械・設備及び搾乳用施設設備は対象となりませんのでご注意ください。

問77 施設整備事業を実施した経営で機械導入事業が採択されない場合があるが、一体的導入を徹底するべきではないか。

1 協議会は、機械導入事業の優先順位の決定に当たって、施設整備と機械導入の一体性を確保するため、施設整備事業への取組状況を考慮することとしている。

- 2 一方で、要望調査において予算額を大きく上回った場合、予算の範囲内で割当するため、施設整備を実施予定の経営であっても、希望する機械全てを割当することができないことに御理解いただきたい。

問78 要望調査時に不採択となったが、次回の要望調査時に改めて書類を作成しなくてはならないでしょうか。前回のものを流用できないでしょうか。

経営状況や機械の見積金額も年々変化しますので、お手数ですが、直近の実態を踏まえ、改めて書類を作成してください。

問79 導入の必要性について複数選択できることとなったが、成果目標はどのように設定するのですか。

- 1 導入の必要性については、どのような取組を行うために機械が必要になるのかについて選択することとなりますが、例えば、給餌作業の省力化により、空いた時間を飼養管理に向けることにより、飼養頭羽数の増加による出荷数量の増を目指すといったように導入の必要性が複数ある場合があります。
- 2 この場合の導入の必要性と成果目標は次のとおり。
- ①導入の必要性
 - ・ 給餌作業の省力化
 - ・ 飼養頭羽数の増加による出荷数量の増
 - ②成果目標
 - ・ 販売額の5%以上の増加（又は農業所得又は営業利益の5%以上の増加）
- 3 なお、導入の必要性が給餌作業の省力化だけの場合の成果目標は、生産コストの5%以上の減少となります。

【クロスコンプライアンス】

問80 埋却地等の確保や飼養衛生管理基準に関する確認を行うこととなった理由は何ですか。

- 1 国内における高病原性鳥インフルエンザの続発、豚熱におけるワクチン接種農場での発生の主な要因として、飼養衛生管理基準が遵守されていなかったことが考えられており、疾病の発生予防及びまん延防止のため、飼養衛生管理基準の遵守を一

層図っていく必要があるからです。

- 2 また、令和2年に改正された家畜伝染病予防法第12条の四に基づき、令和3年度からは各都道府県で策定した飼養衛生管理指導等計画による計画的な指導を開始し、より効果的・効率的に飼養衛生管理の徹底に取り組んでいただくこととなることから、規模拡大を行う事業計画について埋却地等の確保や飼養衛生管理基準に関する確認を行うこととしました。
- 3 なお、今回埋却地等の確保及び飼養衛生管理基準に関する確認を明確化しましたが、事業実施要領第11条において、「事業実施主体その他本事業による給付又は助成を受ける者は、本事業の実施に当たり、（中略）、本事業に関係する法令・規程等を遵守するとともに、取組主体が本事業に関係する法令・規程等を遵守していることの確認等を行い、適正に事業を実施するものとする。」と規定しており、家畜伝染病予防法も本事業に関係する法令と位置づけております。今回の確認は、この趣旨を明確にしたものであり、特に埋却地等の確保を確実にすることを図るものです。

問81 埋却地等の確保及び飼養衛生管理基準の遵守状況に関する確認は、全畜種ですか。

埋却地等の確保及び飼養衛生管理基準の遵守状況の確認を実施する畜種は、当面の間、高病原性鳥インフルエンザが続発しており、豚熱ワクチン接種農場でも豚熱が発生していることから、養鶏及び養豚について確認を行うこととします。なお、他畜種においても、引き続き、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の周知徹底をお願いします。

問82 埋却地等の確保が確実に行われることが見込まれる場合は、見込みであっても、埋却地等が確保されたと考えることは可能ですか。

- 1 事業計画段階において埋却地等の確保が確実に行われることが明らかな場合は、埋却地等が確保されたものとして取り扱うことは可能です。
- 2 ただし、家畜伝染病予防法及び家畜伝染病予防法施行規則等では、埋却地等の確保や飼養衛生管理基準に関する状況を都道府県が定期的に報告を受けることや、指導等を行うことが規定されておりますので、事業計画時点での埋却地等の確保が確実であるとの判断については、各都道府県が行っている判断の基準に従ってください。

問83 機械導入事業の場合は増頭しない場合もありますが、埋却地確保等（計画団体の確認等）が必要ですか。

- 1 機械を導入する場合であっても、補助を受ける者が家畜を飼養していることとなりますので、法令遵守の観点から確認を行ってください。
- 2 なお、飼料受託組織における機械導入等については、補助を受ける者が家畜を飼養しないことから、該当しません。

問84 事業計画段階の埋却地確保等については、どのように確認すれば良いですか。

- 1 増頭が行われない機械導入事業や経営継承事業の場合は、家畜伝染病予防法及び家畜伝染病予防法施行規則等により実施されている都道府県への定期報告やチェックリストで確認することが可能です。
- 2 ただし、増頭が行われる場合は、新たに埋却地確保等が行われるものとなるため、事業実施後の飼養頭数見合いの埋却地等が確保されているかについて、事業申請の提出を受けた際にチェックリストや図面等の添付書類により状況等を確認してください。

問85 機械導入事業の場合、チェックリストはどの時点で提出しなければなりませんか。

- 1 都道府県がチェックリストを保管しているため、畜産クラスター協議会から都道府県にチェックリストを提出する必要はありません。
- 2 なお、チェックリストによる確認は都道府県との協議において行うことから、事業実施主体へのチェックリストの提出は必要ありません。

問86 チェックリストによる飼養衛生管理基準の遵守状況について、確認は誰がどのように行うのですか。

- 1 確認については、都道府県の家畜保健衛生所で行うこととなり、当該チェックリストは都道府県で一定の期間保管されています。

2 このため、畜産クラスター協議会が事業参加要望書の都道府県との協議を行う際に、都道府県が事業参加要望者の飼養衛生管理基準の遵守状況を確認してください。

3 なお、当該チェックリストは都道府県の文書管理規定に基づいて管理いただくべきものであり、事業への申請に当該チェックリスト等を用いることをもって、機械等の処分制限期間終了まで当該チェックリスト等の保管を義務づけるものではありませんので、文書の保存期間終了後は廃棄いただいて構いません。

問87 埋却地等の確保ができていない場合は、支援対象とならないということですか。

1 増頭が伴う施設整備等を活用する場合、法令遵守の観点から、事業を活用する農家は必要な埋却地の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置をする必要があります。また、都道府県は家畜伝染病予防法及び家畜伝染病予防法施行規則等により、埋却地確保等や飼養管理基準に関する状況報告を定期的に受けることや、指導等を行うことが規定されております。

2 このため、施設整備事業の都道府県計画に埋却地の確保等の見込みが無いと判断される計画が含まれることはないものと考えられ、仮に、含まれたとしても、法令遵守の観点から、畜産クラスター事業の支援対象にすることは困難です。

3 また、増頭が行われない機械導入事業の場合についても、これまでの定期報告において適切な指導が行われているものと考えれば、施設整備と同様に畜産クラスター事業の支援対象にすることは困難と考えます。

【協議会における優先順位の決定】

問88 畜産クラスター協議会内で優先順位を決定するに当たっては、テーマ毎の優先順位が優先されることとなっているが、テーマ間で優先順位を入れ替えても良いですか（例：テーマAの5番目とテーマBの1番目を入れ替えるような場合）。

借受者が行う取組の優先順位(継続性、受益範囲、普及度の観点から決定)に応じて、畜産クラスター協議会において多少の入れ替わりはあって然るべきと考えています。

問89 施設整備を行う取組との整合性については、国庫補助事業を活用しない施設整備についても考慮されますか。その場合、都道府県はどのようにして把握するのですか。

事業参加要望書（実施要領別紙2の別記様式第1号）の様式には、施設整備の予定

時期を記載する欄を設けているところであり、都道府県において参加要望について畜産クラスター協議会と協議する際に、当該要望書の記載と突き合わせることで、施設整備との整合性を確認できます。なお、畜産クラスター計画の目的の達成を図ることを重視するため、国庫補助でない施設も考慮することとしています。

問90 複数の機械導入について、複数機械をまとめて導入した方が効果的である場合とは、どのような場合が想定されるのですか。

- 1 当該規定は、1つの経営体が複数の機械導入を必要としている場合であって、いずれかの機械が採択されないことにより、行動計画に定めた取組の実施が困難となり、かえって非効率になる場合を想定しています。
- 2 例えば、サイレージ生産を拡大するためのロールベアラーとラッピングマシンや、飼養規模に応じた複数の搾乳ロボット等が考えられます。

問91 「過去の実績による調整を排除」とは、過去の事業で導入したことがある者は、優先順位が低くなるということですか。

当該規定は、過去のリース実績による調整により中心的な経営体の取組が十分に機能しないことを防ぐため、優先順位決定の際に「過去の実績による調整を排除」したものであり、過去の補助実績により優先順位が低くなるというものではありません。

ただし、令和元年度補正から、成果目標の達成状況を考慮して優先順位を付すものとしており、成果目標を達成していない取組主体が機械導入を要望する場合は、成果目標を達成している取組主体よりも優先順位が低くなる場合があります。

問92 どうしても優先順位が決められない場合は、くじ引き等の公平な手法を選択しても良いのですか。

- 1 畜産クラスター協議会において優先順位をくじ引きにより決定することは、優先順位を理論的に整理することを放棄することになり、真に公平とは言えません。畜産クラスター計画の目的の達成のために必要な機械が効果的に導入されず、収益性向上の取組に支障が生じるなど、畜産クラスターの事業効果を大きく損なうことになりかねません。
- 2 このため、協議会においては、実施要領別添「機械導入事業の優先順位の決定に係る基本方針」及び都道府県からあらかじめ示されるこれに相当する方針等により、取組の継続性や受益の範囲、取組の先進性・技術の普及などの視点によって、優先順位を決定してください。それでもなお、優先順位の決定が困難な場合には、

実施要領別添 1 のⅡ「施設整備の事業計画に係る総合評価基準」等も参考にして、優先順位を決定するものとします。

- 3 なお、優先順位を決定するためには、協議会が進めようとするテーマを明確化し、その優先順位を決めていくことが重要です。そのため、十分に検討して畜産クラスター計画を策定するとともに、協議会の構成員で優先順位の決定ルールを共有することが重要です。

問93 都道府県との協議において、意見の表明があった場合には、必ず、優先順位等を見直すなど意見に従わなければならないのですか。

都道府県から畜産クラスター協議会に対して事業参加要望書に対する意見表明があった場合は、協議会において事業参加要望書の必要な修正を行うことになります。このため、都道府県が意見表明を行い協議会に修正を求める場合には、ヒアリングの実施等により協議会と要望の意図等について摺り合わせを行うことが望ましいです。

【割当】

問94 畜産クラスター協議会への配分予定額通知は、どのような考え方で行うのですか。

機械導入事業の割当に当たっては、事業実施主体が農林水産省と協議し、

- ① 総合評価の結果を踏まえ、行動計画の具体性や効果等との整合性が高く、地域の課題に即し、計画に基づく収益向上の効果の実現可能性が高い計画を優先しつつ、
- ② 「関係者の連携により、地域が一体となって収益向上を図る」という畜産クラスターの趣旨に対する理解の浸透状況や我が国の畜産・酪農生産における各地域の位置付け等を考慮し、総合的に判断します。

問95 割当は、畜産クラスター協議会単位、取組主体単位、都道府県単位のいずれで行うのですか。

機械導入事業の割当に当たっては、

- ① 事業実施主体において、都道府県が実施する畜産クラスター計画の総合評価と畜産クラスター協議会が決定する優先順位等を踏まえて配分予定額を農林水産省に協議し、
- ② 事業実施主体は、農林水産省との協議結果を踏まえ、協議会単位で割当を行います。その際、割当対象となる機械装置についても明示して通知を行っています。

問96 事業参加要望書を事業実施主体に提出するに当たっては、決定した優先順位は、必ず守らなくてはならないのですか。

事業実施主体は、畜産クラスター協議会から提出された事業参加要望書に記載された優先順位に基づいて、割当対象となる取組主体と機械装置を決定しますので、都道府県との協議後は、優先順位の変更は行わずに事業参加申請書を提出してください。
なお、提出の際は、補助対象外の機械装置は要望しないよう注意してください。

問97 事業実施主体からの配分予定額通知において割当対象となった機械装置は、配分予定額の範囲内であれば全て導入可能と考えて良いのですか。

事業実施主体は、要望調査様式に記載された要望額を基に配分予定額を通知していますが、要望調査の段階で取組主体（畜産農家等）が導入を希望する機械装置の詳細が明らかでない場合があるため、事業実施主体において事業参加申請時に改めて確認することとしています。その結果、補助対象機械装置の一部又は全部が事業の対象とならない場合がありますのでご注意ください。

問98 三者見積等の結果、調達価格が事業参加要望書に記載された金額より安価となり配分予定額に残額が生じた場合は、次の優先順位のものを事業の対象としてもかまいませんか。

事業実施主体が畜産クラスター協議会に対して通知した配分予定額に残額が生じても次の優先順位のものを事業対象としてよいということにはなりません。これらの機械装置については、都道府県や事業実施主体等との協議が整っていないからです。

問99 補助残額の資金調達ができなかった場合やリース事業者の与信がなかった場合等、やむを得ない事情で事業に参加できない取組主体が生じた場合は、次の優先順位のものを繰り上げて割当対象としてもかまいませんか。

割当対象とならなかった機械装置を繰り上げて対象とすることはできません、

【事業参加申請】

問100 通知で示された配分予定額に係る対象機械について、事業参加申請時に変更が認められる場合と、認められない場合を教えてください。特に、型式の変更・廃盤・モデルチェンジに伴う場合、補助金額の増減、台数・機種の変更はどこまで認められますか。

- 1 事業参加要望書と事業参加申請書との内容に齟齬（例えば、飼料調製用機械装置

として事業参加要望時にはホイルローダーとしていたものを事業参加申請時にはバックホー（補助対象外）を導入したいと申請）があった場合は、変更が認められないだけでなく、場合によってはホイルローダーの導入自体も認められないことになります。

- 2 なお、事業実施主体は、事業参加要望書の時点よりも事業参加申請書及び添付書類により詳しく確認しています。

このため、機械装置の型式の変更、廃盤、モデルチェンジが伴う場合、台数・機種の変更があった場合には、内容を審査の上、変更の可否を判断しています。

問101 補助金申請等において、事業実施主体から顛末書を求められるのはどのような場合ですか。また、その使用目的は何ですか。

- 1 事業実施主体は、取組主体（畜産農家等）から提出のあった事業参加要望書、事業参加申請書及び実績報告書の間に齟齬があった場合、なぜ齟齬が生じたのかを確認するため、取組主体等から顛末書の提出を求めることとしています。
- 2 なお、顛末書を求める理由としては、畜産クラスター事業に係る補助金を適切に交付していることを客観的に説明するためです。

問102 取組主体が提出した参加申請書が現在どの段階で審査されているのか知りたい場合の問い合わせ先を教えてください。

- 1 中央畜産会が受付した申請書については、各府県畜産協会とシステムで共有しており、さらに中央畜産会から各月受付分の審査時期の目安を各府県畜産協会に示していますので、各府県畜産協会にお問合せください。
- 2 なお、北海道については、北海道酪農畜産協会が一括して処理していますので、同協会へお問合せください。

問103 機械装置の共同利用を前提に事業参加申請を行ったが、その中の1人が別途、同じ機械装置を導入するための事業参加申請を行うことは可能ですか。

- 1 共同で利用する機械装置と同じ機械装置の申請は、過剰な投資や利用率の低下につながり、補助金返還等の対象となる恐れがあることから、控えるべきと考えます。
- 2 どうしても事業参加申請を行う場合には、畜産クラスター協議会において、既存の畜産クラスター計画を見直しするとともに、都道府県への協議を行い、承認が得

られて上で、事業参加申請が提出できる状況になります。

問104 補助金及び交付申請に関する確認書がリース方式の場合も提出することとなったが、どのような考えで提出させるのですか。

- 1 購入方式についてはリース方式とは異なり、畜産クラスター協議会の指導の下、導入した機械装置の管理を取組主体等が自ら行い、補助金の返還事由に該当する場合には、補助金の全部若しくは一部の返還をクラスター協議会を通じて取組主体等に求めることから、事業参加申請時に取組主体等の確認を求めてきたところです。
- 2 一方、リース方式については、リース会社との契約の下で取組主体等により機械装置の管理が行われているが、補助金の返還事由に該当する場合には、補助金の全部若しくは一部の返還をリース事業者を求めることから、リース方式の場合もリース契約の申込時にリース事業者から確認書の内容について承諾を受けた上で、取組主体等から確認書の提出を求めることとしました。

問105 添付資料を省略する場合の留意点は何ですか。

- 1 畜産クラスター協議会から中央畜産会へ提出する申請書の添付資料のうち、畜産クラスター協議会が申請内容に記載し、取組主体で確実に保管されていることを確認した場合には、事務手続きの簡素化・迅速化の観点から中央畜産会へ提出する添付資料を省略することとしています（別紙2の別記様式第3号―別紙1参照）。
- 2 ただし、審査の段階で資料の提出が必要となった場合には、速やかに提出してください。
なお、財産処分制限期間中は、当該資料は必ず保管しておいてください。

【成果目標】

問106 機械導入事業の成果目標はどのように考えれば良いのですか。

- 1 事業参加要望書等に記載していただく成果目標値は、現状値に対する改善率であり、目標年度は、事業実施年度（機械を導入する年度）の翌年度となります。計算方法は以下のとおりです。

目標値（事業実施年度の翌年度の値）－現状値（事業実施年度の前年度の値）

現状値（事業実施年度の前年度の値）

※ 目標値／現状値 ではないことに注意

2 成果目標は、実施要領において、事業実施年度の翌年度に達成すべき水準として設定することとしています。

（１）大規模経営

- ア 販売額の８％以上の増加
- イ 生産コストの８％以上の削減
- ウ 農業所得又は営業利益の８％以上の増加

（２）中小規模経営

- ア 販売額の５％以上の増加
- イ 生産コストの５％以上の削減
- ウ 農業所得又は営業利益の５％以上の増加

（３）飼料生産受託組織等

- ア 販売額の５％以上の増加
- イ 生産コストの５％以上の削減
- ウ 農業所得又は営業利益の５％以上の増加
- エ 自給飼料収穫量又は利用量の５％以上の増加

（４）環境優先枠で施設整備と一体的に機械を導入する地方公共団体

当該機械装置の導入に係る家畜排せつ物処理施設を利用する畜産農家の家畜排せつ物処理費用の５％以上の削減とする。

（５）畜産経営基盤継承支援事業に取り組む者

生産量又は販売額の５％以上の向上とする。

3 成果目標の設定に当たっては、機械導入を含む畜産経営の収益性向上のための取組によって達成する目標を設定してください。例えば、

① 飼養規模拡大のために必要な機械装置を導入する場合：

飼養規模拡大による販売額増加

② 労働負担を軽減するために省力化機械を導入する場合：

労働時間減少に伴う労働費（家族労働費含む）の低減によるコスト削減

労働余力を飼養管理の改善に振り向けることによる販売額増加や所得向上

などが考えられます。

なお、販売額や生産コストを金額で表すことが明らかに困難な場合については、販売額の増加や生産コストの削減につながるものが明らかな他の指標（生産量や飼養頭数の増加等）を目標値として設定することはやむを得ません。

- 4 協議会は、事業実施翌年度に効果の検証を行い、成果報告書を提出することとなっています。また、目標を達成していない取組主体であって、改善が見込まれないと判断される場合は、調査・報告を求めることがありますので、
- ① 取組主体においては、導入した機械装置の維持管理及び使用状況について記録するとともに、
 - ② 畜産クラスター協議会、リース事業者においては、それらを含めたリース状況について把握をお願いします。

問107 機械導入事業の成果目標は、経営全体について5%改善する必要があるのですか。例えば、飼料収穫機を導入した場合、生産コスト削減として飼料費のみの5%削減でも良いのではないのでしょうか。

- 1 機械装置は、飼養管理作業、飼料生産・調製作業、家畜ふん尿処理作業の一部を高度化、省力化することで収益性向上に資するものとされています。
このため、必ずしも経営全体で見た販売額やコストが5%改善しなくても、機械導入により高度化・省力化される部分について生産コスト削減が実現されることを目標として設定することも可能です。ご質問のように、飼料収穫機を導入した場合には、そのことによって飼料生産を効率化・拡大して自給飼料利用量を増やし、飼料費全体を低減することを目標に設定することができます。
- 2 また、例えば堆肥の切り返し装置を導入した場合であれば、
 - ① 良質な堆肥生産による堆肥販売の拡大による副産物価額の増加
 - ② ふん尿処理に係る経費の削減等を目標として設定することも可能です。

問108 成果は、当該機械の導入による直接の効果のみでなければなりませんか。

- 1 経営全体の収益性を向上するための取組に必要な機械装置を導入する場合は、その取組全体の効果を成果目標として設定することが可能です。
- 2 例えば、飼養規模を拡大する取組に必要な機械装置として、ふん尿処理量の増加に対応するための堆肥調整装置を導入する場合であれば、飼養規模の拡大による販売額増加効果等を成果目標として設定することが可能です。

問109 発情発見装置を導入した場合、受胎から子牛が出荷されるまでには2年近くかかるため、実際に販売額や所得向上の効果が現れるのは翌々年度以降になります。このような場合、機械導入翌年度の効果はどのように考えれば良いのですか。

このような場合、機械導入翌年度に検証可能であって、販売額の増加や生産コストの削減につながる事が明らかな指標（例えば受胎率、分娩間隔等）を基に見込まれる効果（分娩間隔の短縮により見込まれる子牛1頭当たり生産コストの削減や、子牛出荷頭数の増加により見込まれる販売額の増加）として5%以上（大規模経営にあっては8%以上）改善することを説明する必要があります。

問110 販売額の増加を目標とする場合、生産物価格（単価）は変動しないと仮定してかまいませんか。

- 1 事業実施翌年度の生産物価格は、成果目標を設定する時点で確実性を持って見通すことは難しいため、実績値から変動しないと仮定してかまいません。
- 2 なお、成果報告に当たっては、市場の需給といった外的要因の影響も受けることから、価格を補正し、実績値を評価してください。（補正の方法は、Ⅴ 施設整備事業 問70を参照してください。）

問111 省力化機械を導入して労働コストの削減を図る場合などは、家族労働費を金額に換算して成果目標として設定しなくてはなりません。

- 1 成果目標について、金額に換算することが難しい場合は、労働時間の減少を目標値としてもかまいません。ただし、全労働時間に対して5%以上（大規模経営にあっては8%以上）の削減目標とする必要があります。
- 2 省力化機械を導入する場合の成果目標の設定方法としては、生産コスト削減のほかに、節約された労働時間を経営改善のための取組に振り向けることによる販売額の増加や農業所得等の増加とすることが考えられます。

問112 災害時に使用する自家発電機の成果目標は、どう考えれば良いのですか。

- 1 自家発電機は、搾乳ロボット等の他の補助対象機械装置と一体的に導入するものであって、販売額の増加や生産コスト低減等の成果目標が適正に設定され、その目標の達成が見込まれる状況であれば、補助の対象としています。
- 2 このため、一体的に導入する搾乳ロボット等、他の補助対象機械装置と同じ成果目標を自家発電機の成果目標として設定して差し支えありません。

問113 複数の機械装置を同時に導入する場合は、それぞれの機械装置について5%（大規模経営にあっては8%）の成果目標を設定する必要がありますか。

- 1 経営全体の収益性を向上するための取組に必要な複数の機械装置を導入する場合は、その取組による経営全体に対する効果を成果目標として設定することが可能です。
- 2 例えば、飼料収穫機と搾乳ロボットをそれぞれ導入する場合に、
 - (1) 規模拡大等により経営全体の収益性を向上するために必要な飼料収穫機と搾乳ロボットを導入し、経営全体で5%以上（大規模経営にあつては8%以上）の農業所得増加を達成することを目標として設定
 - (2) 飼料コスト低減による生産コストの5%以上（大規模経営にあつては8%以上）の削減を図るために飼料収穫機を導入するとともに、生乳生産量増加による販売額の5%以上（大規模経営にあつては8%以上）の増加を図るために搾乳ロボットを導入するといった、別々の成果目標を設定
のいずれも可能です。

問114 「現状値」は事業実施の前年度とされていますが、要望調査を提出する時点で前年度の数値がわからない場合はどうすれば良いですか。

- 1 取組主体（畜産農家等）からの要望調査表の提出に当たっては、現状値は原則として機械導入の前年度の実績値としますが、要望調査のタイミングにより導入前の実績値が明らかではない場合は、その前年度（導入の前々年度）の実績値を現状値としてかまいません。
- 2 なお、事業参加申請の段階で前年度の数字が判明している場合は、「現状値」を前年度の数字としてください。（Ⅲ 畜産クラスター計画、問19を参照してください。）

問115 発注から納品までに時間がかかる等の事情により、当初予定した年度に機械を導入できず翌年度にずれこんだ場合、現状値及び目標値の年度はどのように考えれば良いのですか。

そのような場合は、目標値の年度は実際に機械が導入された翌年度の値としてください。なお、現状値については、当初設定した年度のままでかまいません。

問116 飼料生産受託組織等経営高度化支援事業において、導入した機械装置を用いた収量の向上等の取組では、収穫量（TDNベース）を概ね10%以上増加させることとありますが、受託面積の増加によって得られた収穫量も対象となりますか。

収穫量の10%以上の増加は、草地管理の改善等の他、受託面積の増加によって得ら

れた収穫量も対象となります。（ただし、新規組織はこの要件に該当しません）

問117 成果報告書の成果目標の達成率はどのように算出したらよいのですか。

V－問69のとおり。

問118 成果目標の評価に当たっては、外的要因を排除するための価格補正を行うこととされていますが、どのように補正したらよいのですか。

V－問70のとおり。

【事務の委託】

問119 事業実施主体は、業務の一部を委託できることとなっていますが、特定の協議会の構成員である団体等に委託することは可能ですか。

事業実施主体の業務は、その一部を委託することは可能ですが、畜産クラスター協議会の構成員である団体に委託する場合は、委託業務と協議会の業務を明確に区別し、公平性が確保されていることを事業実施主体が確認する必要があると考えます。

【与信審査】

問120 与信審査は、どのタイミングで行うことになるのですか。

リース事業者による与信審査は、リース事業者によってタイミングが異なりますので、取組主体（畜産農家等）が契約することになるリース事業者に確認してください。

問121 取組主体の与信審査等に時間を要する場合、他の取組主体の機械導入に影響がでることも考えられますが、事業参加申請書を分割して提出することは可能ですか。

機械装置の早期導入を図るため、準備が整った事業参加申請書は早めに承認することが望ましいと考えます。このため、取組主体においては、窓口団体（県畜産協会等）と相談のうえで分割提出することも可能にしています。

【リース会社の選定】

問122 どのようなリース事業者がこの事業の対象となりますか。

- 1 取組主体（畜産農家等）とリース契約を締結するリース事業者は、基金管理団体（中央畜産会）から補助金を適切に処理できる等の確認を受けたリース事業者となります。
- 2 なお、現在利用できるリース事業者については、基金管理団体のホームページ(※)にて公表しています。
※中央畜産会ホームページ（畜産クラスター）
<http://jlia.lin.gr.jp/cl>
- 3 リース事業者の選定に当たっては、複数の見積を徴取し、附加貸付料等の低減を図るよう努めてください。

問123 リース期間はどのようにして決められますか。

- 1 所有権を移転する場合は、1年から法定耐用年数の範囲内で、1年単位で取組主体とリース事業者との契約により決定します。
- 2 所有権を移転しない場合は、法定耐用年数をリース期間とすることとしています。

問124 契約したリース事業者がリース期間中に倒産又は、リース部門を廃止した場合、どうなりますか。

- 1 本事業は、取組主体（畜産農家等）が機械装置をリースにより導入する場合に、機械を貸付するリース事業者に対して機械の取得に必要な費用の一部を補助するものです。契約したリース事業者が倒産又はリース部門を廃止した場合には、当該リース事業者の債権等を引き受けた他のリース事業者が本事業による契約を継続する必要があります。
- 2 また、このような事案が発生した場合には、窓口団体（都道府県畜産協会）を通じて事業実施主体に一報ください。

問125 事務を簡素化するため、利用するリース事業者を畜産クラスター協議会で1つに絞っても良いのですか。

リース事業者の選定に当たっては、極力低廉なリース料となるよう、原則として、取組主体が複数のリース事業者から選択できるようにしてください。また、仮に畜産クラスター協議会がリース事業者を選定する場合にあっても、協議会は、価格等経済

合理性を十分に勘案し、かつ、生産者の意向を十分に反映した上で、リース事業者を選択するものとします。

【その他】

問126 酪農から繁殖経営へ転換した場合、クラスター計画や成果目標の変更手続きはどのようにすれば良いのでしょうか。

このような事案が判明した場合、又は今後予定される場合には、まず、畜産クラスター協議会からクラスター計画を認定している都道府県にご相談ください。その後、クラスター計画の変更や導入した機械が今後も事業目的を継承できるか否かなどを検討した上で、協議会から窓口団体（都道府県畜産協会）を通じて事業実施主体と協議することとなります。

問127 機械導入事業では、都道府県等の行政機関は関与しないのですか。

- 1 都道府県が、地域の畜産の収益性向上の取組に積極的に関与することが重要ですので、都道府県知事が畜産クラスター計画を認定することとしています。
- 2 また、都道府県は、事業参加要望段階から本事業に係方針を示すとともに、畜産クラスター協議会が付した機械装置の優先順位に意見表明ができる等、積極的に関与する仕組みとなっています。
- 3 さらに、貸付対象機械装置に都道府県知事の特認を認めていることから、その決定を行っていただくとともに、申請に当たって事業実施主体からの求めに応じて必要な助言や指導・監督を行っていただきます。また、事業内容の周知、円滑な事業実施について、各種の御指導をお願いします。

問128 事業参加申請と実際のリース契約締結の関係を説明してください。

事業参加申請とリース契約との関係は基本的に以下のようになります。

- ① 取組主体（畜産農家等）は、事前に導入したい機械装置を選定して、契約するリース事業者等と調整を行う等、機械導入事業へ参加する準備をしていただき、畜産クラスター協議会及び窓口団体を通じて事業実施主体に事業参加申請書及び添付資料を提出してください。
- ② 事業実施主体は、窓口団体（県畜産協会等）を通じて畜産クラスター協議会から提出のあった事業参加申請書及び添付資料の内容について審査し、補助対象として認められる場合には、協議会に対して通知（事業参加申請書の承認通知）し

ますので、それをもって、リース事業者と正式にリース契約を締結してください。

- ③ 取組主体は、リース契約の締結後において、機械装置が納入され次第、動作確認を行った上で、リース事業者が定める手続きを行い、問題がなければリース事業者との間でリース契約が開始されます。
- ④ なお、取組主体は、実績報告に当たり、リース契約書の写しを添付することになっております。

問129 農協等が機械を借り受け、取組主体（畜産農家等）に再貸付することは可能ですか。

農協等（農協連、農協、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、事業協同組合又は事業協同組合連合会）から取組主体への再貸付は、取組主体に対して機械装置を貸し付ける目的である場合のみ可能です。その要件は、次のいずれかに該当する場合に限ります。

- ① 複数の取組主体に対して、同一の機械装置を貸し付ける場合で、かつ、貸付主体が機械装置の管理を行うことに取組主体の経営上の合理性があると認められる場合
- ② その他再貸付を行うことが、取組主体の収益性の向上のために必要であると当該取組主体の所属する畜産クラスター協議会が認める場合

問130 リース方式で機械を導入する場合、費用対効果分析は実施しなくてもかまいませんか。

リース方式の場合は、費用対効果分析は要件としていません（購入方式の場合は必要となります）。

問131 機械の価格（及び納入業者）は、3者以上の見積により選定すれば良いのですか。

取組主体（畜産農家等）における機械装置の導入に当たっては、公正な競争が働く手法により、適正な価格で導入できるよう努める必要があることから、原則として3者以上の販売業者から見積書を徴取し、最も低い価格を提示したところから導入します。（なお、農協も販売業者の一つとなることが可能です。）

問132 3者見積を行うにあたり留意すべきことはありますか。

3者見積を行う際は以下に留意してください。

- ① 導入する機械装置の選定に当たっては、利用規模に即した適正なものを選定し、性能等が過大とならないようにすること。
- ② 複数の同一規格の機械装置を導入する場合（再貸付の場合を含む）には、まとめて3者見積を行うことにより価格低減のためのスケールメリットを働かせるなど、適正な価格で導入できるよう取り組むこと。
- ③ できるだけメーカー指定・型式指定を行わず、仕様のみの指定とする等により、価格低減に努めること。
- ④ できるだけ同一の日付の見積を取る。同一の日付でない場合は、競争性が担保されていることが確認できるようにすること。
- ⑤ 協議会に参画する販売会社（農協を含む）から見積をとる場合には、透明性を確保するため、協議会に関与していない複数の販売会社からも見積をとること。

問133 中古機械を導入する場合も3者見積は必要ですか。他に必要なものはありますか。

中古機械を導入する場合は、原則として3者見積に加え、中古機械販売店が作成する残存価格や残存耐用年数を評価した評価書が必要となります。

問134 見積書の消費税については、事業者から提出のあった処理方法（小数点以下の端数の切上げ、切捨て、四捨五入のいずれか）で良いのですか。

見積書の消費税の取扱いについては、機械装置の販売業者から徴収する見積書で処理されている方法で特に問題ありません。

問135 取組主体（畜産農家等）が本事業により導入した機械装置の目的外利用が判明し、補助金返還となった場合、どうなりますか。

- 1 機械装置が事業目的に反して利用されていることが判明した場合は、補助金を返還することとなります。
- 2 返還方法としては、
 - ① 購入方式の場合は、基金管理団体（中央畜産会）から補助金を交付した畜産クラスター協議会に、
 - ② リース方式の場合は、基金管理団体から補助金を交付したリース事業者、それぞれ請求することになります。
- 3 畜産クラスター協議会及びリース事業者は、補助金相当分を取組主体から回収す

る必要があるため、リース契約の締結等に当たっては、取組主体、リース事業者及び機械販売会社等の間で必要な取り決めを契約内容に盛り込む等の措置をお願いします。

また、リース事業者と取組主体間のリース契約については、契約破棄とするか、契約内容の見直し等により当該リース契約を継続するか等の対応をお願いします。

- 4 なお、取組主体は、このような事態が生じないよう、事業趣旨を理解し、適切に機械装置を利用するとともに、地域の農協、普及センター等関係機関においては、このような事案が生じないよう指導の徹底をお願いします。

問136 機械導入事業でも、施設整備事業（ハード事業）のような規模拡大等の要件は課せられますか。

機械導入事業については、規模拡大要件は課せられていませんが、生産コストの低減、畜産物の高付加価値化、畜産物の新規需要の創出又は飼料自給率の向上を通じた畜産経営の収益性の向上に必要な機械装置を導入してください。

問137 機械装置の本体価額には運送費と工事費を含めても良いのですか。

本事業は、導入する機械装置の本体価額の2分の1を支援する事業であることから、機械装置の設置に必要な工事費等については対象としていません。また、リース契約に基づく設置場所又は保管場所への運送費も対象としていません。

問138 納入時に機械装置の型式等が申請内容と異なっていた場合、どうすれば良いのですか。

予定していた機械装置の型式と違うものが納入されていたことが判明した場合には、速やかに正しい型式の機械装置に交換してもらってください。

納入時の機械装置の型式等の確認は、取組主体（畜産農家等）に行っていただきますが、このような事態とならないように、まずは、取組主体（畜産農家等）自らの責任において、機械装置の納入時に希望している型式等のものか、リース契約書に記載されている型式等とも照らし合わせて確認するなど、リース契約締結時、納品時等に、確実に確認するようお願いします。

問139 将来的な増産等の計画を証明する必要があるのですか。

将来的な増産等の計画内容については、現状値を基にした試算結果と、その根拠となる地域の平均値などの数値の出典を明確にし、対外的に問われた場合等に、その計画の妥当性を説明できるように整理しておいてください。

問140 農協が機械装置の販売業者となることは可能ですか。

- 1 機械装置の購入に際しては、3者以上の複数の販売業者からの見積書を徴取し、一番低い価格を提示したところから機械装置を購入することになりますが、農協もその1者となることが可能です。
- 2 なお、協議会に参画する販売会社（農協を含む）から見積をとる場合には、透明性の確保が一層求められるため、協議会に関与していない複数の販売会社からも見積をとるようにしてください。

問141 取組主体（畜産農家等）が導入した機械が被災した場合、どうしたら良いのですか。

- 1 事業の対象となっている機械装置が災害の発生により被災した場合であって、修理して継続使用される場合は特段の手続きは不要です。修理できない場合で新品に交換される場合は、財産処分の手続きが必要となります。その際の手続きが不明な場合は、窓口団体へご相談ください。
- 2 また、被災により全損扱いとなり、事業を中止する場合は、取組主体等から協議会及び窓口団体を通じ、事業実施主体に災害報告を提出してください。その際の手続きが不明な場合は、窓口団体へご相談ください。
- 3 なお、通常使用により機械が全損し、事業を中止する場合は、補助金返還の手続きが必要となりますので、窓口団体へご相談ください。

※畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程の第4も参照ください。

問142 経営継続が困難となった場合に、他の農家に名義変更して活用することはできますか。また、補助金の返還は必要ですか。

- 1 必要な手付きを経て名義変更を行う必要がありますので、このような事案が判明し

た場合、又は今後予定される場合には、窓口団体及びリース会社にご相談ください。

- 2 なお、導入した機械の事業目的を今後とも継承していただけるかどうかで、補助金返還が発生するかどうか判断されます（畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程第4を参照ください）。

VII 実証支援事業

【趣旨】

問1 実証支援事業を行うのはなぜですか。

- 1 実証支援事業は、地域の畜産関係者等の連携・協力の下、畜産クラスター協議会において、収益力の向上を図るために何をすべきか検討し、その検討結果を踏まえて先進地域への調査や自給飼料や乳質の品質向上のための実証試験等を行うとともに、調査・実証試験等の結果を地域に反映させていく必要があると考えます。
- 2 このため、肉用牛・酪農重点化枠では、肉用牛・酪農の生産基盤の強化を重点的に行う必要があるため、国産チーズ振興枠では、国産チーズ等の競争力を高めるとともに、原乳の品質向上・ブランド化の取組を進める必要があるため、実証支援事業について、施設整備事業や機械導入事業と一体的に実施することとしています。
- 3 また、通常（枠外）で施設整備や機械導入を行う場合であっても実証支援事業の取組を行った結果、施設整備や機械導入が必要と言えることが好ましいと考えます。

【実証支援事業における複数年度事業等】

問2 実証支援事業において、複数年度の事業は認められないのですか。

実証支援事業については、期限を区切って効率的に成果を出していただく観点から、単年度の取組としています。

問3 これまでに実施した実証支援事業の成果が不十分であることから、継続して要望することは可能ですか。

同じ内容の事業を継続することはできませんが、これまでの成果を踏まえ、さらに発展させた取組を行う場合については、新たな実証支援事業として応募することは可能です。

【補助対象経費】

問 4 実証支援事業の補助対象経費を教えてください。実証のために必要であれば、種子代や人工授精・受精卵移植経費、ワクチン等の衛生資材も対象となりますか。

- 1 実証支援事業の補助対象経費は、要領別紙 3 の別表 1 において、検討会の開催、先進地域等調査、畜産クラスターによる収益性向上に向けた取組の実証に必要な経費としています。
- 2 種子代や人工授精・受精卵移植経費、ワクチン等の衛生資材については、実証の取組を行う上で追加的に必要となるもので、かつ、内容に不可欠な資材として認められる範囲内においては対象としますが、経常的な経費になるような場合は認められません。

問 5 畜産クラスター協議会の構成員である畜産農家が、県の試験場等で飼料分析等を行う経費は補助対象経費に該当しますか。

- 1 県の試験場等が畜産クラスター協議会の構成員である場合は、役務費として支出することが可能です。
- 2 なお、畜産クラスター協議会の構成員外である場合は、検査料等として支出することが可能です。

問 6 広域的な取組を行う場合、輸送経費も対象となりますか。

例えば、実証試験で使用するリースによる車両借上経費は、補助対象としています。また、堆肥の広域的な流通等の取組で発生するサンプル輸送の経費も補助対象としています。

問 7 飼養試験の範囲はどうなっていますか。

一定条件下で家畜を飼育し、発育、増体成績、産乳成績、繁殖成績を判定するもの（と体の判定を含む）です。

【成果目標】

問 8 「機械導入事業の優先順位の決定に係る基本方針」に成果目標の達成状況を考慮して優先順位を付す規定を追加したのか。

- 1 機械導入事業は、平成27年度補正予算から実施してきたところであり、令和元年度補正で5年目の事業となることから、内部的にも対外的にも事業の成果が求められている状況になっております。
- 2 一方、本事業における成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌年度としており、平成27年度補正で実施した事業は29年度に、また、28年度補正で実施した事業は令和元年度にそれぞれ協議会から地方農政局長、都道府県知事及び基金管理団体の長に対して事業成果実績を報告することとなっており、成果目標の実績の確認が可能となります。

【その他】

問 9 拡充された広域的な取組とは、協議会間で連携しなければならないのですか。

必ずしも協議会間で連携する必要はありません。

例えば、畜産地帯から遠隔地の耕種地帯に堆肥を供給する場合のように、協議会が、新たな連携先を模索するような取組については、必ずしも連携先となる耕種農家が畜産クラスター協議会の一員である必要はありません。

問10 計画の目標年度は何年後に設定されるのですか。

目標年度は、事業実施年度を含む4年後とし、その翌年度を評価年度とします。

問11 事業の申請は、畜産クラスター協議会から地方農政局長等あてに直接提出すれば良いのですか。

事業の申請先は地方農政局等となります。ただし、申請に際し、畜産クラスター協議会は、都道府県知事の意見を聴く必要があることから、事業の参加を希望する場合は、各都道府県に相談してください。

VIII その他

問1 事業費の支払について、事業年度途中の概算払請求は可能ですか。

- 1 ハード事業については、整備内容によっては高額な事業費が見込まれるため、事業年度途中の概算払請求を可能とします。
- 2 また、ソフト事業については、新設の畜産クラスター協議会が事業実施主体となることが想定され、まだ財政基盤が安定しないことが想定されるため、事業年度途中の概算払請求を可能とします。
- 3 なお、「概算払」は交付決定の額の範囲内で実績に応じて支払われるものであり、実績の伴わない「前払」とは異なりますので留意してください。

問2 補助事業の審査について迅速化する方法はありますか。

- 1 申請書類の審査に時間を要する原因として、必要事項の記入漏れや不正確な記入による差し替え、必要な添付書類の添付漏れ等があります。このため、Q&Aを参考にさせていただくとともに、不明な点があれば、クラスター協議会、都道府県や国の機関である地方農政局（北海道は農政事務所、沖縄県は沖縄総合事務局）にお問い合わせをお願いします。
- 2 なお、機械導入事業については、令和元年度補正から、都道府県を事業の区域とした民間団体を公募により選定し、事業実施主体として実施いただくことにより、事務の迅速化を図ることにしております。

問3 成果目標において、大規模経営の定義として「正規雇用」とありますが、どのような雇用形態をいいますか。

- 1 期間の定めのない労働契約（雇用者が使用者の元で従業して永久的（定年制なし）または定年まで雇用期間を定めない雇用形態）を結んでいる雇用になります。
- 2 なお、労働者が日本人または外国人に関係なく、同様の取り扱いになります。

Ⅸ 肉用牛・酪農重点化枠

問1 肉用牛・酪農重点化枠の目的は何ですか。

- 1 肉用牛・酪農の生産基盤強化については、我が国の畜産振興において重要な課題となっており、「総合的なTPP等関連政策大綱」において、検討を継続する項目として位置付けられておりました。
- 2 肉用牛・酪農の生産基盤の強化を進めるに当たっては、哺育育成部門や飼料生産部門などの地域的な分業化やICTの活用推進など、生産基盤の強化を図るための地域システムを構築することが効果的であると考えています。
- 3 このため、肉用牛・酪農重点化枠においては、既に地域的に生産基盤の強化に向けた取組が行われている地域を対象に、地域として取り組む具体的な取組を提示し、その取組を推進することをもって、肉用牛・酪農の生産基盤の強化のための優良な地域システムを構築することを目的としています。

問2 具体的にどのような取組（地域システムの構築）が支援対象となりますか。

- 1 肉用牛・酪農重点化枠で推進する具体的な取組は次のとおりです。
 - (1) 肉用牛
 - ① 地域的な規模拡大の推進・分業体制の構築
(飼料生産業務、哺育・育成業務、繁殖業務の外部化、分業化)
 - ② 受精卵移植技術の活用拡大
(交雑種雌牛を活用した一産取り肥育の拡大)
 - ③ ICTの活用推進
(発情発見装置、分娩監視装置等の普及定着、活用推進)
 - ④ 繁殖・肥育一貫体制の構築
(繁殖雌牛増頭による繁殖肥育一貫体制の構築)
 - (2) 酪農
 - ① 乳用後継牛の確保・育成の推進
(性判別精液（受精卵）の計画的な活用、育成体制の構築)
 - ② 分業体制の構築・省力化の推進
(飼料生産業務、哺育・育成業務の外部化、分業化を通じた生乳の生産量の拡大)

問3 施設整備、機械導入、実証支援の全てに必ず取り組む必要がありますか。

施設整備及び機械導入については、いずれかのみに取り組む場合も対象としますが、提示した取組に係る地域システムが機能するためには、技術的な安定が必要であることから、このことを目的とした実証支援の実施が必要です。

問4 肉用牛・酪農重点化枠として一体的な支援の対象となる取組の範囲はどのようなものですか。

1 提示した取組に係る地域システムに直接関与する畜産経営等が支援の対象となります。

2 例えば、

(1) 哺育育成業務の外部化の取組であれば、

① 哺育・育成センターの整備

② ①の哺育・育成センターを活用する畜産農家の施設整備、機械導入が対象となります。

この場合、哺育・育成センターを活用しない畜産農家の施設整備や機械導入は支援の対象となりません。

(2) 乳用後継牛の確保の取組であれば、

① 性判別精液を活用して乳用後継牛の生産拡大に取り組む酪農家の施設整備、機械導入

② ①の酪農家が生産した子牛の育成を行うための哺育・育成施設の整備、機械導入

が対象となります。

この場合、乳用後継牛の生産拡大の取組を行わない酪農家の施設整備や機械導入は支援の対象となりません。

問5 現状水準の記載方法について、留意点はありますか。

1 「現状水準」は、地域システムの構築に向けて、準備状況、その実現可能性の取組への意欲をこれまでの取組状況により、確認するための指標です。

2 具体的には、肉用牛10項目、酪農11項目のうち4項目以上に取り組んでいることが要件となります。

- 3 「現状水準」の記載に当たっては、その取組状況について、1の状況がわかるよう、地域システムの構築に参画する構成員毎のこれまでの取組内容を具体的に数値を用いて記載するようにしてください。

《現状水準》

(肉用牛)

- ① 飼料生産の外部化に取り組んでいること
- ② 哺育育成の外部化に取り組んでいること
- ③ 分娩管理の外部化に取り組んでいること
- ④ 繁殖肥育の地域内一貫生産に取り組んでいること
- ⑤ 放牧に取り組んでいること
- ⑥ 交雑種雌牛を活用した一産取り肥育に取り組んでいること
- ⑦ 発情発見装置等の省力化機械の普及・定着に取り組んでいること
- ⑧ 衛生管理、暑熱対策等適切な飼養管理に取り組んでいること
- ⑨ 耕畜連携に取り組んでいること
- ⑩ 継続的に研修生の受入れを行っていること

(酪農)

- ① 乳用牛の供用期間が各都道府県等地域の平均以上であること
- ② 地域の育成牛頭数の割合が各都道府県等地域の平均以上であること
- ③ 牛群検定への加入割合が各都道府県等地域の平均以上であること
- ④ 代謝プロファイルテストや牛群検定成績、バルククーラーの乳質変化等の評価値を用いて飼養管理技術の改善指導に取り組んでいること
- ⑤ 性判別精液（受精卵）の活用実績があること
- ⑥ 飼料生産の外部化に取り組んでいること
- ⑦ 哺育育成の外部化に取り組んでいること
- ⑧ 搾乳ロボット等の省力化機械の普及・定着に取り組んでいること
- ⑨ 衛生管理、暑熱対策等適切な飼養管理に取り組んでいること
- ⑩ 耕畜連携に取り組んでいること
- ⑪ 継続的に研修生の受入れを行っていること

問6 目標水準の記載方法について、留意点はありますか。

- 1 「目標水準」は、地域システムを構築し、取組を行うことで得られる成果を、事業実施年度の翌年度から5年以内の達成目標として設定する水準です。
- 2 具体的には、肉用牛、酪農毎に示す目標水準以上の成果が期待される計画を有していることが要件となります。

- 3 また、「目標水準」の記載に当たっては、数値目標としての1に則り「目標水準」を記載するとともに、「目標水準」が達成される根拠について定量的に記載（参画するどの構成員がどのような取組をすることでどの程度目標水準の達成に資するか等）してください。

《目標水準》

各取組共通の目標のほか、1つ以上の計画を有すること

【肉用牛】

（各取組共通）

- 繁殖雌牛頭数を年当たり5ポイント以上向上すること

（選択制）

- ① 目標年度における繁殖雌牛1頭当たりの子牛出荷頭数が0.9頭以上になること
- ② 目標年度における肥育牛出荷月齢を3ポイント以上短縮すること
- ③ 目標年度における中心的な経営体の収益性が10%以上向上すること

【酪農】

（各取組共通）

- 生乳生産量を年当たり4ポイント以上増加すること

（選択制）

- ① 目標年度における乳用牛の供用期間が4ポイント以上増加（長期化）すること
- ② 目標年度における地域の育成牛頭数の割合が4ポイント以上増加すること
- ③ 目標年度における中心的な経営体の収益性が10%以上向上すること

問7 肉用牛・酪農重点化枠の採択に当たっての審査基準はありますか。具体的な採択方法を教えてください。

- 1 肉用牛・酪農重点化枠は、取組が他の地域へ普及すべき優良なモデルとなることを期待するものであることから、外部有識者の意見を聴取の上、農林水産省が採択する取組を決定することとします。

- 2 外部有識者からの意見聴取に当たっては、以下のとおりとします。

（1）事前整理

肉用牛・酪農重点化枠への提出があった計画について、都道府県が実施した総合評価結果、地方農政局等のヒアリング結果等を踏まえ、事業担当課（農林水産省畜産企画課）において、採択対象となる計画から除外する場合があります。

（2）評価委員会の開催

肉用牛・酪農重点化枠に係る採択対象計画の選定に当たって、事業担当課は、外部有識者による評価委員会に意見を聴取するものとし、評価委員会による評価が行われます。

評価委員会による評価は以下のとおりとします。

(3) 評価委員会における評価

評価委員会における評価は、以下の項目について総合的に行います。

肉用牛・酪農重点化枠の取組に係る

- ① 現状水準
 - ② 取組内容、行動計画
 - ③ 目標水準
 - ④ 事業効果、普及性
- 等

(4) 評価の基準

(3) の評価項目についての評価基準は以下のとおりとします。

- ① 現状水準
 - ・ 地域システム構築に向けた現状の取組の積極性
 - ・ 現状の取組の目的や役割分担等の具体性
- ② 取組内容、行動計画
 - ・ 畜産クラスター計画における取組内容の具体性、実現可能性
 - ・ 参画する構成員の役割分担の明確性
- ③ 目標水準
 - ・ 目標水準の適切性
 - ・ 現状水準、取組内容、行動計画を踏まえた目標水準の達成可能性
- ④ 事業効果、普及性
 - ・ 取組の地域への波及効果
 - ・ モデルとしての普及性

3 なお、評価委員会における評価結果に基づき、畜産クラスター計画及び各事業実施計画の見直し・改善の指導をする場合があります。

問8 購入方式での家畜導入について、上限頭数はありますか。

- 1 肉用牛・酪農重点化枠は、生産基盤強化のための優良な地域モデルを構築し、他地域への横展開を図っていくことが重要です。
- 2 地域モデルが早期に構築され、その機能が発揮されるためには、
 - (1) 例えば、CBSでは、農家からCBSに安定的に繁殖牛が預託されるなど、地域農家による地域システムの利用が安定することが必要であること、
 - (2) 家畜の導入を貸付方式に限定した場合、農協の様に一定の資本を有し貸付主体になり得る者に取組が左右されることとなることから、このような貸付主体が不

在の場合であっても、規模拡大を行う中心的な経営体自らが家畜を導入することにより、地域システムの構築を図ることを可能とすることが効果的であることといった理由から、肉用牛・酪農重点化枠に限り、施設整備と一体的な家畜導入を購入方式でも認める要件緩和を講じるものです。

- 3 ただし、畜産クラスター事業は、肉用牛・酪農重点化枠であっても、補助単価や上限頭数については、他の取組と同様に上限（補助単価：妊娠牛27.5万円／頭、繁殖雌牛17.5万円／頭、繁殖用雌豚4万円／頭、上限頭数：50頭）を設けることとします。

問9 施設整備事業で導入した家畜を売却することは可能ですか。

- 1 施設整備事業で導入した家畜については、貸し付け方式か購入方式かのいかんに関わらず財産処分制限がかかります。
- 2 具体的には、耐用年数期間（繁殖雌牛については6年、乳用牛については4年、繁殖用雌豚については3年）は、売却のみならず、補助金交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸し付けや、担保等に供することは、原則、できません。
- 3 このため、処分制限期間内に家畜を売却等した場合には、補助金の返還が求められる場合があります。
- 4 ただし、繁殖機能障害や事故によりやむを得ず売却する必要がある場合には、売却前に都道府県に必ずご相談ください。

問10 支援対象の地域活性化施設（研修施設）とは、具体的にどのような施設ですか。

- 1 肉用牛・酪農重点化枠で構築する地域システムは、地域内の関係者の相互理解の下に運営される必要があります。また、新たな雇用の創出等にもつながる取組であることが期待されます。さらに、優良な地域システムについては、国内の他地域への普及も望まれます。
- 2 このような地域システムの役割に対応するため、
 - (1) 協議会の構成員が研修を行う
 - (2) 新規就農者の創出につながる
 - (3) 他地域からの研修者の受け入れといった取組を行うための施設を対象とします。

3 このため、外国人研修生の宿泊等を目的とした施設は対象になりません。

問11 肉用牛・酪農重点化枠では、複数年度計画の事業は実施可能ですか。

- 1 肉用牛・酪農重点化枠では、複数年度計画（2か年度）の事業計画も承認することは可能です。
- 2 この場合、複数年度の事業計画として認める事業は、肉用牛・酪農重点化枠の取組として位置付けられた施設整備に限ります。

X 中山間地域優先枠

問1 中山間地域優先枠の目的は何ですか。

- 1 畜産・酪農は、中山間地域における基幹産業である一方、小規模な家族経営が主体であることや、地理的に農地等の確保が難しいなど規模拡大等を図る上での成約があります。
- 2 このため、中山間地域での畜産・酪農の営農の維持・拡大を図るとともに、中山間地域における課題解決に有効な取組を後押しするために、中山間地域の条件不利性も考慮した規模拡大要件の緩和等が措置された優先枠を設定したものです。

問2 中山間地域等とは具体的にどのような範囲を指しますか。

中山間地域等とは、以下の11の法律等に定める地域に合致する地域をいいます。

- ① 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規程に基づき公示された特定農山村地域
- ② 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規程に基づき指定された振興山村
- ③ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項の規程に基づき公示された過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規程により過疎地域とみなされる区域を含む。）
- ④ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- ⑤ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- ⑥ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄
- ⑦ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島
- ⑧ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島
- ⑨ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項に基づき指定された特別豪雪地帯
- ⑩ 旧傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く）
- ⑪ 「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付13統計第965号）において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域

問3 具体的にどのような取組が支援対象となりますか。具体的な要件を教えてください。

中山間地域優先枠での支援対象は、次の要件を満たす場合となります。

(1) 対象地域

問2の11地域に合致する地域を対象とします。

(2) 取組内容

①個別経営が施設整備を行う場合

施設整備を行う畜産経営においては、以下のいずれかに該当する取組が行われることが要件となります

ア) 中山間地域等において、放牧に継続的に取り組むこと

イ) 中山間地域等に存する傾斜地や耕作放棄地を活用した飼料生産を行うこと、又はこれらの土地で生産された飼料を継続的に利用すること

ウ) 中山間地域等の耕種農家との間での堆肥の供給、飼料用米、稲わら等の受入れを通じた耕畜連携の取組を行うこと

エ) 自らが生産する畜産物の高付加価値化のための施設整備であること

オ) 哺育育成、繁殖、飼料生産の作業の外部化を行うこと

カ) 後継者が確保されており、当該後継者が5年以内に経営継承等することが確実と見込まれること

キ) 中山間地域等の離農又は経営規模を縮小する畜産経営の家畜、畜舎、飼料畑（放牧地を含む）のいずれかを継承すること（貸借権による利用を含む）

②拠点（共同利用）の施設整備を行う場合

ア) 哺育・育成センターや繁殖センター等、対象地域の農家の家畜の預託を受けるための施設整備であること（利用者の過半が対象地域内に存在すること）

イ) コントラクターやTMRセンター等、中山間地域の飼料基盤を活用した飼料生産を行うための施設整備であること（取り扱う飼料の過半が対象地域内で生産されるものであること）

(3) 事業費の上限

総事業費2億円／件以下とする。

問4 取組を行おうとする地域の中に、中山間地域優先枠の対象となる地域と対象にならない地域が混在している場合、中山間地域優先枠の対象とならない地域も含めて中山間地域優先枠の取組を行うことはできますか。

- 1 中山間地域優先枠では、施設整備を行う畜産農家は「中山間地域」において、放牧等の取組を行うことが要件となっています。
- 2 このことは、中山間地域に存在する畜産農家が施設を整備することにより、傾斜地や耕作放棄地等の条件不利地の有効利用を図ることを目的としているためです。
- 3 このため、中山間地域優先枠による取組の実施や同枠で措置されている要件緩和等は、要件に定められた地域に合致する中山間地域に限定されます。

問5 中山間地域優先枠では、2か年事業はできないのですか。

- 1 2か年度事業が行える枠は、「肉用牛・酪農重点化枠」と「国産チーズ振興枠」の2種類であり、これらの枠は、地域的な規模拡大や分業化体制の構築、チーズ向け原料乳のコスト低減や高品質化といった特定の目的を達成するために設けられています。
- 2 また、目的を達成するのに必要な施設整備、機械導入、実証支援を一体的、かつ、総合的に支援する観点から、各事業計画を一体的に採択するとともに、後年度の予算を担保する仕組みの予算枠です。
- 3 一方で、中山間地域優先枠については、中山間地域で行われる収益力強化の取組を優先的に採択するために、要件の緩和などを適用する予算枠として設けられています。
- 4 このため、枠が設けられた目的、仕組みが異なっていることから、中山間地域優先枠で行う取組を2か年度事業として執行することはできません。

問6 取組のうち、「後継者が確保されており、当該後継者が5年以内に経営継承等することが確実と見込まれること」とは、どのようにして確認するのですか。

- 1 事業実施計画を承認する際に、
 - (1) 後継者の概要
 - ①年齢
 - ②現在の職業、就学状況
 - ③畜産業に携わった経験
 - ④現経営主との関係
 - (2) 継承の方法
 - ①現経営主の元に就農し（ており）、5年以内に独立する
 - ②独立した部門経営を行う
 - (3) 意思の確認
 - ①元に親元就農している
 - ②本人の就農の意思が明らかであることを書面により確認するものとします。

- 2 なお、支援対象となる畜舎等は、1により確認された後継者が所有しているか、現経営主又は農協等から貸与されるものとします。

問7 「後継者の確保」の取組には、全くの新規就農は支援対象とはならないのですか。

- 1 「後継者の確保」の取組は、中山間地域内の既存の畜産の経営資源を着実に引き継ぐことで、中山間地域における生産活動が維持、発展されることを目的としており、全くの新規就農は支援対象とはしていません。
- 2 ただし、新規就農者が第三者である現経営主の元で就農し、経営を継承する場合には支援対象とするほか、全くの新規就農の場合には一般枠等で支援することとしています。

問8 経営移譲が進むような支援がありますか。

- 1 畜産クラスター事業は地域の畜産の収益性向上に向けた地域の自主的な取組を支援する仕組みであるため、地域において経営移譲を進める具体的な取組を協議会で検討していただくことで、取組に必要な施設整備や機械導入が可能です。

- 2 ただし、施設、機械及び農地等の資産を売買で移譲する際の経費や就農前研修費、就農後の所得補償経費等については支援対象となりません。

問9 「中山間地域等の離農又は経営規模を縮小する畜産経営の家畜、畜舎、飼料畑（放牧地を含む）のいずれかを継承する」場合に、畜舎や飼料畑、家畜の購入又は賃貸料は補助対象となりますか。

- 1 畜舎や飼料畑の購入又は賃貸料は、補助対象とはなりませんが、畜舎の補改修の経費及び家畜の購入経費は補助対象となります。
- 2 ただし、家畜の購入経費については、市場を通すか、評価委員会による正当な額を定めることを要するものとします。

問1 飼料畑のみを継承し、畜舎を新築する場合にも補助対象となりますか。

- 1 この場合の畜舎の整備費については、補助対象となります。
- 2 なお、飼料畑の購入経費や賃貸料については、補助対象とはなりません。

問2 中山間地域優先枠の具体的な採択方法を教えてください。

- 1 中山間地域優先枠の採択に当たっては、都道府県が実施する総合評価結果やヒアリングの結果を基に優先順位の高い事業から、優先枠の範囲内で採択します。
- 2 また、中山間地域所得向上支援対策と連携し、整合的な採択を行うため、中山間地域所得向上支援対策を所管する農村振興局の意見を聴取し、特に優先すべき事業については、その中でも優先して採択する予定としています。
- 3 なお、要望額が優先枠の予算額を超え、枠内で割り当てできなかった事業は、一般枠の中で再審査します。

問3 中山間地域優先枠の要件の「地域全体の飼養頭数の伸び率以上の取組」とはどのような取組ですか。要件緩和の内容を教えてください。

- 1 例えば、地域の平均飼養頭数を20頭から22頭に増頭する計画の場合、地域全体の飼養頭数の伸び率は10%になります。
- 2 一方、現在10頭を飼養している者が、施設整備後15頭に増頭する計画の場合、その者の飼養頭数の伸び率は50%となり、地域全体の飼養頭数の伸び率(10%)以上の取組となります。
- 3 このように、地域全体の平均規模以上に規模拡大しなくても、地域全体の飼養頭数の伸び率に対して、施設整備を実施する取組主体の飼養頭数の伸び率が大きい取組である場合には、中山間地域優先枠での施設整備の対象となります。

問4 「地域全体の飼養頭数の伸び率以上の取組」が行われた場合、規模拡大要件について緩和されますが、この場合の「地域」とはどのような範囲を指しますか。

- 1 この場合の「地域」とは、施設整備事業における「地域の平均規模」を取る場合の「地域」とします（Ⅱの問3参照）。
- 2 ただし、施設整備を行う地域をより限定的に捉えることができる場合には、その地域とすることができるものとします。

具体的には、中山間地域優先枠において施設整備を行う農家が所在する集落等を単位として、当該集落等に所在する畜産クラスター協議会の構成員である農家を特定できる場合や当該農家と畜産クラスター計画上の同一の取組に参画する構成員である農家を特定できる場合などには、その構成員の平均の伸び率を算出して用いることもできます。

問5 規模拡大要件が従来の「地域の平均規模以上の増頭」に加え「概ね全国平均規模以上の増頭」が追加され、いずれかを選択できるようになりましたが、中山間地域優先枠については変更がありますか。

中山間地域優先枠に関する規定については、「地域全体の飼養頭数の伸び率以上の取組」から変更はありません。

このため、中山間地域優先枠における「地域全体の飼養頭数の伸び率以上の取組」、一般枠の「地域の平均規模以上の増頭」又は「概ね全国平均規模以上の増頭」の3つから、地域の実情に応じて選択できることとなります。

問6 地域の飼養頭羽数の伸び率がマイナスであり、取組主体の飼養頭羽数の伸び率もマイナスとなる計画の場合、地域の飼養頭羽数の伸び率の減少率よりも小さい場合には支援対象となりますか。

- 1 中山間地域優先枠は、中山間地域における生産活動が維持・発展されることを目的として、優先して支援を行うものです。
- 2 このため、支援の結果、当該中山間地域における畜産業の所得向上が図られ、産業として成り立つことが求められることから、取組主体の伸び率がマイナスの場合については、支援対象になりません。

問7 中山間地域所得向上支援対策との関係を教えてください。

- 1 中山間地域所得向上支援対策は、市町村が策定する中山間地域所得向上計画に基づき、水田の畑地化等の基盤整備、生産・販売等の施設整備等を総合的に支援するものです。
- 2 畜産クラスター事業では、中山間地域所得向上計画を策定していない場合であっても、畜産クラスター事業の中山間地域優先枠の要件を満たせば、枠の中で優先的に採択することとしますが、中山間地域所得向上計画を策定する地域については、中山間地域における施策の整合性を図るため、農林水産省の中山間振興部局（農村振興局）に意見を聴取した上で、特に優先して採択することとします（ただし、畜産クラスター計画が一定水準に満たない場合には、採択できない場合もあります。）。
- 3 また、中山間地域所得向上計画に位置付けられた場合には、関連する他の補助事業を活用して、畜舎周りの鳥獣害防止柵の設置や飼料作物生産拡大のための基盤整備等に取り組める場合があります（ただし、他の補助事業の要件に基づいて事業実施する必要があります。）。
- 4 詳細は、中山間地域所得向上計画の策定主体である市町村等にお問い合わせください。

XI 輸出拡大優先枠

問 1 輸出拡大優先枠の目的は何ですか。

- 1 国産畜産物の輸出の安定的な拡大に資するため生産余力を創出することが重要であり、そのためには、生産量の拡大の他、輸出する際の諸条件等に対応できる畜産物の生産が必要です。
- 2 このため、輸出拡大に必要な生産基盤の整備や、輸出拡大に向けた畜産クラスター協議会の取組を支援することを目的としています。

問 2 具体的にどのような取組が支援対象となりますか。

輸出拡大優先枠においては、以下の要件を満たす畜産クラスター協議会の構成員が行う生産量の拡大や輸出に対応した生産基盤の整備のための施設整備を支援します。

- (1) 協議会の構成員に輸出に取り組む事業者が含まれていること
- (2) 安定的な輸出を確保するための生産余力を創出するため、輸出計画を踏まえた生産拡大計画を有すること
- (3) 生産する畜産物の輸出に当たって、畜種別統一ロゴマーク等を活用する計画を有すること

問 3 輸出拡大優先枠の具体的な要件を教えてください。

具体的な要件は以下のとおりです。

- (1) 協議会の構成員に含まれる「輸出に取り組む事業者」とは、
畜産物（牛肉・豚肉・鶏肉・鶏卵・牛乳及びその加工品）に係る輸出実績を有する、又は、その体制、事業内容から、継続的な輸出が行われると見込まれる企業、農業者が組織する団体、生産者等であって、事業実施の翌年度から5年間は、協議会の畜産物生産に対して、輸出事業者の観点から助言を行うことができる者をいいます。
- (2) 「輸出計画」とは、
輸出に取り組む事業者が策定する輸出の相手国、数量等、輸出に向けた将来の目標が記載された任意の計画であり、畜産クラスター協議会と共有されている計画をいいます。

(3) 「生産拡大計画」とは、

輸出計画を踏まえて、安定的な輸出の確保に資するための「生産数量の拡大」、
「輸出条件に合った生産方法の確保」について記載された計画であり、畜産クラスター計画への記載を持って代えることができます。

(4) 「畜種別統一ロゴマーク等の活用計画」とは、

(2) の「輸出計画」に畜種別統一ロゴマークを活用する計画をいいます。

問 4 輸出拡大優先枠の具体的な採択方法を教えてください。

- 1 都道府県が実施した総合評価結果を踏まえ、一定の水準にある計画について、優先枠の範囲内で優先採択をします。
- 2 このため、総合評価結果が低い場合には、採択されない場合もあります。
- 3 なお、要望額が優先枠の予算額を超える場合には、枠内で割り当てできなかった事業について、一般枠の中で再審査します。

問 5 輸出拡大優先枠で採択された取組主体が生産した畜産物は、必ず輸出されることが必要ですか。

- 1 輸出拡大優先枠の目的は、輸出の安定的な拡大に資する生産余力を創出することにあります。
- 2 このため、事業を実施した畜産経営で生産された畜産物が輸出されなかったとしても、要件を満たさないことにはなりません。
- 3 しかしながら、協議会として生産拡大がなされず、輸出計画との整合性が図られていない場合には、改善を指導することとなります。

問 6 輸出業者が協議会の構成員から外れた場合、補助金返還になりますか。

- 1 輸出に取り組む事業者は、事業実施後 5 年間は、協議会の畜産物生産に対して、輸出事業者の観点から助言を行うことができる者でなければなりません。
- 2 このため、事業実施後 5 年を経過しないうちに、輸出事業者が協議会構成員から

離脱し、輸出につながる取組が行われなくなった場合には、要件を満たさなくなる
ことになり、補助金返還を求める場合もあります。

問 7 輸出計画通りの輸出がなされない場合、補助金返還になりますか。

- 1 輸出の実現に当たっては、相手国の需要や動物検疫の問題等、多くの課題をクリアする必要があります。このため、やむを得ず輸出計画通りの輸出がなされない場合であれば、成果報告の際にその理由等を示していただくこととなります。
- 2 ただし、輸出に向けた取組が全くなされていないなど、適切な事業執行が行われていないと判断された場合には補助金返還を求める場合もあります。

問 8 輸出拡大優先枠の畜産物輸出コンソーシアムの取組との連携とはどのような取組ですか。

- 1 輸出に取り組む協議会については、※畜産物輸出コンソーシアム（以下、「コンソーシアム」という。）が作成した輸出に取り組む計画と連携した生産計画を畜産クラスター協議会が作成し、生産計画に基づいた畜産物生産に取り組む場合に、取組に必要となる施設について整備を支援する仕組みです。このことは、事業実施の輸出拡大優先枠の要件である、
 - ① 畜産クラスター協議会に参加する輸出に取り組む事業者が参加する
 - ② 輸出に取り組む事業者が輸出の計画を作成する
 - ③ 畜産クラスター協議会が輸出の計画に基づいた生産計画を作成するの①がコンソーシアムとの連携、②がコンソーシアムが作成した輸出に取り組む計画に読み替えが可能となる仕組みです。
- 2 また、上記の仕組みを活用して、輸出向けの肥育牛の生産に取り組む協議会と子牛生産に取り組む協議会が連携する場合は、子牛生産に取り組む協議会が両協議会間の連携した生産体制を構築（コンソーシアムも関与）、肥育地帯のニーズに対応した子牛の生産計画の作成、生産計画に基づいた子牛生産に取り組むことで、子牛生産に取り組む協議会も輸出拡大優先枠を活用することが可能となりました。

※ 畜産物輸出コンソーシアムとは、生産者、食肉処理施設等、輸出事業者が連携し、生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る体制。

問9 畜産物輸出コンソーシアムとの連携とはどのような取組がありますか。

畜産クラスター事業は、地域を取組を支援するものであることから、地域により事情が異なるため、具体的な連携の形態を示していませんが、例として、

- ① コンソーシアムの輸出に取り組む計画と肥育牛の生産を主たる目的とするクラスター協議会の生産拡大計画が連動（連携）して、地域単位で肥育牛を増頭する取組
 - ② 肉用子牛の生産を主たる目的とするクラスター協議会又は、肥育牛生産を主たる目的とするクラスター協議会が、輸出向けの肥育牛の生産拡大を図るために、地域内一貫体制を構築する取組
- コンソーシアム、肉用子牛の生産地帯のクラスター協議会、肥育牛の生産地帯のクラスター協議会の三者連携により、
- ③ 肉用子牛の生産を主たる目的とするクラスター協議会が肥育牛の生産を主たる目的とするクラスター協議会に対し、肥育素牛の供給を拡大する計画（生産拡大計画）に基づいた取組を行う場合
 - ④ 肉用子牛の生産を主たる目的とするクラスター協議会が肥育牛の生産を主たる目的とするクラスター協議会で広域的な一貫体制を構築する取組
- 等を想定しております。

問10 畜産クラスター協議会の中心的な経営体であって、協議会の取組とは別に輸出コンソーシアムに参加している場合、輸出拡大優先枠の支援対象になりますか。

輸出力を強化するためには、産地の育成や生産力の強化が図られることが重要です。また、畜産クラスター事業は、地域単位での取り組みを支援する事業の仕組みであることから、畜産クラスター協議会に参加する輸出に取り組む事業者が参加することや、畜産クラスター協議会が輸出の計画に基づいた生産計画を作成する等、地域を取組として行うことを要件としています。このため、個人だけでなく、農家集団であっても畜産物輸出コンソーシアムに参加しただけでは、協議会の取組ではないので、畜産クラスター事業の輸出拡大枠の対象になりません。

※ 畜産クラスター事業は、地域を取組を支援するものであり、クラスター計画に位置付けられた取組でなければ、支援対象になりません。

問11 畜産物輸出コンソーシアムとの連携は肉用牛以外の畜種は対象にならないのですか。

- 1 輸出コンソーシアムとの連携については、肉用牛のみを対象としています。
- 2 これは、肉用牛の生産を拡大し、輸出する牛肉を増やすためには、輸出コンソーシアムと直接的な繋がりのない肉用子牛生産地帯との連携が必要となりますが、現行の輸出拡大優先枠においては、輸出事業者が協議会に参画するなどの要件があることから、かなり広範囲の協議会体制を構築する必要がありました。このため、協議会間の連携でも輸出拡大の取組を優先的に推進できるようにしたものです。
- 3 一方、他の品目については、肉用牛生産のように繁殖、肥育が分かれているわけでは無いため、現行の仕組みを利用することが可能と考えています。

問12 雛等の供給は輸出拡大優先枠における肉用子牛の供給と同じ解釈とすることができますか。

- 1 畜産クラスター事業における輸出への取組については、輸出力を強化するための産地の育成や生産基盤の強化を図ることを目的としております。
- 2 一方で、雛の供給については、1 経営体から広範囲の養鶏農家に雛を供給するのが一般的であり、地域単位で連携する取組とは言い難いため、肉用子牛の供給と同様に扱うことは困難です。

XII 国産チーズ振興枠

問 1 国産チーズ振興枠ではどのような取組が支援対象となりますか。

国産チーズ振興枠は、原料乳のコスト低減や高品質化のための取組の強化を推進することを目的としており、

- ① チーズ製造業者と酪農経営が一体となった取組に必要な、施設整備、機械導入及び実証支援の一体的支援枠
- ② チーズ向け原料乳供給酪農経営の取組に必要な機械導入の支援枠を設けています。

問 2 国産チーズ振興枠の高品質化要件について、既に乳質に関する基準の基準 1 及び基準 2 とともにクリアしている場合、支援対象となりますか。

- 1 高品質化要件は、国産チーズの競争力強化を図るため、生乳の高品質化を目指す取組を支援するために設けたものであり、施設整備を通じた取組により、生乳の品質が向上することが求められます。
- 2 現時点において乳質に関する基準をクリアしているということは、現状の施設やその施設内で行われている取組により、基準を超える生乳の生産が可能となっていることから、現状の水準を維持するだけでは、施設整備を支援する必要性に乏しいこととなります。
- 3 このため、現状で高品質化要件に係る乳質に関する基準をクリアしている場合は、基準のうち、いずれかの項目の更なる改善が図られる目標が設定され、その改善目標について相当の理由が認められる取組であることが必要です。
- 4 なお、規模拡大や生産効率向上が図られる取組の場合にあっては、規模拡大要件や生産効率向上要件を適用することで支援対象となることは可能です。

問 3 国産チーズ振興枠に取り組む場合、高品質化のための目標設定は必須ですか。

- 1 国産チーズ振興枠では、①増頭要件、②生産効率向上要件、③高品質化要件のいずれかを選択する仕組みとなっています。
- 2 このため、①増頭要件又は②生産効率向上要件を選択した場合、高品質化のための目標設定は不要です。

- 3 ただし、チーズメーカー等の参画や乳質改善、生産コスト低減等のための実証支援事業の実施といった本振興枠に係る要件について満たす必要があります。

問4 国産チーズ振興枠で、アイスクリームやバターなど他の乳製品を製造するための施設は支援対象になりますか（例えば、アイスクリームの製造施設だけを整備することは可能でしょうか）。

- 1 取組主体がチーズの生産とあわせてその他の乳製品を生産するなど、国産チーズ振興の為の取組に必要な施設として畜産クラスター計画に位置付けられる場合は、チーズ振興枠で一体的に整備することが可能です。
- 2 アイスクリームの製造施設だけを整備する取組主体の場合、チーズ振興のための取組として位置付けることが困難であると考えられますが、例えば、既にチーズ製造を行っており、乳製品の生産拡大を行うために高品質な生乳生産を拡大し、既存のチーズ製造と新規のアイスクリーム製造を並行して行う場合などには、支援対象となる場合もあります。

問5 国産チーズ振興枠では、協議会の構成員に乳業メーカー等の参画を要件としていますが、公正な生乳取引の観点で問題はないですか。

- 1 国産チーズ振興枠は、国産チーズ等の競争力を高めるとともに、その需要を確保し、将来にわたって安定的に国産チーズ等の生産に取り組めるようにし、また、原料面での原料乳の低コスト化・高品質化の取組強化、製造面でのコスト低減と品質向上・ブランド化等を推進するための取組に支援するものです。
- 2 この目的を達成するため、チーズ製造を行うための知見と実績を有している乳業メーカーやチーズ工房等が畜産クラスター協議会の構成員として、生乳生産の技術的な指導・助言などを行う立場として参画することを想定しています。
- 3 このため、乳業メーカーが構成員のメンバーとして参画する場合には、公正な取引を阻害する恐れがある行為や、生産者等への過剰な関与を防止する観点から、畜産クラスター計画において、国産チーズ振興枠としての取組ごとに、乳業メーカーの構成員としての役割を明確に位置付けることが適切です。

問 6 国産チーズ振興枠のうち、チーズ製造業者と一体の取組において機械導入を行う者は実証支援の実施が必須となっていますが、導入する機械は実証支援の内容に合致したものである必要はありますか。

1 国産チーズ振興枠は、原料乳のコスト低減や高品質化のために、チーズ製造業者と酪農経営が一体となった取組又は、チーズ向け原料乳の供給を行う酪農経営の取組の支援を目的としており、効果的な実施のために、施設整備、機械導入、実証支援が一体的に取り組むことができる仕組みとなっています。

2 このため、同枠により整備した施設や導入した機械が、チーズ向け原料乳生産コストの低減や高品質化にどのように関連し、その効果がどの程度発現したかを的確に把握する必要があることから、同枠を利用する場合は、クラスター協議会による実証支援の実施が要件となっております。

また、施設整備を行う取組主体、機械導入を行う取組主体については、クラスター協議会が実施する実証支援に参加する必要があります。

3 従って、事業効果を検証する上で、実証支援により得られたデータを活用することが国産チーズ振興枠の取組として畜産クラスター計画の目的、取組内容、行動計画及び期待される効果に盛り込まれていなければ補助の対象になりません。

問 7 国産チーズ振興枠に取り組む場合に参画するチーズ製造業者等は、協議会の取組の範囲の中で、チーズ製造を行っている必要がありますか。

1 協議会に参画するチーズ製造業者の職員等については、本社、支社、工場、研究所等の所属のいかんを問わず、自社が求めるチーズ向け生乳の品質について、適切な指導、助言等を行うことができる知見を有する者とします。

2 このため、必ずしも協議会が活動する地域内にチーズを製造するための工場や工房がなくても構いません。

問 8 国産チーズ振興枠のうち、「原料乳生産酪農経営の取組」においては、チーズ向け原料乳を供給していることをどのように確認するのですか。

1 「原料乳生産酪農経営の取組」支援枠においては、チーズ工房との契約に基づきチーズ向け原料乳の供給を行う酪農経営及び自らチーズ工房を営む酪農経営が行う、コスト低減や高品質化のための機械導入を支援します。

- 2 このため、チーズ向け原料乳の供給をしていることの確認は、
- ① チーズ工房との契約に基づきチーズ向け原料乳の供給を行っている場合は、原料乳の供給を行っていることを示すチーズ工房との契約書の写し
 - ② 自らチーズ生産を行っている場合は、食品衛生法に基づく営業許可（乳製品製造業（チーズ製造））の写し
- を事業参加申請書に添付することによって行うこととしています。

問9 「チーズ製造業者と一体の取組」を行う場合、複数年度での施設整備は可能ですか。

- 1 国産チーズ振興枠のうち「チーズ製造業者と一体の取組」については、複数年度計画での施設整備も認めることとしています（各施設の整備は単年度計画で実施）。
- 2 ただし、平成30年度補正予算では、国産チーズ振興枠の予算のうち50億円が公債対象経費として措置されたため、施設整備については公債対象経費（一般予算）から執行することとなり、複数年度計画の2年度目の計画分については、2年度目の交付申請時の予算措置状況等を考慮した上で、一般予算又は基金のいずれかから支援をすることとなります。
- 3 なお、施設整備事業については、複数の施設を整備する必要があり複数年度計画で整備をする場合であっても、各施設の整備は単年度計画で実施することとなっており、かつ、毎年度交付申請を行う仕組みであることから、毎年度手続きをしていただくこととなりますが、一般予算又は基金のどちらから支援を行う場合であっても、協議会段階での基本的な手続きに変わりはありません。

XIII 環境優先枠

問1 環境優先枠の目的は何ですか

- 1 畜産経営が発展するためには、家畜排せつ物の利用の促進を図る必要があります。また、混住化の進展による周辺住民の苦情問題の深刻化や、環境規制の強化も懸念されます
- 2 このため、家畜排せつ物の適切な処理と畜産環境対策の取組を推進することを目的に、優先枠として設定されたものです。

問2 具体的にどのような取組が支援対象となりますか。具体的な要件を教えてください。

環境優先枠での支援対象は、次の要件を満たす場合です。

(1) 対象施設

- ① 個別経営が行う、家畜排せつ物処理施設の整備又は補改修※
 - ② 地方公共団体が行う、共同利用家畜排せつ物処理施設の整備又は補改修※
- ※補改修は、処理能力向上のための増設・改修に限り、更新や単なる補修は対象になりません。

(2) 取組内容

施設整備を行う取組主体において、以下のいずれかの取組を行なうこと。

- ① 堆肥等の地域内利用の推進
例：自給飼料の生産拡大による経営内利用の推進、耕畜連携による堆肥利用拡大の推進、コントラクター等の外部支援組織の活用による堆肥散布作業の軽減 等
- ② 堆肥等の広域流通の推進
例：広域流通に適した形態に加工する取組、広域流通拡大のため堆肥の保管及び流通経費削減を図る取組、堆肥成分の分析結果をインターネット等で情報発信しより多くの需用者に情報提供する取組 等
- ③ 堆肥等の品質向上の推進
例：堆肥等の肥料成分の安定・向上を図るために適時の発酵処理をする取組、堆肥を含む普通肥料の製造の取組、固液分離後に液状分を確実に曝気してすき混む取組 等
- ④ 環境負荷低減
例：悪臭の発生防止及び低減、水質汚濁の発生防止及び低減、害虫の発生防止 等

(3) 取組要件

- ① 個別経営にあっては、地域の平均規模以上に規模拡大すること
- ② 地方公共団体が取組主体になる場合にあっては、地域全体で飼養頭羽数の増加を図ること。

(4) 成果目標

- ① 個別経営にあっては、以下のいずれかの成果目標を設定すること。
 - ア) 販売額の 10%以上の増加
 - イ) 生産コストの 10%以上の削減
 - ウ) 農業所得又は営業利益の 10%以上の増加
- ② 地方公共団体が取組主体になる場合にあっては、施設を利用する畜産経営の家畜排せつ物処理費用について 10%以上削減を図ること。

問3 環境優先枠の具体的な採択方法を教えてください。

- 1 都道府県が実施した総合評価結果を踏まえ、一定の水準にある事業計画について、環境優先枠の範囲内で優先採択をします。
- 2 このため、総合評価結果が低い場合、採択されない場合もあります。
- 3 なお、要望額が優先枠の予算額を超える場合、枠内で割当ができなかった事業計画について、一般枠の中で再審査します。

問4 環境優先枠では、補助対象として新たに追加された施設等がありますか。

環境優先枠は、家畜排せつ物処理施設単独で整備を行う事業計画を優先的に採択するための予算割当の仕組みとなりますので、補助対象として新たに追加された施設等はありません。

問5 環境優先枠では発電施設等も対象となりますか。

- 1 補助事業の対象となる附帯設備については、飼養管理等基本的な生産工程に直接的に関わる設備に限定されています。
- 2 発電施設は生産工程との直接的な関係が成立しないこと、家畜排せつ物処理施設とは言えないことから、補助の対象になりません。

問6 家畜排せつ物処理施設と畜舎を合わせて整備する場合、環境優先枠の対象になりますか。

- 1 環境優先枠の対象は、家畜排せつ物処理施設のための整備又は補改修に限ります。
- 2 家畜排せつ物処理施設と畜舎を合わせて整備する場合には、環境優先枠以外での事業の実施を検討してください。

問7 パーラー排水の処理施設も対象となりますか。

- 1 補助事業の対象となる附帯設備については、飼養管理等基本的な生産工程に直接的に関わる設備に限定されています。
- 2 パーラー排水の処理施設は生産工程との直接的に関係するパーラーの附帯設備であるため、排水の処理施設単独では生産工程に直接的に関係するとは言い難い設備です。
- 3 このため、パーラーと一体的に整備することは可能ですが、単独で整備する場合は補助の対象になりません。

問8 地方公共団体が取組主体になる場合、整備した施設を貸し付けなくてもよいのですか。

環境優先枠で地方公共団体が共同利用家畜排せつ物処理施設を整備する場合には、地方公共団体が自ら管理・運営する施設の整備を行うことができます。

問9 環境優先枠で共同利用家畜排せつ物処理施設を整備することが出来る取組主体は地方公共団体とされていますが、地方公共団体から施設の管理を受託している者が取組主体となることは可能ですか。

- 1 環境優先枠に限り、公共性の観点から地方公共団体が運営する施設についても補助の対象としているものであるため、地方公共団体が所有する施設（所有を予定する施設）を地方公共団体が整備することとなります。
- 2 このため、地方公共団体以外の者は施設の所有者ではないため取組主体になるこ

とはできません。

問10 中山間地域で家畜排せつ物処理施設を整備する場合であっても、規模拡大の要件は緩和されないのですか。

- 1 環境優先枠で取り組む場合には、規模拡大要件の緩和はありません。（問2参照）
- 2 ただし、施設を整備する地域が中山間地域に該当する場合であって、中山間地域優先枠の取組として事業を実施する場合には、規模拡大要件の緩和※が適用されます。
- 3 このため、規模拡大要件の緩和の適用を希望する場合には、中山間地域優先枠での事業の実施を検討してください。

※事業実施する地域における規模拡大率（飼養規模の平均増加率）以上に経営規模を拡大すること。（X 中山間地域優先枠 問12参照）

問11 環境優先枠で取り組む場合、成果目標は緩和されないのですか。

畜産クラスター事業は、収益性の向上を目的として実施する事業であることから、環境優先枠で取り組む場合であっても、他の優先枠と同様の収益性向上に係る成果目標の設定が必要です。

問12 地方公共団体が共同利用家畜排せつ物処理施設を整備する際の成果目標については、地域の飼養頭羽数増加と施設利用者の処理費用の低下の2つの目標をクリアしなければならないのですか。

- 1 地方公共団体については、家畜を飼養していないため家畜排せつ物処理施設を整備しても増頭効果が得られないことから、設定する成果目標は地方自治体得るものとはせずに、施設利用者が得られる効果である「施設利用者の処理費用の低下」を特例として設けたところです。
- 2 また、飼養頭羽数増加は要件であることから、共同利用家畜排せつ物処理施設整備する場合は、畜産クラスター協議会の構成員の畜産経営から排泄される家畜排せつ物を一括で処理することにより、地域全体で飼養頭羽数を拡大する必要があるため、2つの目標をクリアすることとなります。

問13　すでにクラスター事業を活用して畜舎を整備しましたが、その時の成果目標で堆肥処理施設を追加で整備することは可能ですか。

環境優先枠を活用する場合は、環境優先枠の取組や成果目標に沿う必要があることと、前回の成果目標は当時整備した施設に関連するものであるため、新たに堆肥処理施設を整備することにより得られる成果に基づき新たな成果目標を設定する必要があります。

問14　地方公共団体が取組主体になる場合、「施設を利用する畜産経営の家畜排せつ物処理費用について10%以上削減」を成果目標として設定することとされていますが、畜産経営の家畜排せつ物処理費用はどのように算出すれば良いのですか。

当該施設の利用が予定される畜産経営の家畜排せつ物処理費用から算出する方法や、地域の代表的な家畜排せつ物処理費用を基に、当該施設の利用が予定される畜産経営の経営規模等に応じて算出する方法など、事業を実施する地方公共団体において適切な方法で算出してください。

XIV 畜産経営基盤継承支援事業

【事業の実施】

問1 基本的な事業の仕組みについて教えてください。

畜産経営基盤継承支援事業は、後継者不在経営体の経営基盤を概ね5年以内に第三者に継承することを目的としており、後継者不在経営体の経営基盤である畜舎等の生産施設を改修し、家畜を第三者である新規就農者や地域の担い手が譲り受ける取組を支援するものとなっております。

具体的な支援内容は、

- ① 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）の規定を準用した、後継者不在経営体が行う施設改修
 - ② 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）による機械導入
 - ③ 畜産クラスター協議会が行う継承に必要な調整
- について、①及び②は1／2以内、③は定額で補助する仕組みとなっております。

問2 事業要件について教えてください。

畜産経営基盤継承支援事業で補助対象となる後継者不在経営体については、畜産クラスター計画に中心的経営体と同様に位置づけられる必要があり、経営継承に向けた取組や期待される効果等について明記する必要があります。

また、規模拡大要件はありませんが、施設の改修を行うことにより生産性の向上等が見込まれることから、生産量の10%以上又は販売額の10%以上の向上という成果目標の設定が必要となります。

なお、畜産クラスター計画には、改修された施設等を継承する者、継承者の取組や役割等について明記する必要があります。

問3 親子継承の場合も事業の活用が可能ですか。（例えば、経営者の子供が就職したため、後継者が不在状態ですが、将来、子が現在の仕事を退職してから経営を引き継ぐ可能性がある場合の考え方について）

畜産経営基盤継承支援事業は、後継者不在経営体が第三者に経営基盤を継承することを目的としているため、親子継承は事業の対象となりません。

また、経営継承者は事業実施前に畜産クラスター計画に明記することとなりますので、確実性のない見込みの第三者では事業実施はできません。

問4 畜産経営基盤継承支援事業を活用する後継者不在経営体には、年齢制限がありますか。

制限は設けていませんが、畜産クラスター事業における施設整備事業の場合は、整備した施設の耐用年数までの経営が可能と判断できる経営体として、50才代程度の方までを事業の対象としていることから、経営移譲を前提とする当事業の場合、60才代以上の方を事業の対象者として想定しています。

なお、経営者の事情によっては、若年での離農が計画されている場合もあり得るため、その場合の事業の活用も可能です。

問5 第三者の定義について教えてください。

畜産経営基盤継承支援事業における第三者とは、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）で定義されている「家族」以外の者となります。

具体的には、経営者の親、子、兄弟姉妹、配偶者が該当し、孫、甥、姪、叔父、叔母等については第三者の扱いとなります。

また、継承された経営基盤が将来的に継続して活用されることが重要であることから、経営継承者は畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）の取組主体の年齢等の規定に準じてください。

問6 経営継承者は新規就農者や地域の担い手などの個人農家に限定されますか。

本事業では、法人経営ではない家族経営等が所有する中小規模の畜舎等の第三者継承を想定しているため、経営継承者については、

- ①新規就農者
- ②後継者不在経営体で雇用されている従業員（地域の担い手）
- ③畜産に従事している者で独立を希望する者（地域の担い手）
- ④規模拡大を希望する地域の個人経営者（地域の担い手）

等を想定しています。

問7 後継者不在経営体と経営継承者との間で経営継承に関する契約等は必要ですか。

後継者不在経営体と経営継承者との間で交わす契約等については、民々の契約行為であり、また、これらの行為に対する補助対象経費がないことから、事業の要件とはしていません。

問8 クラスタ計画に後継者不在経営体として明記するに当たり、後継者不在経営体が第三者継承を行うこと及び経営継承者が経営を継承することについての確約が必要ですか。

改修した施設を継承する者が見込まれない状況で施設を整備することはできません。このため、本事業の実施に係る畜産クラスタ計画の策定（改定）にあたっては、後継者不在経営体と経営継承者両者の合意が必要となります。

具体的な合意形成の手順例として、

- ① 畜産クラスタ協議会が経営継承を希望する者に対し、第三者の経営を継承する意思と希望する条件を書面により確認
- ② 畜産クラスタ協議会が、将来の経営移譲を希望する後継者不在経営体に対し、第三者に譲渡する意思と希望する条件を書面により確認
- ③ 経営継承希望者のニーズに基づき後継者不在経営体とマッチング
- ④ マッチングできた後継者不在経営体と畜産クラスタ協議会との間、経営継承者と畜産クラスタ協議会との間で、将来の経営継承についての同意や時期等を書面により確認（同意書等の作成）

を行った上で畜産クラスタ計画に両者を明記して頂くこととなります。

なお、後継者不在経営体等と畜産クラスタ協議会が交わす同意書等の作成等を司法書士等に依頼する際の経費については、補助対象となります。

問9 後継者不在経営体が施設の改修を行うこととなりますが、耐用年数より短い概ね5年以内に経営を中止することになります。この場合、特別な費用対効果算出を行う必要がありますか。

後継者不在経営体が経営を中止しても、経営継承者が改修した施設等を活用して経営を行うこととなり、施設活用の連続性が保たれることから、特別な費用対効果を算出する必要はありません。

施設を補改修する場合、費用対効果の算出に必要な総合耐用年数の算出については、「耐用年数の摘要等に関する取扱通達（昭和45年5月25日付け国税庁長官通達）」を基とすることになります。

なお、費用対効果の算出方法については、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）と同様に、強い農業・担い手づくり総合支援交付金の費用対効果分析手法に準じて算出してください。

問10 畜産経営基盤継承支援事業は将来経営移譲を予定している農家が対象となりますが、事業要件で経営継承時期が概ね5年後と定められていることから、10年後に移譲を予定する農家は補助事業が使えないのでしょうか。

事業を実施するに当たっては、施設を整備する後継者不在経営体と経営基盤を継承する経営継承者を畜産クラスター計画に明記することとなっております。

このため、畜産クラスター計画に明記される時点で、経営継承者は5年以内の継承を前提とするため、初めから、5年以上の経営継続を予定する農家が本事業を活用することは出来ません。

ただし、後継者不在経営体が、将来の離農を前提とし、事業実施後概ね5年以内に経営継承者との共同経営に移行するなどの段階的な継承を計画する場合は実施可能ですが、この場合は、経営継承者に施設の一部又は全部を登記により継承し、5年程度の期間内に継承を完了してください。

問11 法人経営であっても後継者不在経営体として事業を活用できますか。

法人経営の場合は、基本的に法人の役員、社員等の中から後継者を確保する又は、新たに社員として迎え入れることで事業の継承が可能であるため、本事業を活用することはできません。

ただし、法人組織を解散する場合は、本事業を活用することが可能です。

問12 法人経営が経営継承者になれますか。

法人経営による経営継承について排除していません。

ただし、法人が経営基盤を継承する場合は、畜産クラスター協議会が後継者不在経営体や経営継承者との調整に必要な測量、権利調整、分筆による登記等に要する経費について補助の対象となりますが、施設の改修については、規模拡大に繋がることから、経営継承者が生産基盤を取得後に、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）で実施することとなります。

問13 法人経営の社員が農場長等として、後継者不在経営体の経営基盤を継承する場合は補助の対象となりますか。

経営継承者が自営せず、社員のまま農場長として農場を継承する場合は、法人経営が経営継承することと変わらないため、「法人経営が経営継承者になれますか」の考え方と同じ考え方になります。

問14 畜産経営基盤継承支援事業の実施における畜産クラスター協議会の役割と責任について教えてください。

畜産クラスター協議会の役割としては、後継者不在経営体が整備した経営基盤が確実に継承されるよう、畜産クラスター計画に掲げた後継者不在経営体及び経営継承者の取組の達成に向けた進捗管理が主なものとなります。

このため、後継者不在経営体と経営継承者からの同意については、確実に行うよう努めてください。

また、畜産クラスター協議会は補助金の交付先となるため、事業目的が達せられない場合や、補助金の不適切な支出等が認められた場合は、畜産クラスター協議会が補助金の返還義務を負うこととなります。

問15 後継者不在経営体が経営継承を行わなかった場合はどうなりますか。

事業目的が達せられないため、補助金返還となる可能性があります。

問16 経営継承は概ね5年以内とありますが、経営継承時期の延長は可能ですか。

畜産クラスター計画に経営継承者として位置付けられていた者が死亡したり、病気になるなど、後継者不在経営体の責に帰すべき事由でない場合は、経営継承者の変更や継承時期の延長等が可能です。

ただし、この場合は、畜産クラスター計画を変更し、取組状況報告書により具体的な対応を国に報告することとなります。

問17 経営継承者を変更できる場合について詳しく教えてください。

経営継承者を変更できる場合の具体的例としては、経営継承者として位置付けられていた者が

- ① 亡くなった。又は、健康上の理由等で就農できなくなった
- ② 他の後継者不在経営体の施設を継承することとなった（継承者どうしの入れ替え）

等の畜産クラスター協議会がやむを得ないと判断した場合です。

なお、後継者不在経営体側の事情による経営継承者の変更は想定していませんので、仮にそのような対応が必要となる場合については、事前に地方農政局等に相談してください。

問18 経営継承者を変更する場合の手順等について教えてください。

急な事情の変化により予定していた経営継承者が不在となった場合、畜産クラスター協議会は、新たな経営継承者を確保する必要がありますが、後継者不在経営体と新たな経営継承者（候補）とのマッチングやクラスター計画の変更等を行わなければならないため、継承時期が後ろ倒しとなることが予想されます。

このため、後継者不在経営体と新たな経営継承者との調整に時間を要して、概ね5年以内の経営継承が難しくなる場合には、後継者不在経営体又は新たな経営継承者が畜産クラスター協議会に報告してください。

また、畜産クラスター協議会は、取組状況報告書により変更理由を国に報告するとともに、クラスター計画に位置付けた経営継承者以外にも、経営継承者の候補者確保に努めてください。

問19 経営継承者の都合により、概ね5年以内の完全な経営継承が難しくなった場合はどうすればよいですか。

後継者不在経営体の責に帰すべき事由によらない場合は、

- ① 後継者不在経営体が将来の完全な経営移譲を前提として、後継者不在経営体と経営継承者との共同経営に移行
 - ② 経営継承者が将来の経営基盤の取得を前提とし、後継者不在経営体と経営継承者間での経営基盤の賃貸借契約の締結
- 等による段階的な継承を行ってください。

ただし、段階的な譲渡の場合は、その後、5年程度の期間内に継承を完了させてください。

問20 生産量又は販売額の10%以上の増加という目標達成については、経営継承者も取り組まなければなりません。

生産性の向上等の目標については、基本的に施設を整備した者が取り組む目標であることから、経営継承者が取り組む義務はありません。

問21 経営継承した施設での経営は何年間行わなければなりません。（継承後数年で離農した場合はどうなりますか）

経営する期間について規定を定めていませんが、経営を継承した者が、長期的に営農し発展していくことが重要であるため、短期間での離農は望ましくありません。

仮に、やむを得ない事情により離農する場合は、補助金交付要綱に定められた補助

金の交付規定等に基づいて、財産処分手続きや補助金返還手続き等を行ってください。

【補助対象等について】

問22 畜産経営基盤継承支援事業で行う新規就農支援と畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）で実施されている新規就農者への支援との違いについて教えてください。

畜産経営基盤継承支援事業で行う新規就農支援は、畜産クラスター協議会の取組として、後継者不在経営体が現在経営に使用している施設を自ら改修し、概ね5年以内に経営継承者に譲渡する場合、畜産クラスター協議会（後継者不在経営体）に改修費の補助を行うものです。

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）の場合は、畜産クラスター協議会（構成員も可）が整備する新築畜舎や改修した遊休施設を新規就農者や地域の担い手に貸し付ける場合、畜産クラスター協議会に整備費の補助を行います。

問23 畜産経営基盤継承支援事業で機械を導入することができますか。

機械導入については、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）で行うこととなります。

ただし、後継者不在経営体が経営継承を目的として機械導入を行う場合は、畜産経営基盤継承支援事業で行う後継者不在経営体が行う施設整備と一体的な機械導入となりますので、機械だけの導入はできません。

なお、機械導入事業は規模拡大を要件としていないため、生産性向上を目的とした機械導入を希望する場合は、通常の機械導入事業を活用することが可能です。

問24 後継者不在経営体が行える施設整備は改修だけですか。

畜産経営基盤継承支援事業は、後継者不在経営体が整備した施設等を概ね5年以内に第三者に継承することとしているため、後継者不在経営体が長期にわたり施設を使用することは想定しておりません。

また、継承者が後継者不在経営体から施設等を取得する際の負担を小さくするため、基本は既存施設の改修となりますが、増築等も可能です。

なお、改修の内容については、畜産・酪農収益力強化整備等と特別対策事業（施設整備事業）に準拠しており、増頭や飼養管理の改善等を目的とした増築、自動給餌機、搾乳施設の機能強化に係る改修やこれらと一体的に行う補修であり、単純更新や単なる修繕だけでは補助の対象とはなりません。

問25 経営継承者（新規就農者や地域の担い手）に対する支援は何がありますか。

畜産経営基盤継承支援事業は後継者不在経営体が整備した施設等を概ね5年以内に第三者に継承する取組を支援することにより、経営継承者が施設の改修等を必要としない、直ちに使用可能な畜舎等や家畜を取得することで、経営の早期自立が可能となることが事業の効果となります。

このため、経営継承者に対して、直接的な支援はありませんが、経営基盤の取得後に必要となる改修費用等の低減や施設取得の際の交渉等に要する労力の削減等において間接的に支援を受ける形となります。

問26 後継者不在経営体から継承された畜舎等を経営継承者が再度、改修する場合は補助の対象となりますか。

通常のクラスター事業を活用して、整備することが可能です。

ただし、前所有者の改修により、耐用年数が残っている場合がありますので、その場合は、財産処分手続き（補助金の一部返還）等が必要となります。

問27 経営継承者が後継者不在経営体から施設を取得する際の不動産取得費又は登記料等の手数料は、補助の対象となりますか。

不動産等を取得することにより、個人の資産形成が行われることとなるため、経営基盤の取得費に補助することはできません。

一方、畜産クラスター協議会が後継者不在経営体や経営継承者との調整に必要な測量、権利調整、分筆による登記等に要する経費については、補助の対象となります。

【継承方法等について】

問28 畜産クラスター協議会が後継者不在経営体の施設を取得し、経営継承者に一定期間貸し付けた後に継承する場合は事業の対象となりますか。

畜産経営基盤継承支援事業の場合は、後継者不在経営体から、直接経営継承者に経営基盤（畜舎、機械、家畜等）を継承することとなるため、畜産クラスター協議会が後継者不在経営体の経営基盤を取得することは想定しておりません。

なお、遊休化した施設を畜産クラスター協議会が取得、整備したものを経営継承者に貸し付け、その後、譲渡する取組については、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）で支援しています。

問29 後継者不在経営体から経営継承者に継承する場合、譲渡ではなく、貸し付けによる継承は事業の対象となりますか。

畜産経営基盤継承支援事業の場合は、後継者不在経営体から、直接経営継承者に経営基盤（畜舎、機械、家畜等）を譲渡することが原則となります。

ただし、経営継承者の事情により、一括譲渡が困難な場合等については、貸付け等による段階的な経営移譲も可能ですが、その後、5年程度の期間内に段階的な継承を完了させてください。

なお、貸し付ける場合の賃貸料については、畜産クラスター協議会において、施設等の残存価格や譲渡までの期間等を勘案しながら設定してください。